

人口増強・興亞の基

# 人口問題研究

第四卷 第八號

昭和十八年八月刊行

## 調査研究

朝鮮における農業人口の性格………雪山慶正(一)

## 彙報

第二次育児費調査の施行——地方行政協議會令の公布——地方行政協議會規程の制定——  
國民徵用令中改正の件公布——國民徵用令施行規則及その他の省令中改正の件公布——勞  
務調整令施行規則中改正の件公布——國民勤勞報國協分會施行規則中改正の件公布——陸  
軍勤勞顯功章令施行規則中改正の件公布——米穀生産確保補給金交付規則の公布——臺灣  
住宅營團令中改正の件公布——本邦最近の牛計費指數——ルマの獨立

## 文獻

邦文人口問題關係文獻(三九)



厚生省研究所

人口民族部

# 人口問題研究

## 第四卷 第八號

### 調査研究

#### 朝鮮における農業人口の性格

雪山慶正

##### (一) 序 説

- (二) 農業人口の性格把握に關する若干の方法論的考察
- (三) 朝鮮における土地所有
- (四) 朝鮮における農業生産の技術的構造
- (五) 朝鮮における農業人口の性格

##### (一) 序 説

日本に於ける戦争經濟の現在の段階は、勞務動員政策の立場から、朝鮮における農業人口の性格

の農民に對して重大な任務を課し與へてゐる。即ち、できる限り多數の勤勞力を内地における軍需工業・重化學工業・鑛山業部門に供出することによつて、人的資源の不足によつて生じた生産の隘路を打開し、日本戦争經濟の進展に寄與すべき任務である。戦争の規模が擴大し、その烈度が苛烈さを加へ、軍需・重化學工業・鑛山業部門における生産力擴充の過程が急速におしすすめられるにともなつて、これらの部門における勤勞力への需要は著しく歴大なものとなつてきた。現在においては、従來内地において勞力の主要な供給源とされてきた不急不要産業勞務者、商業・農業従業者等は殆ど動員されつくしてをり、内地勞働市場は、残された勞力の給源として僅かに婦人勞力と外地人勞力とを數へるに過ぎないといふ逼迫した状態の下におかれてゐる。したがつて、朝鮮人勞力を主とする外地人勞力の動員は現在から近い將來にかけて、まさに勞務動員政策の根幹的な部分の一つにならんとしてゐるのである。

ところで、朝鮮における朝鮮人人口は、總督府の調査の結果によれば、昭和十三年末現在において二一九五萬〇六一六人となつてをり、そのうち一六六一萬五七七一人即ち總人口の七五・六%までが農家人口に屬してゐる。このやうに朝鮮における農家人口がいまなほ總人口の約八〇%までもしめてゐるといふ事實は、朝鮮人に對する勞務動員計畫の向ふところを専らこれらの農家人口に照準せしめ、その主力を彼等の上に集注せしめずにはおかない。

ところで、朝鮮における農民は、(三)に入つてたचित्て述べられるやうに、朝鮮の農業を現在もなほ支配しつゞけてゐる前時代的な土地所有關係の桎梏の下におかれてゐた爲に、農業部門の内部だけでその生計を維持してゆくことがきはめて困難な事情にあつたから、彼等のなかには生計の途を求めて内地に渡航する者があとを絶たなかつた。朝鮮人の内地渡航者のうち壓倒的な多數をしめるものは實にこれらの農民乃至その家族員にほかならなかつたのである。このことは例へば、昭和七年六月から同年十二月末迄七ヶ月にわたつて大阪府學務部社會課によつて行はれた「在阪朝鮮人の生活状態」に關する調査の結果からも明かであつて、いまこの調査の結果から調査の對象とされた在阪朝鮮人世帯一萬一八三五世帯の「郷里における職業」を調べてみると、前職を「農業」とするものは一萬〇二七四世帯に上り、總數の八六・八%に及んでゐる。<sup>(1)</sup> さらにいま一つ、昭和九年十一月から昭和十年二月まで四ヶ月にわたつて行はれた東京府學務部社會課の「在京朝鮮人労働者の状態」に關する調査によれば、調査の對象とされた世帯持世帯一九三三世帯のうち前職を農業とするもの數は一七五四世帯で、總數の九〇・七%に及んでをり、同じく調査の對象とされた單獨者一七六六名のうち前職を農業とするもの數は一四〇八名で、總數の七九・七%に及んでゐるのである。<sup>(2)</sup>

ところで、これらの農業者家族を主體とする内地に渡航した朝鮮人たちは、内地の勤勞市場において内地人労働者との間の競争關係にたゞしめられたのであるが、彼等を内地へ渡航せしめる原因となつた朝鮮の農村における社會經濟機構の特殊性と彼等のもつ民族の特殊性とに制約されて、彼等は近代の工場労働者としての適格性において著しく内地人労働者に比べて劣るところがあつたため、彼等はこのやうな近代の工場労働を避けて、

専ら鑛山労働・土建労働・日傭労働等の非近代の非熟練的な労働に従事せざるをえなかつたのであつた。このことは、例へば前掲の二つの調査の結果からでも明かであつて、いま大阪府社會部學務課によつて行はれた調査結果から、彼等の比較的多數に従事してゐる「現在の職業」を求めらば、調査世帯一萬一八三五世帯のうち「土木人夫」が六八六世帯、「土工」が六二一世帯、「日傭人夫」が四五三世帯、「手傭」が四五二世帯、「仲仕」が三五二世帯、「硝子職工」が三〇〇世帯、「屑物商」が二五六世帯となつてゐる右の立言を裏書きしてゐるやうである。<sup>(3)</sup> 但し「鐵工」は八九五世帯と最も多くなつてゐるのであるが、その内容は明かでない。しかしこゝに「鐵工」として數へ上げられてゐる者の大部分はおそらく大工場に就業する近代的な金屬工業労働者ではあるまいと思はれる。

なほ東京府社會部學務課によつて行はれた調査の結果からも同様な結論が導き出される。即ち、世帯持世帯主、獨身者合計三六九九名のうち、彼等が現在比較的多數に従事してゐる職業を調べてみると、先づ最も多いのが「人夫」の一三〇九人(總數の三五・四%)で、以下「土木建築業」の八四一人(二二・七%)、「其他の商業」の二五一一人(六・八%)、「屑屋拾摺」の一四八人(四・〇%)となつてゐる。<sup>(4)</sup>

以上から明かにされるやうに、朝鮮の農家は從來からも、鑛山労働・土建労働・日傭労働等の非近代の非熟練的な労働部門を中心とするものではあつたけれど、内地産業における勞力の供給源として、内地における勤勞市場との間に一應の連契を保持してゐたのである。したがつて、軍需工業・重化學工業・鑛山業等の生産力の飛躍的な増強が焦眉の急務とされ、しかも一方内地における勤勞力の需給關係が漸く逼迫をつけてゐる現在、このやうな朝鮮の農村と内地の勤勞市場との間の連契をますます密接ならし

め、朝鮮の農村からますます多くの農家人口を意識的・積極的に動員し、しかも彼等をば、炭鑛業を中心とする鑛山業に對してはますます多數にこれを送り込むとともに、從來からみられたやうな、彼等の日傭労働・土建労働等の非近代的労働部門への流れは極力これを阻止し、専ら彼等をして軍需・重化學工業等の近代的労働部門に向はしめることが、現在における勤勞動員政策にあたへられた重要な課題の一つでなければならぬ。以上のやうな事情を顧るとき、朝鮮人農家人口に對する勤勞動員の政策は、單純に量的な觀點のみにたつことを許さないのであつて、この場合それと同時に、かゝる動員の過程のなかで、彼等のもつ勤勞力のなかから非近代的・封建的な性格を拂拭し、これを近代的な工場労働力にまで陶冶し訓練することが要求されるのである。以上から明かなやうに、朝鮮人農家人口の動員にさいしては、たんに量的な觀點にたつばかりでなく、質的な觀點をもあはせて考慮する必要があるのであるが、かうした事情に鑑みると、朝鮮人農家人口の動員を合理的に推し進めるためには、動員の客體である農家人口乃至農業人口のもつ社會的・經濟的な性格についての認識が何よりも必要であると思はれるのである。

朝鮮における農家人口乃至農業人口が、内地における軍需・重化學工業・鑛山業等の必要とする勤勞力の補給源として、戦争經濟の現段階において如何に重要な意義を有するものであるかは、以上に述べた如くである。ところで、吾々は、このやうな時局産業に對する勞力の主要な補給源としての朝鮮人農家人口に對して、戦争經濟がいま一つの重要な任務を同時に課し與へてゐることを忘れてはならない。それは、ほかでもない。戦争經濟の進展とともに著しく増大した内地における米穀需要をカバーし、逼迫し

朝鮮における農業人口の性格

た食糧需給を調整する爲に出來得るかぎり多くの米穀を内地に供出し、戦時食糧政策の一端に寄與すべき任務なのである。

もともと朝鮮の農業は、日韓併合以來、内地における主要食糧・米穀の補給源としての地位にたつことを強制され、朝鮮の農民は専ら米穀生産者としての任務を荷はされてきた。總督府によつて強力的に遂行された前後二回(第一次大正八年—十四年、第二次昭和元年—八年)にわたる産米増殖計畫も、主として朝鮮農業の内地向米穀移出を増加せしめ、朝鮮をして内地に對する米穀補給地たらしめようとする目的に出るものに他ならなかつたのである。<sup>(5)</sup>したがつて朝鮮における農業は夙に米穀單作經營といふ形態をとり、米穀の生産力は、朝鮮人の主食作物である雜穀・豆類等の生産力の發展を犠牲として急激な發達をとげしめられた。試みに朝鮮における主要なる食糧作物たる米、大麥、粟、稗、玉蜀黍、大豆、小豆に關する收穫高の最近までの發展を一瞥するに次表の如くである(第一表)。

第一表 朝鮮における主穀作物の收穫高

(明治四三年を100とする指數)

	米	大麥	粟	稗	玉蜀黍	大豆	小豆
大正 四年	一三二	一四九	一四三	一〇九	一二七	一五一	一一七
大正 八年	一四〇	一四七	一六四	一一三	一三四	一六二	一〇七
大正 九年	一四三	一五〇	一四九	八五	一三七	一五七	一〇三
昭和 四年	一六六	一六四	一四七	六二	一四八	一五六	一〇〇
昭和 五年	一九七	一七〇	一五六	五二	一八四	一三六	八五
昭和 九年							
昭和 一〇年							
昭和 一四年							

備考 朝鮮總督府「農業統計表」昭和十四年より計出。

右の表から明かなやうに、朝鮮における米穀收穫高の増加にはまことに目覚ましいものがあるのであるが、このやうな結果がさきにのべたやうに

専ら總督府によつて強行された前後二次にわたる大規模な産米増殖計畫にもとづくところであることは云ふまでもない。このことは、米穀收穫高の増加率が、大正一四年—昭和四年には四割三分で、大麥・粟のそれに比べていささか低位にあり、これが大麥・粟のそれを追ひ抜くにいたつたのは漸く昭和四年以後の時期であること、そして産米増殖計畫が實行に移されたのが、あたかもこの時期に當つてゐることを想起するならば直ちに明かとなるであらう。このやうな當局の努力の結果、米穀收穫高の増加率は昭和一〇年—一四年には實に九割七分に達した。つまり、最近の米穀收穫高は日韓併合當時の約二倍に及ばんとしてゐるのである。驚くべき増加であるといはねばならない。

吾々は、さらに、各作物の反當收穫高増加の趨勢のなかに、このことより具體的な證左を見出すことができる。即ちいま食糧作物の反當收穫高の變遷を明治四三年を基準とする指數によつて表示するならば次の通りである(第二表)。

第二表 食糧作物の反當收穫高

(明治四三年を100とする指數)

年次	米	大麥	粟	稗	玉蜀黍	大豆	小豆
大正四年—八年	一二六	一二二	一〇五	一一八	一〇一	一〇一	九八
大正九年—一三年	一二三	一〇四	一二三	一一九	九五	一〇〇	九一
大正一四年—	一二三	一〇二	一〇一	一〇九	八八	九六	九〇
昭和四年	一三三	一〇一	一〇一	一〇九	八八	九六	九〇
昭和五年—九年	一三四	一〇六	九九	九七	八八	九五	九三
昭和一〇年—一四年	一四七	一二五	一〇五	一〇一	九一	八五	八二

備考 朝鮮總督府「農業統計表」昭和十四年より計出。

右の表によつて反當收穫高の増加率の變遷過程を作物別に検討すると、吾々は、米穀のそれが他の作物のそれらに比べて際立つて大きく、し

かも年次を追つてこの間のひらきを大きくしてゐることに氣付くのである。かうして、米穀の反當收穫高の増加率は、昭和一〇年—一四年には四割七分といふ高率を示すにいたつた。之に比して朝鮮人の主食作物たる大麥以下雜穀のそれは著しく低く、玉蜀黍・豆類のそれにいたつては、逆に明治四三年に比してかなりの減少をすら示してゐるのである。このことは、從來總督府によつて採用され來つた朝鮮における農業開發政策の目指すところが奈邊にあつたかを何よりも明かに示すものである。

さて、以上に述べられたやうな朝鮮における米穀收穫高の増加は、同時に鮮米の内地移出力の増加となつてあらはれ、朝鮮をして内地に對する米穀補給地たらしめ、朝鮮の農民をして専ら内地人のための米穀生産者たらしめようとする總督府の努力は着々として酬ひられたものの如くである。即ち、鮮米の内地移出高は日韓併合以來次のやうな發展を示してゐる(第三表)。

第三表 鮮米の内地移出高(及び收穫高)

年次	内地移出高 千石	同上指數	收穫高 千石	同上指數
大正四年—八年	一、九九二	一〇〇	一三、六九四	一〇〇
大正九年—一三年	三、三二二	一六七	一四、五二三	一〇六
大正一四年—	五、六九〇	二八六	一四、九一七	一〇九
昭和四年	七、四八〇	三七五	一七、二六一	一二六
昭和五年—九年	七、五五五	三七九	二〇、五一七	一五〇
昭和一〇年—一四年	七、五五五	三七九	二〇、五一七	一五〇

備考 農林大臣官房統計課「農林統計月報」昭和十八年五月より計出。

右の表から明かなやうに、朝鮮産米の内地移出高は日韓併合以來年を追つて著しく増加し、昭和一〇年—一四年には七五〇萬石に上り、大正四年—八年の約三・八倍に達した。いまこれを收穫高の増加率と比較するならば、同じく第三表の下段に掲げた數字が之を明らかにするやうに、移出高

の増加率は收穫高の増加率よりもはるかに大きいのである。試みに昭和一〇年—一四年についてみるならば、收穫高の増加率が五割にとどまるに比して、内地移出高の増加率は實に二七割九分を示してゐる。

したがつて、朝鮮産米内地移出高の收穫高中に占める割合は次表の通りであり、年次を追つて著しい増加の傾向がみとめられる(第四表)。

第四表 鮮米内地移出高の收穫高中にしめる割合

大正四年—八 年	一五%
大正九年—一三年	二三%
大正一四年—昭和四年	三八%
昭和五年—九 年	四三%
昭和一〇年—一四年	三七%

備考 第三表より計出

即ち右の表の示すやうに、従来の内地移出高が收穫高のなかにしめる割合は、日韓併合後大正初年以來年々著しく増加し、昭和五年—九年には實に四三%に達した。つまりこの時期において生産された米穀の半ばに近い數量が内地向け移出にあてられたことになる。

それでは、このやうに收穫高の半ばに近い數量がよく内地に移出されたのは、一體どのやうな理由にもとづくものであるか。こゝにその答を要約するならば、これは専ら朝鮮の農民が、後にたち入つて述べられるやうな特殊な生産關係の下にたつて農業經營を営むことを餘儀なくされた爲、彼等の農家經濟が一般に甚しい窮乏に陥り、その結果やむなく米穀の消費はこれを最小限度に減少して、できうる限り多くの米穀を販賣用に振り向け、その代金を以て専らより廉價な滿洲粟・外米の購入にあて、これを主食として辛ふじて貧困な生計を繋いでゐたといふ事情にもとづくのである。(6) したがつて、この場合、農家によつて販賣される米穀は、決して彼等の自家

朝鮮における農業人口の性格

消費分以上に出る餘剩米でなく、それはいはゞ彼等の生活の必要部分に該當する價値を體現するものなのである。つまり、鮮農によつて行はれる米穀の販賣は所謂「窮迫販賣」であり、その結果生じた内地向の米穀移出はまさに「饑餓輸出」とも稱さるべき現象にほかならなかつたのである。次に示す朝鮮における米穀消費統計はこの間の事情を何よりも明らかにする。

第五表 朝鮮における米穀消費高

年次	米穀總消費高		米穀一人當消費高	
	千石	同上指數	同上指數	同上指數
大正四年—八 年	一一、七七七	一〇〇	〇・七〇七	一〇〇
大正九年—一三年	一一、一八六	九五	〇・六三八	九〇
大正一四年—昭和四年	九、七二七	八三	〇・五一一	七二
昭和五年—九 年	九、〇〇〇	七六	〇・四四四	六三
昭和一〇年—一四年	一二、五三〇	一〇六	〇・六四一	九一

備考 姜鏗澤「朝鮮における食糧問題の發展過程」(「農業經濟研究」第一六卷第二號)二七頁による。

右の表から明かなやうに、朝鮮における米穀の消費高は、さきに見たやうな移出高及び收穫高の増加傾向に正に逆比例して、昭和九年にいたるまでは年次を追つて減少の一途を辿つてゐる。これは總消費高についても、一人當消費高についてもみとめられるところであるが、さきに述べたやうな朝鮮産米の内地移出高の増加が、専ら鮮農の側における米穀消費の被強制的節約にもとづくものであることは右の事實によつても明かであると思はれる。

ところで、右に述べられたやうな朝鮮における米穀事情は、支那事變以來最近にいたつて著しい變調を示してゐる。即ちいま先の第四表に再びたちかへつて、鮮米内地移出高の收穫高の中にしめる割合についてみるに、さきに述べたやうな昭和九年までの増加傾向は、最近にいたつていささか

鈍化したものの如く、昭和五年―九年に四三%を示したこの割合は、昭和一〇年―一四年には三七%にまで低下してゐる。これは、この期における鮮米の内地移出高の増加が收穫高の増加に比して著しく小さかつたことを意味するものに他ならない。即ち、この期においては、收穫高の前期に對する増加額が三、二五六千石に達するに比して、移出高の増加額は僅かに七五千石にすぎない。いまこれを前期に對する増加率として示すならば、收穫高の増加率が一九%なるに比して、移出高の増加率は僅かに一%にすぎないのである。つまり、このことは、收穫高の増加分のうちその大部分が鮮内消費に振り向けられ、その結果内地移出に振り向けられた部分が著しく減少したことを意味する。こゝで再び第五表を振り返つて見るに、朝鮮における米穀消費高は、果して昭和一〇年―一四年には從來の遞減傾向を逆轉して、著しい増加への傾向を示しゐる。即ち、大正四年―八年を一〇〇とする指數は、この期においては、總消費高については前期の七六に對して一〇六を、一人當消費高については前期の六三に對して九一を示してゐるのである。

さてかゝる米穀の鮮内消費高の急激な増加には二つの理由が考へられる。即ち、先づこの期に入つて、支那事變の勃發を契機として北鮮に於ける重工業化の過程が飛躍的な發展をとげ、それに伴つてこの地域に著しい勤勞人口の集中が見られたことが、その理由の一つであり、さらにこのことと同時に時局の進展に伴つて生じたインフレーションの波が漸く農村の内部にまでも波及して、鮮農の生活水準を幾分なりとも上昇させ、その結果彼等の米穀消費高を幾分増加せしめたことがいま一つの理由である。

以上を要するに、朝鮮の農業は日韓併合以來夙に内地における主食作物・米穀の補給地としての地位にたゞしめられ、朝鮮の農民は、東洋民族の間

に本來的に具有される米穀嗜好の欲望を犠牲として、ひたすら内地人の消費にあてらるべき米を生産し、これを内地に供出すべき役割を負はされてきたのである。戦争經濟の進展に伴つて内地における米穀生産の諸條件がますます悪化し來り、從來から朝鮮の農民に對してあたへられてゐた内地に對する米穀供出者としての役割がますます重大性を加へ來つた現在、まさにこの時において、さきに述べた如く米穀の内地移出力の減退といふ事實が惹起されたといふことは朝鮮農民にあたへられた右のやうな歴史的使命に鑑みると、まことに憂慮すべき事態であるとみなされねばならぬ。そしてかゝる事態が、さきにも一言したやうに、主として北鮮における重工業化過程の進展にもとづくものであるとするならば、その傾向は今後も戦争の進展に伴つてますます増大するものとしなければならぬ。したがつて、このやうな逆條件を克服して朝鮮における米穀生産力の一層の擴充をはかり、鮮農をしてより一層内地における食糧自給政策に協力せしめるために、米穀生産の現實的擔當者たる朝鮮農民に對してあたへられた米穀増産への任務は現在一層大を加へつゝあるといはねばならぬ。

右のやうな事情を考慮するとき、さきに述べた朝鮮人農家人口の時局産業への動員計畫の實施に際しては周到な準備が要請されるわけである。動員の範圍が、彼等の米穀生産者としての役割を著しく阻害しない限度にとどめられねばならないからである。従つて、こゝでも、内地の農家において見られるやうな農工調整の問題が、なによりも速かにしかも合理的に解決さるべき問題として提起されるのである。そして、この問題に答へるために、吾々は何よりも先づ朝鮮の農家によつて行はれる農業生産がどのやうな社會的關係の下に、どのやうな構造をとつて行はれてゐるのである

か、そして朝鮮における農家人口乃至農家人口がかかる農業生産構造の内部においてどのやうな意義を有し、どのやうな役割を果してゐるのであるか——以上の關係を明らかにしなければならぬ。

## (二) 農業人口の性格把握に關する若干の

### 方法論的考察

朝鮮人農業人口の性格は、現在においては如何なる觀點に立つて把握されるべきであるか。さきに述べたやうに、現在朝鮮の農業人口に對して要望されてゐるところは、何よりも、戦局の苛烈化にともなつて軍需工業・重化學工業・鑛山業において生じた夥しい量に上る勤勞力に對する需要を満足すべく、之に充分な勤勞力を補給することであり、さらに漸く逼迫を背けてきた食糧需給を調整するために、出來得る限り多くの米穀を内地に向けて移出することである。したがつて、朝鮮の農家人口乃至農業人口は、現在においては、何よりも時局産業及び農業における生産力の人的荷ひ手たる工業乃至農業勞働力としての側面において把握され生産力擴充の現代的要請との關聯の下に理解されねばならないと思はれる。これが平時であるなら農業人口乃至農家人口は、或は國民消費力の構成要素として、商品價値實現の立場から、即ち商品市場形成の問題に關聯して把握され、すんで彼等の生活水準維持・上昇の問題としてとりあげられることも重大な意義を有するであらうし、又とくに問題の對象が朝鮮人であることからして、上述した生活水準の問題と關聯して、専ら治安維持的警察的含みを以てとりあげられ、朝鮮人民生の問題・民族協和的民族政策の問題として取扱はれることも可能であるし必要なことでもあらう。しかし戦時においては、國の一切の政策は戦力の培養基盤としての生産力増強の一點に集注されねばならない。そこでは、あたかも社會政策が、勞資協調を目的と

する分配政策としての舊來の性格を勞働生産力昂揚を目的とする生産政策にまで止揚されるべきであると同様に、民族協和を目的とする舊來の民族政策も、民族勤勞力の生産性を増強し、之を高度に戦力化せんがための民族勤勞政策にまでたかめられねばならないのである。勿論この場合においても分配政策乃至民族協和政策の具體的内容をなす朝鮮人農民の生活維持・確保の問題は決して無視されることを許されない。この問題はむしろ戦時においてこそますますつよくその合理的解決が要望されるものではあるが、この場合においてもこの問題は現在においてはあくまで民族勤勞力保全の側面において、民族勤勞力昂揚の問題との關聯の下にとりあげられねばならないと思はれるのである。

以上において、吾々は朝鮮人農業人口の性格が、現在においては、なによりも先づ時局産業並びに農業における生産力の人的要素たる勞働力としての側面において把握されるべき要請の下にたゞされてゐることを明かにした。それでは右の角度からする朝鮮人農業人口の性格把握は具體的には、いかなる手續をとつてなされるべきであらうか。先づこゝでは、一般に農業人口の性格把握のための手續乃至方法論に關する簡単な序説から出發しよう。

一般に農業生産の過程は、生産の主體的要素としての人間勞働力が、土地、農機具、役畜、建物、灌溉装置その他の勞働手段と結合して、一體としての勞働組織を形成し、これを以て、土地、種子、肥料、灌溉水等の勞働對象に働きかけることによつて、作物の有機的成長過程を助成するといふ構造をとるものであるが、この場合、人間勞働力と勞働對象との結合によつて形成されるべき勞働組織は、一の組織された技術であり、農業生産力展開の物質的基礎をなすものである。<sup>(7)</sup>したがつて、生産力の人的要素としての人間勞働力は、技術的な觀點からみるときは、あたへられた勞働手段



に對する一定の質的並びに量的な適應關係にたつものである。それ故、生産力要素としての人間労働力の質並びに量は、之と結合さるべき労働手段の性質と規模、就中農地の規模によつて技術的に決定される。たとへば廣大な農地は機械の農業生産過程への導入を可能ならしめ、農業に於ける大規模經營成立のための技術的前提をなすものであるが、このことは同時に農業労働の節約を齎すとともに、農業労働力をして専ら機械的雇傭労働たらしめる傾きをもち、之に反して零細なる農地は、一般に機械の農業生産過程への導入を技術的に不可能ならしめ、農業經營をして専ら農家家族員の手労働のみにもとづく家族労働的經營たらしめる傾向をもつ。勿論この場合、農業生産の行はれる自然環境の影響も無視されざるものであることいふまでもない。

ところで右のやうな大規模經營は専ら米國或は英國の農業において典型的な發展をとげたものであるが、いまこれら諸國の農業における近代的大規模經營の成立過程を顧るとき、吾々は、それが土地所有の近代化と資本主義的地代形態の確立をまつてはじめて成立し、その上にたつて展開されたものであることを知るのである。之に反して、労働集約的な家族労働經營は、いまなほ東洋諸國の農業の中に典型的な形態をとつて廣汎にわたつて残存せしめられてゐるのであるが、このことは、主としてこれらの地方において、土地所有近代化の過程がきはめて緩慢かつ不徹底であり、いまなほ封建的な地代形態が根強く残存せしめられてゐるといふ歴史的・社會的條件にもとづくものと考へられるのである。<sup>(9)</sup>「利潤」部分を完全に蔽ひつくすほどの高率なる地代率の慣行が、農業生産者のもとに「資本」の蓄積を許さないからである。

右のべたところから明かなやうに、農業生産の技術的構造を決定し、

農業労働力に對して一定の性格を賦與するものは、直接には労働手段の規模と性質とであり、窺局的には労働手段中最も重要な役割を果たすべき農地に對する所有關係に他ならないのである。そしてかゝる土地所有關係が、一定の歴史的社會的條件の下に成立した當該農業社會における基本的な生産關係をなすものであること云ふまでもあるまい。こゝに吾々は、農業における生産關係の生産力に對する規定的な關係を認めることができ、農業における經濟の技術に對する優位を確認することができるのである。

要約しよう。農業生産力の人的要素たる労働力のもつ性格を決定するのは、これと技術的に結合さるべき労働手段の規模と性質、就中農地の規模であり、しかもかゝる農地の規模を決定し、農業生産の技術水準即ち當該社會における農業生産力の發展段階を規定づけるものは、當該社會において一定の歴史的社會的條件の下に成立を見た土地所有關係即ち農業における基本的生産關係なのである。したがつて、いま農業生産力の人的擔ひ手としての農業労働力を社會的大量的に把握し、これを農業(労働)人口として把へるならば、かゝる農業人口のもつ性格を合理的に理解するためには吾々は、以上のやうな農業生産の技術構造と經濟機構との相互的關聯性にもとづき、何よりも先づ、これを右の關聯の内部において把握しなければならぬと思はれるのである。

したがつて以下において吾々は、さきに述べたやうな實踐的要請にもとづき、朝鮮における農業人口をなによりも生産力の人的擔ひ手たる農業労働力として理解するとともに、同じく右に述べたやうな方法的要請にもとづき、これを朝鮮の農村を支配する經濟機構と朝鮮の農業生産にあたへられた技術構造との相互關聯性の内部において、いはゞ機構的に之を把握しようと思ふのである。

(三) 朝鮮における土地所有の特質

それでは朝鮮における農業生産の現實的擔當者たる三百萬の農家は、現在如何なる土地所有關係の下において生産活動を営み、彼等の農業生産は如何なる技術構造をとつて行はれてゐるのであるか。

先づ、土地所有關係の考察からはじめよう。

朝鮮における土地所有のなかに見られる第一の特徴は、日韓併合と同時に開始され八年の長時日を費して大正八年にいたつて漸く完了した土地調査事業によつて法的外被の上からではあるが土地所有制度の一應の近代化が行はれて以來、自作農及び自小作農の土地喪失による小作農への階層的轉落の過程と土地所有の地主の掌中への集中の過程とが大規模に進行し、その結果すでに全農地の大部分が地主の所有に歸してゐるといふ事實である。先づこのことを明かにするために大正八年以降における自・小作農家戸數の變遷過程に一瞥を投じよう(第六表)。

第六表 朝鮮における自・小作別農家戸數の變遷

年次	自作農家		自小作農家		小作農家		計
	千戸	指數	千戸	指數	千戸	指數	
大正 八年	600	100.0	104	100.0	1000	100.0	1604
大正一三年	609	101.5	98	94.2	1000	100.0	1607
昭和 四年	591	98.5	86	82.7	1000	100.0	1577
昭和 九年	543	90.5	73	70.2	1000	100.0	1416
昭和一四年	540	89.9	71	68.3	1000	100.0	1351

備考 朝鮮總督府「農業統計表」昭和一四年より計出

右の表から明かなやうに、朝鮮における農家戸數の變遷過程を特徴づけるものは、何よりも先づ自作農家戸數及び自小作農家戸數の急激な減少傾向と小作農家戸數の同じく急激な増加傾向とである。即ち、自作農家は

大正八年の六〇〇千戸から昭和一四年の五四〇千戸までこの二十年間に約六萬戸即ち一〇%の減少を示し、自小作農家も大正八年の一〇四六千戸から昭和一四年の七一九千戸まで、同じくこの間に三三萬戸、三〇%以上の減少を記録してゐる。之に反して、小作農家は大正八年の一〇〇四千戸から昭和一四年の一五八三千戸まで同じ期間に逆に五八萬戸以上の増加を示した。實に六〇%の増加率である。このやうな現象は、この期間において、朝鮮の農村における自作及び自小作農家の小作農家への階層的轉落の過程が急速に進行したことを意味するものであるが、これを土地所有の側から見るときは、このことは同時にこの間小作地の地主の掌中への集中の過程が急速に進行し、農村の内部における階層的分化が一層鋭く推し進められたことを意味するものに他ならない。

ところで、右のやうな自作及び自小作農家の小作農家への階層的轉落による小作地の地主の掌中への集中過程が最も急激に進行したのは、右の表が示すやうに昭和四年から八年までにかけての五年間である。即ちこの五年の間に、自作農家は約四萬八千戸、自小作農家は約一六萬戸の減少を示した。つまり、自作農家についてみるときは、大正八年から昭和一四年までいたる二十年間に減少した農家數の約八割があたかもこの五年の短期間のうちに減少したことになり、自小作農家についても同様、同じく右の二十年間に減少した農家戸數の約五割が、この五年の間に減少したことになる。之と逆に小作農家はこの五年間に約二八萬戸の増加をみたのであるが、これは大正八年から昭和一四年までにいたる二十年間に増加した小作農家戸數の四割八分に當る。

ところで右の昭和四年から昭和八年までにいたる時期は、あたかも昭和五年に勃發した世界經濟恐慌が農業恐慌にまで展開し、農村の不況が最も

深刻化した時期に當るのであるが、この事實を顧るとき、吾々は、農業恐慌が朝鮮の農家に對して如何に深刻な打撃をあたへ、自作及び小作農の階層的轉落過程を如何に促進し、農村における階層分化を如何に尖鋭化せしめたかを了解することができると思ふ。朝鮮農家のよつて立つ經濟的地盤の脆弱性は、右の事實のなかに最も明瞭に露呈される。

さて、右の結果、朝鮮における自・小作農家戸數の農家總戸數中にしめる割合は次のやうな變化を閲した(第七表)。(但し、左表においては火田民被傭者戸數は農家總戸數から除外されてゐる。)

第七表 朝鮮における自・小作農家の割合

	自作農家	自小作農家	小作農家	計
大正 八年	二二・七%	三九・五%	三七・九%	一〇〇・〇
大正一三年	二二・七	三四・八	四二・五	一〇〇・〇
昭和 四年	二一・四	三三・一	四六・五	一〇〇・〇
昭和 九年	一九・二	二五・五	五五・三	一〇〇・〇
昭和一四年	一九・〇	二五・三	五五・七	一〇〇・〇

備考 朝鮮總督府「農業統計表」昭和一四年より計出。

右の表の示すやうに、小作農家戸數の農家總戸數中にしめる割合は、大正八年には三七・九%であつて自小作農家(三九・五%)よりも小さい割合を示したのであるが、昭和一四年にはそれは農家總戸數の五五・八%をしめ、朝鮮農家の過半數をしめるにいたつた。いまこれに自小作農家の二五・三%といふ割合を加へるならば、朝鮮においては、何等かの程度において農業經營に關して地主に依存してゐる農家の數は現在では實に總農家の八割以上をしめることになる。之と逆に自作農家戸數は農家總戸數の僅か二割にも充たない。

右に述べたやうに、自作及び自小作農家の小作農家への階層的轉落によ

つて小作地が大規模に地主の掌中へ集中せしめられた結果として、現在においては朝鮮における土地所有の支配的形態は地主的所有であり、自作農による農民的所有は之に比して全く副次的な意義を有するものにすぎなくなつてゐる。このやうな朝鮮における土地所有のもつ特質は、朝鮮における自・小作農家戸數の農家總戸數中にしめる割合を内地のそれと比較してみれば一層明かとなる。即ち内地における自・小作農家戸數とそれが農家總戸數の中にしめる割合とは次表の示す如くである(第八表)。

第八表 内地における自・小作別農家戸數とその割合

	自作農家		自小作農家		小作農家		計	
	戸數	割合	戸數	割合	戸數	割合	戸數	割合
昭和 四年	一七七	三三	三六〇	四三	一四七	二六	五七五	一〇〇
昭和 九年	一七四	三〇	二六九	四三	一五〇	二六	五九三	一〇〇
昭和一四年	一四〇	三〇	二二二	四三	一四六	二六	五〇八	一〇〇

備考 農林省官房統計課「農林統計表」より計出。

右の表の示すやうに、内地における各階層農家のうち最も多いのは自小作農家であつて、たとへば昭和一四年には自小作農家戸數は農家總戸數の四二・五%をしめ、總農家の殆んど半ばに當つてゐる。之に比べると農家總戸數の三一%をしめる自作農家であり、小作農家は最も少く農家總戸數の僅か二六・六%にすぎない。しかも右表に示されるやうに、自作及び自小作農家は何れも昭和四年—八年の農業恐慌期を通じてもその數を減ずることなく、むしろ逆に、この時期において前者は約三千、後者は約六千の増加を示してゐる。このことは内地農家の中堅をなす自作農・自小作農のよつて立つ經濟的地盤の強靱性を物語るものに他ならず、同時にこのことはこれらの自作・自小作を中軸として形成される吾が國農村經濟の健全性の證左とするに足りるものである。右のやうな内地農家の動きを顧ると

き、さきに指摘したやうな朝鮮農家の動向は、朝鮮の農村における階層的分化の異常な鋭さを理解せしめるとともに、朝鮮農家のよつてたつ経済的地盤の脆弱性をも明瞭ならしめるものである。

農業恐慌が朝鮮の農家に對して如何に大きい打撃をあたへ、自作及び自小作農家の所有地喪失による小作農家への階層的轉落過程を通じて、如何に農村における階層的分化過程を促進したかは先に述べた通りであるが、吾々はさらに農業恐慌の朝鮮農村に及ぼした深刻な影響を、この期間を通じて火田民及び農業被備者戸數が著しく増加したといふ事實のなかにもうかがひ知ることができる。

火田民戸數が「農業統計表」に掲げられたのは昭和元年以降のことであるが、火田民戸數(但し兼火田民戸數を除く)のこの年以降の變遷は次の通りとなつてゐる(第九表)。

第九表 火田民戸數の變遷

昭 和 一 年	火 田 民 戸 數	同 上 指 數
昭 和 一 年	三四、三二六	一〇〇・〇
〃 〃 四 年	三四、三三三	一〇〇・〇
〃 〃 九 年	八一、二八七	二三六・九
〃 〃 一 四 年	六九、二八〇	二〇一・九

備考 朝鮮總督府「農業統計表」昭和一四年より計出。

火田民とは専ら半島の北部並びに中部山嶽地帯において原始的な焼畑耕作を営み、食糧を求めて轉々として山中に移動をつづける農民群のことであるが、その數は右表の示す通り、昭和四年から昭和九年までの間に約二・四倍の増加を示してゐる。これは、この期間を通じて、舊來の小作農にして小作料不納のために小作權を喪失し、火田民の群に投じた者が夥しい數に上つたことを意味するものに他ならない。即ち農業恐慌の小作農に及ぼ

朝鮮における農業人口の性格

した深刻な影響の程を推測せしめるものである。なほ昭和九年以降には火田民戸數の急激な減少が認められるのであるが、これは支那事變勃發以來、彼等の工場・鑛山への就勞が著しく増加したことを物語る。

農業恐慌が朝鮮農村における階層分化の過程に及ぼした深刻な影響の程を、吾々はなほ、土地所有から解放されてゐるばかりでなく、土地利用からも切り離された農業被備者戸數がこの期間を通じて夥しく農村に蓄積されたといふ事實のなかにも認めることができる。農業被備者戸數が官廳統計面にあらはれたのは昭和八年以降のことなので、農業恐慌以前に比して彼等の數が果してどれだけ増加したかを正確に知ることはできないのであるが、官廳統計において昭和八年にいたつてはじめて農業被備者戸數の集計が行はれたといふ事實そのものが、農業恐慌の過程を通じて被備者戸數が著しく増大し遂に之を無視することができなくなつたといふ事實を推測せしめるものではないであらうか。左表(第一〇表)の示すやうに、昭和八年には農業被備者戸數は九萬三九八四戸に上り、爾來累年増加して昭和一二年には一一萬七〇四一戸に達してゐる。即ち、農業被備者戸數はこの五年間に二割四分といふ著しい増加率を示してゐるのである。

第一〇表 農業被備者戸數の變遷

昭 和 八 年	農 業 被 備 者 戸 數	同 上 指 數
昭 和 八 年	九三、九八四	一〇〇・〇
〃 〃 一 〇 年	一一一、七七一	一一八・九
〃 〃 一 二 年	一一七、〇四一	一二四・五
〃 〃 一 四 年	一一一、六三四	一二三・八

備考 朝鮮總督府「農業統計表」昭和一四年より計出。

ところで右の表の示すやうに、農業被備者戸數は昭和一二年以降累年減少を示してゐるのであるがこのことは、支那事變勃發以來、時局産業の活



數の變遷に注目して検討するならば、この期間における自作及び自小作農家の減少は、殆んど各道を通じてひとしく顯著にみとめられるところであるが、小作農家の増加は地域によつてかなり相異し、とくに南鮮四道の増加率は概して中北鮮に比して著しく低いことが分るのである。これはどのような理由によるものであるか。もともと南鮮地方は京畿とともに古くから朝鮮における米作の中心地であり兩班貴族による大土地所有が廣汎に行はれ來つた地方であるが、江華開港條約締結(明治九年)を契機として朝鮮に進出した内地土地資本による大土地所有も主としてこの地方に據るものが多かつたから、この地方は日韓併合以前から夙に大土地所有の支配の下におかれ、しかもこれらの巨大地主は後にたちいつてのべられるやうな理由にもとづいて自ら農業經營に従事することなく、専らその所有地を零細な耕地に分割し土地を喪失した農民をして小作せしめたから、この地方は夙に零細小作經營の密集地帯をなしてゐたのである。ところで日韓併合後行はれた商品經濟の農村社會への浸潤に伴ふ農民經營の零落と之に伴ふ商業高利貸資本の農家經濟への喰ひ込みの過程は、この地方において最も顯著であつたから、右の結果生じた獨立農民の土地喪失もこの地方においてとくに深刻であつた。したがつて、南鮮地方の農村においては、昭和農業恐慌以前から自作及自小作農の土地喪失による小作農への階層的轉落の過程は既にきはめて廣汎にわたつて行はれてゐたのであり、したがつて農業恐慌は、農村における階層分化を、小作農の小作權喪失による農業労働者への轉化といふ新たな段階におしすゝませたのであつた。それ故、農業恐慌の時期を通じて、自作及び自小作の小作への階層的轉落の過程は南鮮においても顯著にみとめられたものではあつたが、それと同時にこの地方においては小作農家の小作權喪失による農業労働者(或は火田民)への轉化の過程が

### 朝鮮における農業人口の性格

これと並んで大規模に進行したから、結局小作農家の純増加率は、右の表において示されるやうに、他の地方に比べてかなり低くなつてゐるのである。さらに、右表において昭和九年から昭和十四年までの時期における小作農家戸數の變遷についてみとめられる、南鮮における減少傾向と中北鮮における増加傾向との著しい對照も、右に述べられた理由にもとづくものと思はれる。即ち、自作及自小作農家の小作農家への階層的轉落による階層分化の過程がゆきつくしすでに小作農家の過飽和状態に達してゐた南鮮における農村は、支那事變の勃發に觸發されるやうに急激な分解運動をおこしはじめたのである。零細小作農家の農業離脱は、被傭者のそれとともに南鮮において最も廣汎深刻に行はれつゝあり、南鮮における最近における小作農減少の傾向もこの事實を示すところのものに他ならない。之に反して中北鮮において最近においても尙小作農戸數が増加をうけてゐるのは、これらの地方において農村における自作及び自小作農の小作農への轉落による階層的分化の過程がいまなほ進行中であることを示す。つまりさきに見られた南鮮における農村分解の現象は、中北鮮における農村分化現象のより一步進んだ段階であると考へられるのである。

さきに述べたやうに、南鮮地方においては農業恐慌の時期を通じて農村における階層分化の過程は、中北鮮におけるよりもより一步進んだ段階にまで推し進められ、自作及自小作農家の土地喪失による小作農への階層的轉落の過程と併行して、小作農家の小作權喪失による農業被傭者への轉化の過程が急速に進行し、多數の農業被傭者が農村に累積せしめられた。そこでいまこのことを被傭者の側から明かにするために、左に道別に農業被傭者戸數の總數中にしめる割合の變遷を示すことにする(第二二表)。

第二二表 農業被傭者戸數

實 數	昭和八年				昭和一〇年				昭和一二一年				昭和一四四年			
	全	全	北	南	全	全	北	南	全	全	北	南	全	全	北	南
全	一九、七三四	二八、三八七	二九、二五九	二七、〇九〇	二二、五六七	二二、〇五六	一〇、四四八	九、四三二	二一、〇〇〇	二一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
慶	一一、〇一七	一七、九九七	一九、八六五	一九、〇九〇	一三、九五九	一三、二四一	一〇、四四八	九、四三二	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
忠	一一、六五九	一二、四〇七	一三、二四一	一〇、四四八	一三、二四一	一〇、四四八	九、四三二	九、四三二	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
忠	七、二四二	八、七九八	九、五七一	九、四三二	九、五七一	九、四三二	九、四三二	九、四三二	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
京	四、二八五	五、二六三	六、四二二	五、六四五	六、四二二	五、六四五	五、四三六	五、四三六	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
江	四、七三四	四、九七七	四、八二九	五、四三六	四、八二九	五、四三六	五、四三六	五、四三六	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
黄	六、二二二	七、五〇六	七、五六八	七、三二四	七、五〇六	七、三二四	七、三二四	七、三二四	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
平	五、六九〇	五、九一四	五、二九四	五、二〇六	五、二九四	五、二〇六	五、二〇六	五、二〇六	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
平	九七五	六六一	五六五	七〇八	五六五	七〇八	七〇八	七〇八	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
咸	一、三三五	一、一四六	一、〇八五	九一三	一、〇八五	九一三	九一三	九一三	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
咸	三、九六〇	四、八四二	四、八七五	四、四二三	四、八七五	四、四二三	四、四二三	四、四二三	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
計	六二八	八一〇	五一八	三九六	八一〇	五一八	三九六	三九六	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
同 右 割 合	九三、九八四	一一一、七七一	一一七、〇四一	一一一、六三四	一一一、七七一	一一一、六三四	一一一、六三四	一一一、六三四	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
全 南	二一・〇%	二五・四%	二五・〇%	二四・三%	二五・〇%	二四・三%	二四・三%	二四・三%	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
全 北	一六・〇%	一六・一%	一七・〇%	二〇・二%	一七・〇%	二〇・二%	二〇・二%	二〇・二%	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
慶 南	一一・三%	一一・七%	一一・九%	一〇・八%	一一・三%	一一・九%	一〇・八%	一〇・八%	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
慶 北	一一・二%	一一・一%	一一・三%	九・四%	一一・二%	一一・一%	一一・三%	九・四%	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
忠 南	七・七%	七・九%	八・二%	八・四%	七・七%	七・九%	八・四%	八・四%	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
忠 北	四・六%	四・七%	五・五%	五・一%	四・六%	四・七%	五・五%	五・一%	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
京 畿	五・〇%	四・五%	四・一%	四・九%	五・〇%	四・五%	四・一%	四・九%	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
江 原	六・六%	六・七%	六・五%	六・六%	六・六%	六・五%	六・六%	六・六%	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
黄 海	六・一%	五・三%	四・五%	四・六%	六・一%	五・三%	四・五%	四・六%	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
小(南鮮四道計)	(六二・七)	(六四・三)	(六五・二)	(六四・七)	(六二・七)	(六四・三)	(六五・二)	(六四・七)	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

備考 朝鮮總督府「農業統計表」昭和一四四年による。

右の表から明かなやうに、昭和八年においては農業被傭者戸數總計九萬三九八四戸のうち、南鮮四道のそれは五萬八八九三戸に上り、總數の六二・七%と過半數をしめてゐた。爾來南鮮における小作者の農業被傭者への轉落過程は引續いて進行し、昭和一二一年においては、農業被傭者戸數總計一一萬七〇四一戸のうち、南鮮四道のそれは七萬六三二四戸に上り、總數に對する割合は六五・二%にまで上昇したのである。ところでさきにも述べたやうに、昭和一二一年支那事變勃發を契機として時局産業の中に大量の勤勞力需要が喚起され農村に勤勞力吸收の觸手がのびたとき、かゝる時局産業の觸手が先づとらへたものは何よりもこれらの被傭者層であつた。昭和一二一年の農業被傭者戸數總計が一一萬一六三四戸となり、昭和一二一年に比べて約五千戸の減少を示したことは、右の事情を明かにするものであるが、このやうな農業被傭者の離村現象は、南鮮において最も著しく、したがつて、南鮮四道の被傭者戸數の被傭者總戸數に對する割合は、昭和一二一年の六五・二%から昭和一二一年には六四・七%へと減少した。

さて、さきに述べたやうに日韓併合以來全鮮にわたつて行はれた自作及び自小作農の小作農家への階層的轉落の過程は、とくに南鮮において早くから著しいものとめられたのであるが、その結果、南鮮における農家の階層別構成は、最近においては右の表の中にとめられるやうに極端な形をとるにいたつてゐる(第一三表)。

第一三表 道別農家の階層別構成 (昭和一四年)

道	階層	面積 (千町)	割合 (%)
全	自作農家	220.2	25.7%
	自小作農家	257.7	54.1%
	小作農家	193.3	75.5%
全	自作農家	5.2	19.3%
	自小作農家	19.3	75.5%
	小作農家	19.3	75.5%
慶	自作農家	15.4	31.1%
	自小作農家	31.1	67.3%
	小作農家	31.1	67.3%
忠	自作農家	20.8	47.4%
	自小作農家	31.8	77.4%
	小作農家	31.8	77.4%
忠	自作農家	8.4	24.3%
	自小作農家	24.3	67.3%
	小作農家	24.3	67.3%
京	自作農家	13.2	23.3%
	自小作農家	23.3	47.2%
	小作農家	23.3	47.2%
江	自作農家	7.9	21.9%
	自小作農家	21.9	61.1%
	小作農家	21.9	61.1%
黄	自作農家	24.3	47.2%
	自小作農家	28.5	52.3%
	小作農家	28.5	52.3%
平	自作農家	15.5	23.4%
	自小作農家	23.4	52.3%
	小作農家	23.4	52.3%
平	自作農家	25.0	22.7%
	自小作農家	22.7	58.1%
	小作農家	22.7	58.1%
咸	自作農家	26.4	15.5%
	自小作農家	15.5	31.9%
	小作農家	15.5	31.9%
咸	自作農家	38.1	30.0%
	自小作農家	30.0	58.1%
	小作農家	30.0	58.1%
咸	自作農家	55.4	25.7%
	自小作農家	25.7	18.9%
	小作農家	25.7	18.9%

備考 朝鮮總督府「農業統計表」昭和一四年による。

以上において吾々は、日韓併合以來朝鮮の農村において顯著にみとめられた自作及び自小作農家の小作農家への階層的轉落の過程を、全鮮並びに道別にたち入つて検討し來り、この過程が南鮮においてとくに顯著であつたことを確認したのであるが、右の過程はこれを土地所有の側からみるならば、とりもなほさず土地所有の地主の掌中への集中の過程にほかならない。吾々は先づこの事實を明かにするために、自・小作別耕地面積の大正八年以降における變遷の過程に一瞥を投じよう(第一四表、第一五表)。

第一四表 自・小作別耕地面積の變遷

年	自作地		小作地	
	面積 (千町)	指數	面積 (千町)	指數
大正八年	225.2	100.0	227.3	100.0

朝鮮における農業人口の性格

年	自作地	小作地
昭和一三年	214.0	99.5
昭和一四年	200.5	93.2
昭和一四年	192.8	89.6
昭和一四年	190.5	88.6

備考 朝鮮總督府「農業統計表」昭和一四年による。

第一五表 自・小作別耕地面積の割合

年	自作地 (%)	小作地 (%)
大正八年	49.8	50.2
昭和一三年	49.5	50.5
昭和一四年	45.0	55.0
昭和一四年	42.8	57.2
昭和一四年	42.1	57.9

備考 朝鮮總督府「農業統計表」昭和一四年による。

第一四表の示すやうに、自作地面積は大正八年の二二五二千町歩から昭和一四年の一九〇五町歩まで、この二十年間に二四七千町歩減少し、之に反して小作地即ち地主所有地は、逆に大正八年の二一七三千町歩から昭和一四年の二六二二千町歩まで、同じくこの二十年間に四四八千町歩だけ増加した。つまりこの間、自作地が一・四%の減少率を示してゐるに對して、小作地即ち地主所有地は、同じ期間に逆に二〇・六%の増加率を示したことになる。したがつて、第一五表に示されるやうに小作地面積の總面積中にしめる割合は、大正八年には五〇・二%であつたが、昭和一四年には五七・九%となつた。即ち現在においては、朝鮮における耕地の約五分の三までがすでに地主の所有に歸してゐるのである。いまこれを同じく昭和一四年の内地における小作面積の總耕地面積中にしめる割合が四五・五%であるのと比較するならば、朝鮮における耕地の地主の掌中への集中の程度が内地に比べてかなり高いことが分る。



なほ、こゝでも小作地の地主の掌中への集中は、南鮮地方において特に著しいものがある。いま、試みに昭和一四年現在における耕地面積の自作別割合を計出するならば次の通りである(第一六表)。

第一六表 道別自作小作面積の割合 (昭和一四年)

道	自作地面積		小作地面積		割合	
	千町	千町	自作地%	小作地%	自作地%	小作地%
全南	二〇一	二三一	四六・五	五三・五		
全北	五七	一八九	二三・二	七六・八		
慶南	一〇二	一七七	三六・六	六三・四		
慶北	一六九	二一七	四三・八	五六・二		
忠南	七〇	一八二	二七・七	七二・三		
忠北	五三	一〇六	三三・三	六六・七		
京畿	一一三	二八二	二八・四	七一・六		
江原	一八〇	一七七	五〇・四	四九・六		
黄海	一九四	三六九	三四・五	六五・五		
平南	一六八	二三四	四一・八	五八・二		
平北	一五二	二五九	三七・〇	六三・〇		
咸南	二八一	一三九	六六・九	三三・一		
咸北	一六六	五八	七四・一	二五・九		

備考 朝鮮總督府「農業統計表」昭和一四年による。

即ち、小作地割合が耕地總面積の七割以上をしめる道は、全北・忠南・京畿の三道に及び、同じく六割以上をしめる道は、慶南・忠北・黄海・平北の四道に及んでゐる。以上から直ちに知られるやうに、小作地の割合は一に西南鮮地方に多く、之に反して、東鮮の中部及び北部は自作地の割合がはるかに小作地のそれを凌いでゐる。即ち、小作地割合は江原道においては四九・六%、咸南・咸北においては僅かに三三・一%及び二五・九%にすぎな

いのである。

以上において吾々は、朝鮮における耕地の地主の掌中への集中の程度が一般に内地におけるよりもかなり高く、とくに西南鮮地方において著しいものがあることを明かにしたのであるが、しかもこゝに吾々の注目に値することは、右のやうな土地集中の過程が、朝鮮においては同時に専ら大地主の許への大規模な集中といふ形態をとつて行はれたことである。「農業統計表」には所有地廣狭別農家戸数を掲げてゐないので、この點に關する正確なデータは得られないが、いま久間健一氏による推定によれば、朝鮮における土地所有の一般的狀況は次の通りである(第一七表)。

第一七表 朝鮮における所有地廣狭別農家戸数

所有者數	同上割合	推定所有面積	同上割合
町		千町	%
五 反 未 滿	二,〇八六,三八一	五二・一	九・〇
五 反 一 町	七六五,五四八	一九・二	一〇・〇
一 町 一 二 町	五五七,八四八	一三・九	一四・五
二 町 一 三 町	二六七,八五三	六・六	一・六
三 町 一 五 町	一一七,一六七	五・三	一四・三
五 町 一 一〇 町	一一一,〇〇一	三・〇	一六・一
一〇 町 一 二〇 町	三四,七七一	八	九・〇
二〇 町 一 三〇 町	一〇,三八二	二・五九	四・五
三〇 町 一 五〇 町	六,三八二	二・三九	四・一
五〇 町 一 一〇〇 町	二,二四九	一・六八	二・九
一〇〇 町 一 一五〇 町	四七六	五九	一・〇
一五〇 町 一 二〇〇 町	一九一	三三	・五
二〇〇 町 以上	二二七	一四二	二・五
計	四,〇七〇,四八七	五七五,四	一〇〇・〇

備考 久間健一「朝鮮農業の近代の様相」による。

右の表は、朝鮮における土地の大地主の掌中への大規模な集中状態を何よりも明かに示すものである。即ち右の表に明かなやうに五十町歩以上の大地主は土地所有者總數の千分の一にも充たない少數であるにも不拘、耕地總面積の約七%を所有してをり、さらにまた百町歩以上といふ大地主になると土地所有者總數の實に何萬分の一にすぎないが、その所有面積は實に耕地總面積の約四%をしめてゐる。そしてかゝる大地主の頂點に位置するものが、公稱資本金五千萬圓、社有地面積總數一四萬五二三六町歩（昭和十二年）を有する東洋拓植株式會社なのである。右に述べたやうな大地主は、おほむね都市に居住し、合音・農監等をして小作地の管理並びに小作料の徴收をなさしめ、専ら、小作料収入のみに依存する不在地主である。かゝる巨大不在地主は主として南鮮地方を本據としてゐるのであるが、右のやうな巨大不在地主の掌中への土地所有の大規模な集中は朝鮮における土地所有を特徴づける一つの大きな特徴である。

以上において吾々は土地制度の近代化が完了して以來、最近にいたるまで、とくに昭和五年から昭和八年までの農業恐慌の時期を通じて、朝鮮の農村において、自作農及び自小作農の小作農へ、小作農の火田民及び農業被傭者への階層的轉落の過程が急速に進行し、この過程を通じて農地の地主層への集中の過程が大規模に行はれ、その結果現在においては朝鮮における農地の半ば以上が地主の所有に屬し、地主的所有が朝鮮における土地所有の支配的形態となるにいたつたことを確認した。それではこのやうな朝鮮における地主的土地所有は一體どのやうな歴史的な性格を有するものであらうか。

土地所有のもつ歴史的な性格は、その上にたつ小作料徴收關係の中に最も明瞭に露呈される。したがつて、吾々は朝鮮における土地所有のもつ歴

#### 朝鮮における農業人口の性格

史的な性格を明瞭ならしめるために、先づ朝鮮に行はれる小作慣行にたち入つた考察を加へねばならない。

さて朝鮮における小作慣行の第一の特徴は、現物納が地代支拂の支配的形態となつてゐることである。即ち、いま朝鮮總督府の「朝鮮ノ小作慣行」によつて現行小作における現物納・代金納・金納の小作契約總數に對する割合をみるに、この割合は悉くあつては現物納九割三分九厘、代金納三分八厘、金納二分三厘、田にあつては現物納九割二分一厘、代金納四分、金納三分九厘となつてをり、田舎何れにおいても現物納が小作契約の大部分をしめてゐる。<sup>(10)</sup> 金納・代金納は、主として官公有地に行はれ、専賣作物である煙草・藥用人蔘・警察取締令によるケシ、及び特許獎勵作物である甜菜等に關して見られるにすぎない。<sup>(11)</sup> なほ、注目すべきことは、朝鮮においては、いまなほ、各地において種々の名稱の下にかなりの範圍にわたつて勞働地代制の殘存がみとめられることである。中鮮以南における「行廊人」、「狭房人」、「次戸」、西北鮮における「狭房人」、「農募人」等がこれであるが、「朝鮮ノ小作慣行」は彼等の數を約四萬戸内外と數へてゐる。<sup>(12)</sup> 彼等は、或は地主の居家宅の一部に居住し、或は地主からその居家の附近にあたへられた獨立した小家屋に住み、地主に對する封建的な人格的隸屬關係の下にたち、男子は農耕・燃料の採集・堆肥の製造その他の勞働を、女子は水汲・洗濯・炊事等の勞働を地主に對して提供する。その代り彼等は小作地として比較的良地を多く與へられ、その小作料も概してきはめて低廉であり、なほ、狭房人・農募人にあつてはその上に比較的よい蔬菜園、耕牛を無料で貸與され、農具、肥料、種子或は食料の一部を無料或は好條件で地主から貸與されるのである。<sup>(13)</sup>

さて一般に勞働地代は賦役勞働の提供にもとづく典型的な封建的地代形

態であるが、このやうな勞働地代制は、西歐においてはやがてこの下にあつて緩慢ながら徐々に發展をつづけた農業生産力のより一層の展開に對する桎梏と化し、やがて物納地代制に轉化せしめられるにいたつた。かゝる勞働地代の物納地代への轉化の過程は英國ドイツ等の西歐諸國においては、早くも八・九世紀にすでに見られたところであるが、かくして成立した物納小作制は、その後都市の勃興と商品生産の發展にともなひ、貨幣經濟が農村社會の内部に浸潤し來り、農業の商品生産化が進行するに伴つて、漸次に廢止され、一五・六世紀にいたるや之に代つて金納地代がかなり廣汎に普及されるにいたつた。したがつて金納地代制は農業の商品經濟化と表裏をなし、資本主義的農業における地代形態を代表するものと考へられる。以上のやうな農業における地代形態發展のあとを顧るとき、さきにくべたやうな朝鮮の農業の中にとめられた物納地代制の支配的存在と勞働地代制の殘存といふ事實は、この地における土地所有がいまなほ、西歐諸國のそれと異り多分に封建的性格を殘存せしめてゐるものと考へられる。

朝鮮における小作慣行の第二の特徴は、これを小作料徴集様式から見る場合、現在なほ分益小作が定額小作に比してかなり優勢であるといふ事實である。定額小作は「定租」と稱し、小作契約締結と同時に豫め一定の小作料額を定め、この約定小作料を地主に納付するものである。分益小作には「打租」と「執租」とがあり、「打租」とは小作地の作物の收穫調製時に地主が立會の上實收穫を一定の率によつて地主・小作間に分配するものをいひ、「執租」とは收穫前小作地作物の立毛中に地主・小作人立會の上その作柄を檢見し、一定の率によつて小作料を徴收するものをいふ。いま同じく「朝鮮ノ小作慣行」によつて、定租・打租・執租小作の行はれる割合を見るに、畝においては小作契約總數の三割二分が定租、五割二分が打租、一割

六分が執租となつてをり、田においては六割六分が定租、三割八分が打租、一分四厘が執租となつてゐる。(14) 田の小作に比較的定租の多いのは、畝の小作に比し田においては間作・混作及び裏作の慣習あり、作物の種類も多く、したがつて小作料の決定が困難であり、その徴收が複雑であること、並びに田の小作地は畝の小作地に比べてその作物の貨幣價值少くその小作關係が一般に輕視されてゐることにもとづく。したがつて西北鮮地方の如くに田作を主とする地方においては、畝田の間の經濟的價值の差少く、且つこれらの地方においては又古來打租の慣習が廣く行はれてゐたため、現在においても田の小作に打租が多いのである。(15) なほ、總督府によつて發表された「農家經濟の概況とその變遷」により、調査の對象をされた小作農家一七二八戸に關して、昭和一三年における小作形態別割合をみるに次の如くである(第一八表)。但し右表において南鮮とは、全南、全北、慶南、慶北の四道と、申鮮とは京畿、忠北、忠南、江原の四道と、西鮮とは黃海、平南、平北、咸南、咸北の五道を含む(以下之に同じ)。

第一八表 朝鮮における小作契約の小作形態別割合

田	南		中		西		全	
	鮮	鮮	鮮	鮮	鮮	鮮	鮮	
定 租	六八・三%	四〇・九%	二一・四%	四五・三%	二四・五%	三・五%	七五・九%	四三・六%
打 租	七・二%	五五・六%	七五・九%	二・六%	二・六%	二・六%	二・六%	一一・〇%
執 租	二四・五%	三・五%	二・六%	一・〇%	一・〇%	一・〇%	一・〇%	一・〇%
定 租	八五・三%	七九・〇%	四一・一%	五五・二%	七九・〇%	二〇・六%	五八・〇%	四三・二%
打 租	七・九%	二〇・六%	五八・〇%	四三・二%	七・九%	二〇・六%	五八・〇%	四三・二%
執 租	六・八%	〇・四%	〇・九%	一・五%	六・八%	〇・四%	〇・九%	一・五%

備考 朝鮮總督府「農家經濟の概況と其の變遷」(第二部)による。

右の表によれば、畝においては、定租の割合は總數の四割五分、打租の割合は四割四分、執租の割合は一割一分となつてをり、田においては定租

の割合は總數の五割五分、打租の割合は四割三分、執租の割合は一分五厘となつてゐる。之をさきにあげた昭和五年の「朝鮮ノ小作慣行」にあげられた割合と比較するならば、畝において定租の割合がかなり増加し、之に反して打租の割合がかなり減少したことがみとめられる。とくに朝鮮においては畝の定租が著しく大きくなつてゐるが、これはさきに述べたやうに、朝鮮においては内地人營農會社を主とする巨大不在地主が多く、之等の巨大不在地主の小作地が専ら定租を採用してゐることによるのである。<sup>(16)</sup> 打租・執租等の場合には小作料額の基礎としての收穫額を決定するにさいして地主が實地に立會はねばならず、したがつて複雑な手数を要するばかりでなく、この場合小作人との間に種々の問題を惹起するおそれがあるから不在地主は専らこのやうな手数を省くために定租を採用するものと思はれる。

なほ一般に内地人營農會社をはじめとする朝鮮の巨大地主經營は、その擁する豊富な資本力を傾けて灌漑を主とする大規模な土地改良に永年になつて多大の努力を傾け來つたため、これら巨大地主の所有する小作地には一般に水利安全が豊富、したがつてこれらの小作地は風害、旱害、水害等の天災による被害も少く、比較的安定した收穫をあげるのである。

それ故これらの小作畝においては、農業經營は専ら小作人の責任において行はれ、肥料、農具、種子等も悉く小作人の負擔するところであり地主が農業經營へ干渉する必要は少い。つまりこゝでは地主と小作人との關係は他の地方にくらべては比較的人格的隷従の關係を脱却して専ら土地の貸借にもとづく債權的關係にもとづくものとなつてをるのであるが、このやうな事情が朝鮮において定租を支配的たらしめてゐる大きい原因であると思はれる。「朝鮮ノ小作慣行」にも「併合後ニアリテハ畝ニアリテハ灌漑施設ノ完備ソノ他ニヨリ從來ノ打租、執租ヲ廢止シ定租小作トスルモノ増加

朝鮮における農業人口の性格

シ以テ今日ニ至レリ。」とある。<sup>(17)</sup>

ところでこのことは、逆に中鮮並びに西北鮮において、いまなほ分益小作制たる打租・執租が定租に比して著しく優勢である理由をも同時に物語るものとなる。つまりこれらの地方において打租・執租が比較的廣汎にわたつて存続してゐるのは、灌漑排水を主とする土地改良による「自然の常態化」(Normalization of nature)の程度がさきはめて低く、いまなほ農業經營が自然の恣意に著しく左右され、その結果農業生産力の展開がさきはめて不十分で、それ故地主の小作人に對する保護乃至干渉なくしては、小作人のみによる農業經營の繼續が困難であり、地主對小作人の關係にいまなほ封建的な人格的隷従の關係が根強く殘存せしめられてゐるといふ事情にもとづくものである。<sup>(18)</sup> 「朝鮮ノ小作慣行」もこの間の事情につき次のやうに述べてゐる。「……茲ニ朝鮮ノ小作ガ……現在尙打租及打租ノ分身タル執租小作(主トシテ南鮮地方)其ノ大部分ヲ占ムルコトハ之ヲ一面民習ノ久シキ特性ニ基ク可シト雖モ其ノ半面ニ之等小作ヲ慣行セシムル自然的、人的要素ノ存スルヲ見ル可シ、即チ由來朝鮮ノ氣候ハ大陸的氣候ノ影響ヲ受ケ、氣候乾燥シ、降雨集期的ナルニ加ヘ山野ハ荒廢シ河床ハ上昇シ、加フルニ畝ハ灌漑施設ヲ缺キ天水畝多シ、以テ古來旱水害極メテ多ク加フルニ其ノ民度幼稚ニシテ農業粗放ナルヲ以テ其ノ生産ハ常ニ不定ノ状態ニ在リ、依テ之ガ小作地ニ在リテハ打租及執租小作其ノ特質トシテ之ガ小作料徴收ニ適合スルニヨルモノト謂フ可シ」<sup>(19)</sup> なほ朝鮮における打租小作・執租小作の慣行についてみるに、糞稈を折半するといふ條件の下に種子費を地主の負擔するもの、或は今年度においては地主が種子費を負擔し、次年度からは收穫物中から種子を引去つた後之を折半するものがさきはめて多く、なほ最近においては、新品種を採用する場合地主が種

子を毎年支給し、翌年收穫物より種子を引去つて後折半するものが多く、なほ肥料について見ても、金肥に關しては地主がその半額を負擔する慣行が多いやうである。(21) 右のやうな分益小作制の性質にかんがみるとき朝鮮において執租・打租等の分益小作制が、中鮮・西北鮮において現在もなほ大多數をしめてをり、全鮮を通じてみても、殆んど定租と匹敵する範圍にわたつて廣汎に行はれてゐるといふ事實は、朝鮮における地主的土地所有の中

第一九表 朝鮮における小作料の收穫高中にしめる割合

田の小作料	定 租			打 租			執 租		
	最 高	普 通	最 低	最 高	普 通	最 低	最 高	普 通	最 低
畝の小作料	自五・八〇割 至九・〇〇	自四・〇〇割 至五・一〇	自二・〇〇割 至三・九〇	自五・〇〇割 至七・五〇	自四・五〇割 至六・〇〇	自三・〇〇割 至四・四〇	自五・〇〇割 至八・〇〇	自五・〇〇割 至五・五〇	自〇・五〇割 至五・〇〇
田の小作料	自五・五〇割 至八・〇〇	自三・五〇割 至五・〇〇	自〇・三〇割 至四・七〇	自五・〇〇割 至六・五〇	自四・九〇割 至六・〇〇	自二・〇〇割 至四・三〇	自四・七〇割 至七・五〇	自四・〇〇割 至五・五〇	自一・〇〇割 至五・〇〇

備考 朝鮮總督府「朝鮮ノ小作慣行」上卷一七二頁及び二三九頁より作製。

右の表の示す通り、田の小作料は、畝の小作料よりも幾分低い。畝田を通じて打租は最も高く、執租之につき定租は最も低いのであるが、最も低い定租についても收穫高の三割五分乃至五割が普通であり最高は實に九割に達する。打租は四割五分乃至六割が普通であり、最高は七割五分、執租は普通四割乃至五割五分であり、最高は八割に達する。なほ「農家經濟の概況と其の變遷」(昭和一五年五月)は昭和十三年度における調査農家一、七二八戸について小作料の收穫高中にしめる割合別戸數の總戸數に對する割合を求めてゐる。即ち次に示す如くである(第二〇表)。

第二〇表 小作料の收穫高中にしめる割合別戸數の

總戸數に對する割合

田	南 鮮 (六五二月)				中 鮮 (五六〇月)				西北鮮 (五一六月)				全 鮮 (二七二八月)			
	七割以上	六割以上	五割以上	四割以上	七割以上	六割以上	五割以上	四割以上	七割以上	六割以上	五割以上	四割以上	七割以上	六割以上	五割以上	四割以上
二割未滿	一・九	七・三	三・八	一〇・八	〇・七	三・四	一・七	一・一	〇・九	一・七	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
三割以上	二・五	三・三	三・七	二・二	〇・七	二・一	二・六	二・二	二・一	二・一	二・一	二・一	二・一	二・一	二・一	二・一
四割以上	二・五	三・三	三・七	二・二	〇・七	二・一	二・六	二・二	二・一	二・一	二・一	二・一	二・一	二・一	二・一	二・一
五割以上	一・六	一・九	一・七	一・五	一・五	一・四	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
六割以上	一・五	一・九	一・七	一・五	一・五	一・四	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
七割以上	一・五	一・九	一・七	一・五	一・五	一・四	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
八割以上	一・五	一・九	一・七	一・五	一・五	一・四	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
九割以上	一・五	一・九	一・七	一・五	一・五	一・四	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
十割以上	一・五	一・九	一・七	一・五	一・五	一・四	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
未割	一・五	一・九	一・七	一・五	一・五	一・四	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五

備考 朝鮮總督府「農家經濟の概況と其の變遷」第二部による。

にいまなほ封建的性格が色濃くとどめられてゐる事實を物語るものに他ならないと思はれる。朝鮮における小作慣行の第三の特徴は、小作料率をはめて高率なことである。いま、「朝鮮ノ小作慣行」によつて、收穫高(裏作を含む)中にしめる小作料の割合を検するに次表の通りである(第一九表)。

右の表においては、定租・打租・執租の別は明かではないが、畚の小作料については小作料が收穫高の五割以上をしめるものが最も多く、これが調査農家の半ば以上をしめ、田の小作料についても、小作料が收穫高の五割以上をしめるものが最も多く調査農家の約三分の一をしめてをり、「朝鮮ノ小作慣行」にあげられた結果とほぼ同じ結果を示してゐる。いまこれをさらにたち入つて地方別にみるならば、畚田ともに南鮮においては小作料は一般に、中鮮、西北鮮に比べて比較的低率であるやうである。さて以上から明かにされるやうな收穫高の平均五・六割までをしめる高率な小作料率は、朝鮮における農業經營の現實的な擔當者たる小作農民の

第二一表 小作農主作物收支調表 (大正十五年)

△は購入を示す

		京畿道		忠北道		忠南道		全北道		全南道		慶北道		慶南道	
		畚米作	田麥作	畚米作	田麥作	畚米作	田麥作	畚米作	田麥作	畚米作	田麥作	畚米作	田麥作	畚米作	田麥作
大	收穫高	六〇〇	二〇〇	三七〇	六九六	五九〇	六三〇	六〇一	四二一	四三八	七三〇	六六〇	五六〇	四三〇	五六〇
	小作料	二〇〇	二〇〇	一五七	〇九三	三〇六	一四〇	三〇五	〇七一	一九三	一八〇	一八三	二五〇	二〇〇	二〇〇
	自家用	二〇〇	二〇〇	一六二	五五四	三〇〇	四三〇	二九七	三五七	一八二	四六〇	二三八	二三〇	一五九	二六〇
販賣購入	七〇〇	三〇〇	五〇一	〇七〇	八二〇	〇六〇	二五九	〇一九	五三九	〇九〇	六六〇	〇八〇	六〇〇	〇七〇	
收穫高	二〇〇〇	五〇〇	三三〇〇	四三三	三三〇	三七〇	三三三	二七三	二八〇	三三〇	三三〇	四三〇	二六〇	三三〇	
小作料	二〇〇	一〇〇	九六八	〇五五	一七〇	〇七〇	二五九	〇五五	二二二	〇八〇	二八〇	一九〇	二七〇	一六〇	
自家用	七〇〇	三〇〇	一〇一九	三三二	一三六〇	三九〇	一五九	二〇一	二九九	一八四	二七〇	八八〇	一九〇	二二〇	
販賣購入	一〇〇	一〇〇	二二	〇三三	二六〇	〇一〇	二九八	〇一九	一八四	〇三〇	二八〇	〇四〇	二五〇	〇一〇	
收穫高	一六〇〇	四〇〇	一一〇一	二六三	二五九〇	三三〇	一六九	一七五	一四七一	三〇〇	一四〇	二六〇	一六〇〇	三三〇	
小作料	二〇〇	一〇〇	五二八	〇四五	八二〇	〇七〇	七二八	〇七	六七六	〇七〇	五四〇	一三〇	七五〇	一三〇	
自家用	七〇〇	一〇〇	五三三	一八六	七五〇	三二〇	九四四	一三四	九五五	一九〇	五三〇	一三〇	七五〇	一三〇	
販賣購入	五〇〇	一〇〇	〇七〇	〇三三	〇五〇	〇五〇	〇一四	〇一三	一五九	〇四〇	〇八〇	〇一〇	〇三〇	〇一〇	

朝鮮における農業人口の性格

掌中に、所謂農業「利潤」の蓄積を全く許さなければかりでなくしばしば「勞賃」部分にも喰ひ込む程のものである。このことは、やゝ古い資料ではあるが、總督府財務局理財課によつて大正一五年に行はれた「農家收支調査」の結果からも明かであつて、いま右の調査結果から、調査の對象とされた小作農家五九八戸について、主作物の收支状態をみるに次の通りである。但しこの調査中「大」は三町以上、「中」は三町未満、「小」は一町未満、「細」は三反未満を小作する小作農家をいふ。なほこゝでは畚の米作(粳)、田の麥作のみを掲げることにする(第二一表)。

		細		小		中		大		其の二	
		販賣購入	自家用	販賣購入	自家用	販賣購入	自家用	販賣購入	自家用	販賣購入	自家用
黄	海	收	六〇〇	收	一六八	收	三七八	收	九八一	收	一〇〇
		作	二〇〇	作	一六六	作	四〇七	作	一八〇	作	一〇〇
平	南	收	五七五	收	一六六	收	三六六	收	九八一	收	一〇〇
		作	一五七	作	一六〇	作	四〇七	作	一八〇	作	一〇〇
平	北	收	六二〇	收	一六六	收	三六六	收	九八一	收	一〇〇
		作	一五〇	作	一六〇	作	四〇七	作	一八〇	作	一〇〇
江	原	收	七七〇	收	一六六	收	三六六	收	九八一	收	一〇〇
		作	一六八	作	一六〇	作	四〇七	作	一八〇	作	一〇〇
咸	南	收	一七〇	收	一六六	收	三六六	收	九八一	收	一〇〇
		作	六〇〇	作	一六〇	作	四〇七	作	一八〇	作	一〇〇
咸	北	收	一八〇	收	一六六	收	三六六	收	九八一	收	一〇〇
		作	九〇〇	作	一六〇	作	四〇七	作	一八〇	作	一〇〇

備考 朝鮮總督府「朝鮮ノ小作慣習」二一七頁による。

右の表についてみるに、畜における収收穫量に對する小作料の割合は平均四割から四割九分九厘に及び、田の主作物たる麥のそれは三割四分五厘から四割一分八厘に達してゐる。なほ、收穫量から小作料を支拂つた残りは専ら自家用の領米にあてられるのであるが、之に不足を生じ、主食物

の購入を餘儀なくされてゐる農家が、「小」及び「細」階級においては多敷に上つてゐることは右の表の通りである。このことは朝鮮における小作料が、「利潤」部分を蔽ひつくすばかりでなく、すでに「勞賃」部分にも喰ひ込むほどの高率であることを明かにするものに他ならない。即ち、調査

農家の各道別平均数字の上で、多少でも道内の農家が平均して米麥の購入を餘儀なくされてゐる道は、「小」階級においては、京畿・全南・慶南の三道、「細」階級においては京畿・忠北・忠南・全北・全南・慶北・慶南・江原の八道に達してゐる。

なほ「農家經濟の概況と其變遷」から調査農家一、七二八戸について「食糧を自給しえざる小作農家」の調査農家總數に對する割合及び一戸當食糧購入乃至借入數量を求めらば次の通りである(第二二表)。

第二二表 朝鮮における食糧自給不能農家の總農家に對する割合

道	自給しえざる戸數の總戸數に對する割合	一戸當食糧購入乃至借入數量
南 鮮	四五・八%	二・二六石
中 鮮	三七・一	一・八五
西 北 鮮	四二・〇	二・三三
全 鮮	三八・八	二・一五

備考 朝鮮總督府「農家經濟の概況と其の變遷」第二部による。

いま、全鮮について見るに調査農家一、七二八戸中その三八・八%は、食糧自給の不能なる農家であり、これらの農家においては、一戸當り平均二・一五石の食糧を借入乃至購入することによつてその不足を補つてゐるのである。このやうな食糧の不足は、朝鮮の農家における食糧生産力の低さを物語ると同時に、小作料の勞賃部分へ喰ひ込むばかりの高率性を何よりも雄辯に物語るものに他ならない。

さて、周知のやうに一般に資本主義的農業經營においては、地代は農業資本家が借入地に對して地主に支拂ふ賃料であり、この場合農業資本家は之を利子とともに、自らの收める農業利潤の中から支拂ふのである。

### 朝鮮における農業人口の性格

即ち、資本主義社會においては地代は利貸資本家に對して支拂はれる利子とともに農業利潤の一控除部分なのであり、その高低は土地獨占と土地のもつ豊度の大小によつて決定される。即ち、地代率は純然たる經濟的法則に支配されるわけである。いふまでもなくかゝる資本主義的「經濟」地代は、農業において資本が土地所有を支配するほどの成長をとげた場合にはじめて成立を見るものであり、したがつて、農業における資本の力が未だ微弱であり、土地所有の力が牢固として抜き難き力を維持してゐる場合には、地代は、さきに見たやうな「經濟」地代たる性格を有さず、この場合は之にかはつて、「封建的」地代或は搾取地代 (Contract rent) が支配する。即ち、地代はこの場合利潤を悉く蔽ひつくし、小作人に對する「勞賃」と直接對抗關係にたつものとなる。朝鮮における地代が、あたかもこのやうな「封建的」地代の性質を有するものであることは、さきにのべたところからして異論の餘地なく明らかな事實であると思はれる。そしてまさにこの點に於て吾々は最も明瞭に朝鮮における土地所有のもつ封建的性質を認めることができるのである。

さらにこのやうな地代の性格をいま一層明かにするために、朝鮮において、きはめて廣汎に小作料減免の慣行が行はれてゐるといふ事實をあげる事ができる。即ち、「朝鮮ノ小作慣行」によるならば、朝鮮においては、一般には旱害、水害、風害の所謂三害をはじめ病蟲害、雹害、霜害等の天災によつて收穫高が著しく減少した場合、特例としては小作人が生活に困難を生じ或は又家族に不幸のあつた場合、小作人が小作地の管理に特別勞費を要した場合、災害復舊その他に小作人が勞資を費した場合、耕地不良にして耕作希望なき場合、金納の場合には穀價が下落した場合に、小作料を一時的に減免する慣行が現在においても廣く行はれてゐる。<sup>(2)</sup>



いま一般に減免の行はれる、天災による不作の場合につきその減免率を  
 畝についてみるに次の如くである(第二三表)。

第二三表 朝鮮における小作料減免率

收量減少率		小作料減少率	
定租の場合		一割五分	五分乃至九分
		二割五分	一割乃至一割五分
		三割五分	一割乃至三割
		四割五分	二割乃至四割
		五割	二割乃至五割
		五割五分	三割乃至六割
		六割	四割乃至七割
		七割	六割乃至八割
		八割	七割乃至全免
		九割	全免
打租の場合		五分乃至二割	
		一割	
		三割	
		五割乃至全免	
		六割	
		七割	
		八割	
		九割	
執租の場合		二分	
		五分乃至一割五分	
		一割乃至三割	
		一割五分乃至三割	
		二割乃至四割	
		三割乃至四割五分	
		三割乃至五割五分	
		五割乃至全免	
		七割	
		八割	
		全免	

備考 朝鮮總督府「朝鮮ノ小作慣行」三五五頁以下による。

なほ、定租・打租・執租小作中、減免の最も多く慣行されるのは定租であるが、このことは、定租における小作料が形式的には定量小作料の外観を呈するけれども實質上はむしろ最高小作料の性質を有してゐるものに他ならないことを思はせる。とにかく右のやうに小作料減免の慣行が廣汎に行はれつゝある事實は、朝鮮における小作料のもつ封建地代的な高率性を物語るものに他ならぬ。

朝鮮における小作慣行の第四の特徴は、小作地の轉貸借が地主の承諾をうることなくしては一般に禁ぜられてゐるのみならず、小作地の利用に關しても微細な點にいたるまで種々の制限乃至條件が附せられてゐることである。たとへば作付に關する制限について見るに、「朝鮮ノ小作慣行」は次の如き場合をあげてゐる。

(一) 畚に共同苗代又は他人の苗代を設置せざること、(二) 畚に二毛作をなさざること、(三) 畚に間作物をなさざること、(四) 畦畔作をなさざること、(五) 畚に代用作をなさざること、(六) 田の打租の場合棉作をなさざること、(七) 田に連作をなさざること、(八) 田作物の根株を採集せざること、(九) 桑園を設け又桐を植ゑざること、(十) 畦畔にある成木桑を摘葉利用せざること、(十一) 田に苗圃を設置せざること、(十二) 小作地に西瓜、麻、莞草、芹等の栽培をなさざること、(十三) 小作地内に乾燥又は調製場を設置せざること、(十四) 田に甘藷、粟を栽培せざること(全北) 煙草を栽培せざること(江原)、甜菜、ルーサン、胡麻、高粱を植ゑざること(平南)、(十五) 小作地の周囲の雜草採取を爲さざること、(十六) 採種園試験園を設置せざること、(十七) 堤防水路に牛を繋留せざること、(十八) 田に小麥作をなさざること、以上の如くである。

次に土地改良及耕種法に關する土地利用上の條件について、同

じく「朝鮮ノ小作慣行」は次の如き各權の具體的な條件をあげてゐる。<sup>(24)</sup> (一)一定量の大豆粕又は堆肥の施設をなすこと、(二)規定の品種を作付すること、(三)畝は秋耕・春耕又は深耕を實施すること、(四)畝苗代は短冊形苗代、薄蒔きとし挿秧は正條植とし坪當挿本數は規定の本數に従ふこと、(五)二毛作を廢し紫雲英・綠肥・大豆・ルーサン等の綠肥栽培をなし、又小作地の生産薬を肥料とすること、(六)一定の期日に播種すること、(七)田作の肥料にある種の速効肥料の使用を禁止すること、(八)畝には春客土をなすこと、(九)田に土砂の客土をなすこと、(十)田に混作を禁止すること、(十一)具體的に一定の方法において除草・中耕・肥培管理をなすこと以上の如くである。なほ小作地の地荒に對する制限としては、小作地の土壤の採取、地形、地目、地割、地貌、地盤の變更、用悪水路の變更新設、畦畔の設置又は廢止、灌水路の鑿井及變更等に對する制限が見られる。<sup>(25)</sup>

土地利用に關して以上に述べられたやうな煩さなまでに詳細なる條件が附せられてゐることは、小作人の農業經營が完全に地主の干渉の下に行はれ、小作人は殆んど經營上の獨立性を喪失して、農業労働者に異ならない從屬的地位におかれてゐることを意味する。

最後に吾々は朝鮮における小作慣行の第五の特徴として、小作期間の定めなき不定期小作が田畝ともに小作契約の大多數をしめてをるといふ事實をあげることができる。

いま「朝鮮ノ小作慣行」について、不定期小作と定期小作との割合をみるに、畝の小作においては、不定期小作八割一分、定期小作一割九分、田の小作においては不定期小作七割九分七厘、定期小作二割三厘といふ割合になつてゐる。これを地方別にみるに、定期小作は畝においては、南鮮地方

の全北・慶南・忠南・慶北道に多く、田においては南鮮の全北・慶南の二道及び黃海道に多いのであるが、黃海道における田の定期小作が六割二分をしめ不定期小作を凌駕してゐる場合を除けば、右にあげた比較的定期小作の多い地方においても、定期小作の割合は三・四割程度にとゞまつてゐる。<sup>(26)</sup> 右の如くに、朝鮮においては現在なほ廣汎にわたつて不定期小作の慣行が行はれてゐるのであるが、このことは、朝鮮における小作關係が、現在なほ純粹な土地に對する賃貸借關係にまで純化されず、多分に封建的な小作人の地主に對する人格的隷從關係に拘束されてゐることを物語るのである。最近にいたり、小作權保護を目的とする當局の勸奨によつて小作期間を約定する小作契約が増加したやうであるが、地主の側でそれを喜ばない向きが多いのである。小作期間を約定するときは、地主にとつて、(一)土地の賣買、小作權の移動に支障あり、(二)小作料の引上に支障を來し、(三)定租の場合小作人の間における小作料の競合が充分に行はれず地主側に不利益であり、(四)地主が小作權引上の自由を保管し之によつて小作人を刺戟して生産に努力せしめたり或は小作權引上の不安定に乗じて小作契約の履行を迫つたりすることができず、(五)小作地の轉貸その他小作人による小作權處分を監視して小作關係の複雑化を防止し得ないといつた種々の不利益が生ずるからである。<sup>(27)</sup>

さて以上におい吾々は、朝鮮における小作慣行の特徴として、物納地代制が廣汎に存続してゐるばかりでなく、地方によつては勞動地代制がいまなほ種々な名稱の下に残存してゐること、分益小作制が比較的廣汎にわたつて行はれてゐること、小作料がきはめて高率であること、小作土地利用上各種の繁雜なる制限が附せられてゐること、不定期小作の多いこと——以上の五つの點をあげ、これらの特徴から、朝鮮における土地所有がいまな

殆んど近代化されることなく多分に封建的性格を殘存せしめてゐる事實を確認したのである、それでは、このやうな封建的土地所有關係は、朝鮮における農業經營の現實的擔當者たる小作農を主體とする朝鮮農民の農業經營に對してどのやうな作用を及ぼし、彼等によつて行はれる農業生産の技術的構造の上にどのやうな影響をあたへるものであるか。

#### (四) 朝鮮における農業生産の技術的構造

本章において吾々に與へられた課題は、(三)において述べた如き朝鮮の農業における土地所有關係のもつ機構的な特殊性が朝鮮の農業經營に對して及ぼした性格規定的な作用を述べて(三)の末尾において提起された間に答へ、ついでかやうにして成立した朝鮮の農業生産における技術構造を、生産力を形成する個々の要素にまでたち入つて分析することによつて、その特殊性を具體的に把握し、こゝから農業生産力の人的要素としての朝鮮における農業勞働力即ち農業人口のもつ性格を導出することである。

さて、さきに述べた如き封建的な土地所有關係が、朝鮮における農業經營の形成過程に及ぼした作用は二つの方面に分つて考へられる。

まづ、朝鮮における土地所有が土地制度近代化以來大規模に地主の掌中に集中せしめられたことはさきにも述べた通りであるが、かやうにして成立した大土地所有は朝鮮においては、その上によつて以て近代的大規模經營を成立せしめるべき地盤となることができなかつた。一般に大土地所有が近代的大規模農業經營を成立せしむべき地盤をなすものであることは、西歐經濟史をひもとく何人にとつても既に明かな事實であるが、かゝる近代的大規模經營が成立するためには、たんに土地所有の集中が行はれてゐるばかりでは充分でなく、さらに之を加ふるに一定の歴史的・社會的な前提條

件が必要とされるのである。即ちこの條件とは、要言するならば當該社會における産業資本が既に一定の程度の成長をとけて農業人口を都市に集中せしめ、こゝに農業生産物に對する大量の需要を喚起し、農業における大規模經營に對してその生産物たる食糧商品に對する一定範圍の販賣市場を保證するとともに、他方において農業部門に投ぜられた資本が土地所有を壓するほどの實力を有するまでに生長をとげ、土地所有をしてその收得する地代をば資本主義的地代の限界内にまで引き下げしめ、かくしてそこに農業利潤成立の可能性を創出することである。そして右のやうな歴史的・社會的條件は、英國、米國等においては、大土地所有の成立とともに既に充分な成熟を見てゐたのであつて、これらの諸國における近代的大規模農業經營は實にかゝる條件の上に展開されたものに他ならなかつた。ところが、朝鮮においては、なるほど早くから土地所有の地主の集中によつて、大土地所有の成立を見てゐたのではあるが、こゝでは右のやうな歴史的・社會的な大規模農業經營成立の條件が全く缺如してゐたのである。即ち朝鮮社會は永きにわたつて特殊封建的生産關係の支配下にあつたため、封建制の胎内における前期的資本の近代的形態への發展を見ること殆んどなく、朝鮮社會の近代化は全く外來資本の強力的促進にゆだねられねばならなかつた。したがつてここでは一般に資本主義の發展過程は著しく畸型化され、産業資本の蓄積もきはめて低度であり、人口の都市集中過程もきはめて緩慢であり、その結果農業部門においても、土地所有は依然としてきはめて強力であり、そこにはなほ「利潤」部分を悉く蔽ひ盡くすばかりでなく、「勞賃」部分のなかにも喰入るほどの高率な小作料率が支配してゐた。資本主義的農業經營成立の可能性と條件とは全く缺如してゐたと見るべきであつて、そこでは江華條約の締結を契機として、朝鮮に流入した外

國資本による大土地所有にとつても、自ら資本を投じ労働者を雇傭して農業經營に従事するよりも、その所有地を零細な小作地に分割して、土地を喪失した農民をして小作せしめ、そこから高率な小作料を徴収する方がむしろ有利であつたのである。兩班貴族による舊來の土地所有が、依然として傳統的な高率小作料徴収にのみ依存するものであることはいふまでもない。

さらに、他方において、右の如き「封建的」地代は農業經營の現實的擔當者たる小作農民の手許に、經營規模の擴大にあてるべき「利潤」の殘存を全く許さないのであるから、小作農民の側においても、「資本」を蓄積し農業労働者を雇傭して近代的資本主義的經營を行ふべき條件は全く缺如してゐたわけである。<sup>(28)</sup>とくに、小作農民がさきにも述べた如く、物納分益小作制が支配し、農業經營に對する地主の干渉が大きく、小作期間が一般に不安であるといつたやうな農家經營上きはめて不利な諸條件の下におかれてゐるとき、彼等は、獨立せる單純商品生産者としての地位をすら危くされてゐるのであつて、彼等の間から近代的資本主義的經營の成長を望むことは全く絶望的である。

このことを最近の資料によつて例證するために、いま朝鮮總督府によつて發表された「農家經濟の概況とその變遷」(昭和一五年五月)から、調査農家一、七二八戸について、朝鮮における小作農家の支出した農業經營費總額中に小作料のしめる割合を求めると次表の如くなつてゐる(第二四表)。

第二四表 朝鮮における小作農家の經營費中小作料の

しめる割合		昭和八年	昭和十三年
南 鮮	六五・二農家	七三・九%	六九・九%
中 鮮	五六・〇農家	七九・五%	七二・九%

朝鮮における農業人口の性格

西北鮮 五一・六農家 八一・五% 七六・四%  
全 鮮 一、七二八農家 七八・三% 七三・一%

備考 朝鮮總督府「農家經濟の概況と其の變遷」第二部による。

右の表から明かなやうに、先づ全鮮にわたる調査の對象とされた小作農家一、七二八戸についてみるに、昭和八年現在これらの小作農家においては、小作料は實に農業經營費の七八・三%即ちその四分の三以上に及んでゐた。昭和十三年にはいささかその割合を減じたけれど、それでも依然として農業經營費總額の七三・一%をしめ、その七割以上に及んでゐるのである。さらにいまこれを地方別に見るときは、西北鮮、中鮮、南鮮と南下するに従つてその割合は多少とも減少してゐるやうである。

なほ、いささか古い資料ではあるけれど、昭和六年及び七年に朝鮮農會によつて行はれた農家經濟調査の結果(昭和六年、慶尙南道、昭和七年、咸興南道)から、調査の對象とされた各階層農家合計九戸の支出した農業經營費總額を、生産手段及び労働力に對して支出された所謂生産的支出額と、主として小作料、諸負擔の支拂にあてられる所謂不生産的支出額とに分ち、夫々の經營費總額中にしめる割合を求むるに、次の通りである(第二五表)。

第二五表 朝鮮における農業經營費中不生産的支出の

しめる割合		實 數		割 合			
生産的支出	不生産的支出	計	割合	計	割合		
自作	五二・〇	二二・六	( )	五〇・五	七九	三三・一	( )
自小作	二四・五	二二・九	( )	三〇・九	一三六	三三・一	( )
小 作	一六・二	一七・七	( )	三六・九	四七六	五〇・四	( )
平均	一六・〇	一四・〇	( )	四〇・六	四六六	四六・六	( )

咸興南道		自作	小作	平均
自作	一七〇・六五	五八・四七	( )	一三九・二
小作	一一九・七六	一八五・四八	(一五九・七)	五〇・五二
平均	一四〇・五〇	一六二・四一	(一三九・〇九)	五五・三
備考				五五・五 (四三・九)

朝鮮農會「農家經濟調査」(慶尙南道ノ分) 及び (咸興南道ノ分) により作製。

右の表は、先づ、慶尙南道・咸興南道のいづれの地域についても、生産的支出額の經營費總額中にしめる割合は、自作・自作・小作と階層の低下するに伴つて減少し、逆に小作料・諸負擔等の支拂ひにあてられる不生産的支出額の經營費總額中にしめる割合は、階層の低下するに伴つて増加してゐること、しかも右の不生産的支出額のうち小作料額はいふまでもなく階層の低下するにたがつて増大し、小作農家においては、實に經營費總額の五〇%乃至六〇%をしめるにいたつてゐることを示してゐる。即ち慶尙南道の小作農家においては、不生産的支出額は經營費總額の五二・四%をしめ、うち小作料額はその五〇・四%に及び、咸興南道の小作農家においては不生産的支出額は經營費總額の六四・七%をしめ、うち小作料額はその六一・六%に及んでゐる。即ちこゝでは、小作料の高額性が、生産的支出額の零細性の原因となるといふ關係が、明かにみとめられる。後にたちいつて分析されるやうな、朝鮮の農業經營における生産手段の量的並びに質的な貧しさは何よりも、右のやうに經營費總額の半ば以上をしめる高率なる小作料率の慣行にもとづくところであること疑の餘地がない。

以上において明かにされるやうに、朝鮮における封建的土地所有の支配的存続は、土地所有に對しても、土地利用に對しても、大規模農業經營への成長を絶望視せしむるものであり、その結果朝鮮における農業生産は現

在にいたるまで依然として前時代的な零細にして原始的なる技術構造をとることを餘儀なくされてゐるのである。

以上において吾々は、朝鮮における土地所有關係が農業經營に及ぼした性格規定的な作用を二つの方面から述べたのであるが、以下、さらにかゝる農業經營の内部にたち入り、その生産構造の具體的な分析に進まねばならない。

朝鮮における農業經營の第一の特徴は、經營面積が零細なことである。先づ、「農業統計表」から、耕地總面積(但し火田面積を除く)を農家總戸數(但し火田民被備者戸數を除く)で除してえられる農家一戸當りの平均耕地面積を求めるに、その結果は次の通りである(第二六表)。

第二六表 朝鮮における農家一戸當り平均耕地面積

年次	耕地面積(但し火田面積を除く)	農家戸數(火田民被備者戸數を除く)	農家一戸當り平均耕地面積
大正八年	四三二・八千町	二六五〇千戸	一・六三町
大正一三年	四二九・四	二六八六	一・六〇
昭和四年	四四五・五	二七六〇	一・六一
昭和九年	四五〇・六	二八二九	一・五九
昭和十四年	四五二・六	二八四二	一・五九

備考 朝鮮總督府「農業統計表」による。

右の表の示すやうに、農家一戸當り平均耕作面積は、たとへば最近の昭和一四年には、一・五九町となつてゐる。これは内地における平均耕作面積一町九畝(昭和一三年農林省、農家一齊調査)と比較するならばかなり大きい數値であるが、國際的水準からみるときこれが著しい零細規模であること云ふまでもない。たとへば、これを英國の一・二三町(一八九五年—一九二三年)フランスの四・二町歩(一八九二年—戰前)、ドイツの五・五町歩(一九〇七年)と比較するがいい。歐洲において農地の零細性を以て知られ

たアイルランドの農家ですらも平均二・九町(一九〇五年—一九一八年)の耕作面積を有してゐるのである。

なほ朝鮮における農家一戸當りの平均耕作面積は、右の表に明かなやうに大正八年の一・六三町から累年減少して昭和九年には一・五九町となり以後停滞状態を示してゐる。これは、(三三)において述べたやうに、日韓併合以來、自作及び自小作農家の小作農家への階層的轉落の過程が急速に進行し、土地所有を喪失した零細小作農家が加速度的に農村に累積して行つた結果に他ならない。

したがつて、いま農家一戸當り平均耕地面積を道別にたち入つて觀察してみると、南鮮におけるそれが、その他の地方に比べて著しく小さくなつてゐることが分る。即ち、最近における農家一戸當り平均耕地面積を道別に示すなら次の如くである(第二七表)。

第二七表 農家一戸當り平均耕作面積(道別)

	昭和四年	昭和九年	昭和十四年
全南道	一・二五町	一・一七町	一・一五町
全北	〇・九五	一・一一	一・一六
慶南	〇・九八	〇・八二	一・〇〇
慶北	一・一一	一・一〇	一・一五
忠南	一・三五	一・二〇	一・一八
忠北	一・一八	一・一六	一・二三
京畿	一・六六	一・六七	一・六三
江原	一・七八	一・六二	一・六七
黄海	二・三六	二・三八	二・三六
平南	二・四二	二・二九	二・三四
平北	二・二〇	二・〇九	二・一三
咸南	二・四六	二・四七	二・六三

朝鮮における農業人口の性格

咸北 〃 二・九七 二・七五 三・〇三  
備考 朝鮮總督府「朝鮮統計年鑑」による。

右の表によつて明かなやうに、全南・全北・慶南・慶北・忠南・忠北の南鮮六道においては、平均耕作面積は各年度ともに一・三町歩に充たない零細性を示してゐる。之に比して、中鮮の京畿・江原・黄海・北鮮の平南北・咸南北等の諸道においては平均耕作面積は比較的大きい。なほ全鮮にわたつて、昭和四年から昭和九年にいたる期間には、平均耕作面積はより一層零細さを加へてゐるが、これは農業恐慌による自作及び自小作農家の階層的轉落の急激な過程を反映するものに他ならない。

さらに右に述べたやうに、中北鮮における平均耕作面積は南鮮に比して比較的大きいものではあるが、これらの地方、とくに北鮮地方は、畚作を中心とする南鮮と異り、専ら田作中心の粗放旱地農法に依存してをり、畚面積の割合が南鮮に比して著しく小さいばかりでなく、畚における二毛作の普及度も南鮮に比して著しく低いのである。北鮮における農家一戸當り耕作面積が南鮮に比してやゝ大であるのは北鮮の農業經營の右のやうな粗放性にもとづくものであるから、このことは決して北鮮における農家經濟に餘裕のあることを意味するものではない。試みに、いま土地臺帳登録地のみについて、畚田の割合及び畚における一毛作畚と二毛作畚との割合を道別に計出すれば次の通りである(第二八表、第二九表)。

第二八表 朝鮮における田畚面積の割合(昭和十四年)

	實數		割合	
	田	計	畚	田
京畿道	二一、四六五	一七九、四八〇	三九、〇	九四、五
忠北	七二、八二六	八四、八六五	一五七、六九一	四六、二
忠南	一六六、六九三	八二、二七二	二四八、九一〇	六七、〇

道	北	南	北	南	北	南	北	南	北	南	北	南	北	南	北	南	北	南
全	一七、〇四三	六七、八七七	二三八、九三〇	七一、六	二八四	一〇〇〇	九〇、二四七	一一四、〇六七	二〇四、三二四	四四、二	五五、八	一〇〇〇	一七、〇四三	六七、八七七	二三八、九三〇	七一、六	二八四	一〇〇〇
全	二一、八二二	二二、九一〇	四二、七三三	五〇・〇	五〇・〇	一〇〇〇	七一、六八	一一〇、〇三六	一八一、六四四	三九、四	六〇・六	一〇〇〇	二一、八二二	二二、九一〇	四二、七三三	五〇・〇	五〇・〇	一〇〇〇
慶	二〇、四三二	一八、〇三八	三八、四三二	五三・二	四六・八	一〇〇〇	八八、四六七	三六、九	八八、八三五	一〇〇・〇	〇・〇	一〇〇〇	二〇、四三二	一八、〇三八	三八、四三二	五三・二	四六・八	一〇〇〇
慶	一八、六四四	九四、二四七	二七、五、八九一	六五、八	三四・二	一〇〇〇	九六、九一三	—	九六、九一三	一〇〇・〇	—	一〇〇〇	一八、六四四	九四、二四七	二七、五、八九一	六五、八	三四・二	一〇〇〇
黄	一四四、三三三	四〇六、八四九	五五、一、二七二	三六、二	六三、八	一〇〇〇	八八、三〇九	五、六六八	九三、九七七	六〇・〇	一〇〇〇	一四四、三三三	四〇六、八四九	五五、一、二七二	三六、二	六三、八	一〇〇〇	一〇〇〇
平	八八、八三五	三〇九、五四〇	三九八、三七五	二二・三	七七・七	一〇〇〇	六五、一九八	一五六	六五、三五四	九八・二	一八	一〇〇〇	八八、八三五	三〇九、五四〇	三九八、三七五	二二・三	七七・七	一〇〇〇
平	九六、九一三	三一〇、八五二	四〇七、七六五	二二・八	七六・二	一〇〇〇	二〇、三四一	—	二〇、三四一	一〇〇〇	—	一〇〇〇	九六、九一三	三一〇、八五二	四〇七、七六五	二二・八	七六・二	一〇〇〇
江	九三、九七七	二五八、一九六	三五二、一七三	二六・七	七三・三	一〇〇〇	一二〇、三三二	二五八、一九六	一七三、五五九	六九、五	三〇・五	一〇〇〇	九三、九七七	二五八、一九六	三五二、一七三	二六・七	七三・三	一〇〇〇
咸	六五、三五四	三三九、四四七	四〇四、八〇一	一六・一	八三・九	一〇〇〇	—	—	—	—	—	一〇〇〇	六五、三五四	三三九、四四七	四〇四、八〇一	一六・一	八三・九	一〇〇〇
咸	二〇、三四一	一九三、三二八	二二三、六五九	九・五	九〇・五	一〇〇〇	—	—	—	—	—	一〇〇〇	二〇、三四一	一九三、三二八	二二三、六五九	九・五	九〇・五	一〇〇〇

備考 朝鮮總督府「農業統計表」昭和十四年による。

第二九表 一毛作畜、二毛作畜の割合

道	實 數		割 合	
	一毛作畜	二毛作畜	一毛作畜	二毛作畜
京 畿 道	二〇〇、二四四	一一、三四一	二二、四六五	九四・六
忠 北	三四、六五四	三八、一七二	七二、八二六	四七・六
忠 南	一一〇、三一五	四六、三七八	一六六、六九三	七二・二
全 北	八六、〇二六	八五、〇二六	一七一、〇四三	五〇・三
全 南	—	—	—	—
慶 北	九六、三六七	一一五、四四五	二二、八二二	四五・五

第三〇表 朝鮮における耕地廣狹別農家戸數 (昭和一三年)

總 數	實 數					割 合				
	總農家	自作農家	自小作農家	小自作農家	小作農家	總農家	自作農家	自小作農家	小自作農家	小作農家
總	數二、八六九、二二三	五四三、二七九	三七九、五九二	四四三、二二九	一、五一、一二三	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
五反未滿	一、〇二、七八四	一六三、三八九	一二三、二七〇	一六一、八六八	六五四、二五七	三八、四	三〇・一	三三・二	三六・五	四三・三
五反以上一町未滿	七二二、七九九	一一四、三九七	九二、九二九	一一五、八六八	三八九、六〇五	二四、八	一二・一	二五・〇	二六・一	二五・八
一町以上二町未滿	五六五、六一七	一一四、九三三	八二、八一九	九六、一三〇	二七二、七三五	一九、七	二二・一	二二・三	二二・七	一八・〇

さて、以上において吾々は、専ら「農業統計表」に依據して、朝鮮の農業經營における經營面積の零細性を指摘したのであるが、右に引證された農家の一戸當り平均耕作面積は、たんに總農家の耕作面積の平均値にすぎないのであつた。朝鮮における「農業統計表」は耕地廣狹別農家戸數をあげてゐないので、朝鮮における農家の經營規模をよりたち入つて考察するためには、何等か他の資料に據らねばならないのである。このやうな資料は、全國的なものとしては、きはめてその數に乏しいのであるが、いまその一つとして、昭和一三年に總督府農林局農政課が發表した資料「朝鮮農地彙報」第一輯)にもとづいて、印貞植氏が作製した耕地廣狹別農家戸數表をさらに要約して掲げるなら次の如くである。





平	北	二,一〇〇一	五,九〇三	四,五七九	五,五七〇	四,三八五	一,九八三	五,七七七
咸	南	一,六五九	三,三〇七	二,九八四	四,四九六	三,八〇三	二,四〇〇	六,一九三
咸	北	七,五三四	五,四四五	九,七三六	一,九八二	二,四八三	三,四八五	二,九三七
合	計	二,六六三	一,二〇七	七,三七九	五,五六七	三,三九七	二,六〇七	五,二一九
全	南	一〇〇〇	五六一	一,五〇四	一,二五五	四〇〇	一五五	〇五五
全	北	一〇〇〇	五三一	一,五〇三	一四〇〇	五三三	一九九	〇六六
慶	南	一〇〇〇	五八八	一,五八八	一,二七	三〇〇	〇五五	〇〇一
慶	北	一〇〇〇	五一九	一,六七	一四八	三八	〇七	〇〇一
忠	南	一〇〇〇	五九四	一,五〇四	一三八	四三	一〇	〇〇三
忠	北	一〇〇〇	六〇七	一,六〇六	一〇一	三二	〇三	〇〇一
京	畿	一〇〇〇	三二七	一,三四	二五〇	七九	一九	〇〇一
江	原	一〇〇〇	三〇六	一,四〇四	一四一	一三七	五四	一七
黃	海	一〇〇〇	一五六	一,九一	一六〇	一三九	一五	四三
平	南	一〇〇〇	一五〇	一六六	一六七	一五八	一三五	三四
平	北	一〇〇〇	一九〇	一八	一六六	二〇四	九四	三七
咸	南	一〇〇〇	一三四	一八一	一七一	一三一	一四五	三六
咸	北	一〇〇〇	七三	一三九	一六五	一六六	一九	三九
合	計	一〇〇〇	三,八〇	二,四八	一,九七	一,〇九	四七	一四

(二) 自作農家

總數 五反未滿 五反以上 一町未滿 一町以上 二町未滿 二町以上 三町未滿 三町以上 五町以上

全	南	七,五八六	三,六八二	一,七二五	一,四三二	五,四四八	三,四〇五	一,五〇七
全	北	一,六三〇	五,五四〇	二,九三三	一,七〇五	七九七	四九四	一六四
慶	南	四,三三七	二,五五五	一,一四四	四,六六五	一,〇三三	三,〇三	八四
慶	北	七,三〇四	四,四三三	一,九六七	一三,九七四	三,九六七	九元	二五
忠	南	一,七六〇	五,八四八	五,一七三	四,八六〇	一,三七七	三七	八六
忠	北	一,七〇三	九〇一四	四,三九五	三,四三三	八四八	一七九	一四
京	畿	一,八九三	五,七五五	五,三三三	四,九七三	二,〇九	六五	一四〇
江	原	五,〇六六	一,四七七	一,一八元	一,二八〇	七,八三三	三,六六	八八六

(三) 自小作農家

總數 五反未滿 五反以上 一町未滿 一町以上 二町未滿 二町以上 三町未滿 三町以上 五町以上

黃	海	三,二五六	四,六三九	九,五九三	九,〇七七	五,一〇三	二,〇六三	三,〇〇四
平	南	四,〇〇四	五,九四三	一〇,三四五	一〇,五五六	五,四七七	一,四三三	一,五三三
平	北	四,九一七	七,七六七	二,三七五	二,一五五	五,四九六	一,九六一	三,〇七六
咸	南	六,九三〇	五,〇五	一,六九六	一七,〇三九	一三,三七八	三,九五四	四,三七四
咸	北	四,一九一	二,一三	一〇,七六六	一四,七九元	七,九四四	二,一七三	二,三三三
合	計	五,四三九	一,六三三	二,四九三	八,六八九	四,七二七	一,四九〇	一,六五〇
全	南	一〇〇〇	四八五	一,三六	一,五一一	七三	四三	二〇
全	北	一〇〇〇	四七七	一,五三	一四七	六八	四三	一三
慶	南	一〇〇〇	四八五	一,三四	一三	三〇	〇七	〇一
慶	北	一〇〇〇	四七七	一,五三	一四七	六八	四三	一三
忠	南	一〇〇〇	四八五	一,三四	一三	三〇	〇七	〇一
忠	北	一〇〇〇	四七七	一,五三	一四七	六八	四三	一三
京	畿	一〇〇〇	三〇四	一,六一	一六三	一三一	三五	〇七
江	原	一〇〇〇	一九一	一五六	一三五	一五七	七三	一七
黃	海	一〇〇〇	一三一	一七八	一五二	一三七	一三五	七八
平	南	一〇〇〇	一四八	一六一	一五二	一五二	一五二	三八
平	北	一〇〇〇	一五八	一九四	一五九	一三五	一三	四一
咸	南	一〇〇〇	八三	一三四	一五五	一五九	一〇〇	六六
咸	北	一〇〇〇	五〇	一〇三	一五五	一五九	一〇〇	六六
合	計	一〇〇〇	五〇一	一,三一	一,三二	一,六〇	八七	三〇

慶北	慶南	全北	全南	合計	咸北	咸南	平北	平南	黄海	江原	京畿	忠北	忠南	慶北	慶南	全北	全南	合計	咸北	咸南	平北	平南	黄海	江原	京畿		
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000		
3,500	5,700	26,300	29,600	3,500	800	1,300	1,900	3,100	900	2,400	5,800	2,700	4,200	5,000	4,500	4,900	3,700	1,000	3,600	5,000	8,800	10,700	26,300	29,600	3,500		
19,200	15,800	162,400	168,200	19,200	165	185	260	430	175	510	1,270	2,700	3,300	2,700	2,700	2,700	2,700	19,200	165	185	260	430	510	1,270	2,700	3,300	
10,400	7,900	98,200	106,100	10,400	266	294	397	627	232	660	1,580	3,300	4,100	3,300	3,300	3,300	3,300	10,400	266	294	397	627	660	1,580	3,300	4,100	
2,700	2,150	27,000	29,150	2,700	337	355	470	729	259	760	1,800	3,900	4,800	3,900	3,900	3,900	3,900	2,700	337	355	470	729	760	1,800	3,900	4,800	
4,500	4,400	44,000	48,400	4,500	238	250	330	510	170	470	1,100	2,400	3,000	2,400	2,400	2,400	2,400	4,500	238	250	330	510	570	1,100	2,400	3,000	
600	600	6,000	6,000	600	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	600	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(四) 小自作農家

總數

五反未満

一町未満

二町以上

未上三町以

未上五町以

以上

(五) 小作農家

總數

五反未満

一町未満

二町以上

未上三町以

未上五町以

以上

朝鮮における農業人口の性格

慶南	一五七〇	九三〇	三三〇七	一四、六〇	三、七〇	三、六〇	五
慶北	一四三三	八七三	四三〇七	一六、四六	三、五七	四、一	二
忠南	一五、六〇	六〇、八三	四六、七〇	三、二七	五、五七	九、一	二〇五
忠北	八三、六〇	五、六〇三	一九、六〇	六、九三	九、九	一、三	二
京畿	一六、四三	五、七四八	四、六三六	五、九五	一〇、三六	一、八〇	六
江原	九七、七五	四、一九五	二五、九四	三、七二	一〇、三	三、一四	八〇三
黄海	一四、一五	二〇、六九	二八、三〇	四、五二	三、〇七	一、三、八三	四、七四
平南	七〇、五五	一、一三四	二、四九	一〇、七二	二〇、〇〇	九、七四	二、六九
平北	一〇八、七〇	一八、三六一	二二、三六〇	二、九六六	三、八八二	一〇、七九	三、一八
咸南	四八、九三	八、七六二	一〇、七六九	二、三三	一〇、〇三	五、二九	八、八三
咸北	二、六六	一、一九九	一、八〇四	三、三六	三、四〇	一、七九	二〇八
合計	一、五二、一三	一、五四、一七	一、六九、六〇	二、七、七三	一、三、六九	五、〇六三	一、三、一四
全南	一〇〇	六、三五	二、五八	九、三	一、九	〇、四	〇、〇
全北	一〇〇	五、六〇	二、五六	一、〇	四、三	一、三	〇、二
慶南	一〇〇	六、三三	二、四一	九、九	二、五	〇、三	〇、〇
慶北	一〇〇	五、四	二、一	二、一	二、二	〇、三	〇、〇
忠南	一〇〇	四、一	三、四六	二、七一	二、六	〇、六	〇、一
忠北	一〇〇	六、七〇	三、四	八、三	一、一	〇、一	〇、〇
京畿	一〇〇	三、四一	三、四〇	二、四六	六、三	一、一	〇、〇
江原	一〇〇	三、五〇	二、六五	二、四二	一〇、二	三、三	〇、八
黄海	一〇〇	一、四六	一九、九	二、九二	三、三	九、七	三、三
平南	一〇〇	一、四一	二、六二	二、六八	二、六三	三、六	三、四
平北	一〇〇	一、六九	二、五	二、七六	三、一	九、九	二、八
咸南	一〇〇	一、七九	三、三〇	二、七〇	三、〇五	二、〇八	一、九
咸北	一〇〇	一、〇三	二、五四	二、七九	二、九四	二、五二	一、八
合計	一〇〇	四、三三	二、五八	八、〇	八、七	三、四	〇、七

備考 印直植「朝鮮農村再編成の研究」六五頁による。(3)

朝鮮における農業經營の第二の特徴は、所謂農業「資本」の有機的構成の低位性である。つまり、農業技術組織を構成する二つの要素である生産手

段と労働力との組合せ上の比率が著しく前者に低くなつてゐることである。換言するならば、朝鮮の農業經營においては、そこに採用される農具はきはめて原始的なもので、農業機械の導入は殆んどみられず、役畜利用も小規模であつて、農業經營は一般に専ら人間労働力の集約的投下によるみに依存して行はれるのである。したがつてそこに成立する技術は機械的技術ではなく専ら労働力の技術であり、たとへ技術の發展がみられるとしても、それは機械の導入による労働手段の進歩によつて行はれることなく、耕種法の改善、品種の改良、肥料の増投等のやうに、労働手段を媒介とすることなく、専ら労働力の投下のみによつて直接労働対象と結びつきうるやうな技術を通じてなされるのである。朝鮮の農業經營において支出される生産手段への支出額は一般に勞力費支出に比して少額であるが、そのうちでもとくに肥料費だけが比較的高くなつてゐるのは、右のやうな技術構造の特質にもとづくところに他ならない。即ち、こゝでは農業技術の發展は、主として労働力を如何に集約的に労働過程の中に投じて之を合理的に組織するにかゝつてゐるのである。しかもこのやうな方向への發展も、後にのべるやうな過剰人口の存在に災されて、當局の「監視的指導と命令的督勵」を以てしてもきはめて微々たるものにすぎない。

先づ農機具について見よう。「朝鮮の農業」(總督府農林局)は、朝鮮の農業經營に採用されてゐる農機具について次のやうに述べてゐる。「従來は耕種用具としては牛型を主とし、在來鋤及び中耕・除草に兩用するホミがあり、調製用具としては唐箕類に限られてゐた。しかし農業の進歩するに伴ひ、原始的農具より漸次改良農具に轉換するやうになつたものではあるが、この際朝鮮農家に推奨すべき農具は使用方法平易で効果著しく價格低廉で、而も堅牢であることを要件とするので、當初先づ稻扱、唐箕、萬石、篩、

糶摺臼、荒、備中鋏、シヨベル、松原鎌、灌水車、莖織機、三徳鋏、押切等十數種を選抜し、國庫及び道費その他より補助金を交付し之が普及に努むるの他、農具購入の簡易化を圖るため農會をして共同購入斡旋をなさしむると共に、農事試験場及び道農事試験場においては優良農具の試験をなす等、朝鮮に適合する農具の普及を圖つた。(32)

以上の引用から明かになるやうに、朝鮮の農業經營に使用されてゐる農具は、専らきはめて原始的な在來鋏並びにホミを主とするもので、改良農具として、「使用方法平易」にして「價格低廉」な糶摺、唐箕、萬石、糶摺臼、荒、備中鋏、シヨベル、松原鎌、等が用ひられてゐるにすぎない。即ち、未だ完全に人力による「道具」の域を脱しないのである。

なほ「朝鮮の農業」は、最近小型發動機等の動力による調製用具及び揚水機の普及の著しいことを述べてゐるのであるが、いま試みに農業機械化の指標として動力機をとり朝鮮における石油發動機の普及状態を内地と比較するに次の通りである(第三二表)。

第三二表 石油發動機數の普及状態

年	實數		同上(一農家戸數)	
	朝鮮	内地	朝鮮	内地
昭和八年	四、七六一	八〇、四九一	五五六	一一八
〃一〇年	七、五六七	九六、三三三	三三七	一一〇
〃一三年	一八、六二二	一二五、五八三	一五四	一〇六
〃一五年	二二、九六二	一〇二、〇四六	一一九	六七

備考 帝國農會「農業年鑑」昭和十六年による。

即ち右の表の示すやうに、朝鮮においては石油發動機の普及は年々かなりの増加をみせてはゐるものの、之を内地と比べると未だ著しい遜色

朝鮮における農業人口の性格

がある。たとへば昭和一五年についてみるに、内地においては農家六七戸につき一臺といふ割合で普及してゐるに比して、朝鮮においては農家一一九戸につき一臺といふ割合に止まつてゐる。即ち、石油發動機の普及度は内地の約二分の一にすぎないのである。機械の農業經營への導入はなほ未だきはめて微々たるものであるといはねばならない。

なほ右の事情をより一層具體的に明かにするため、試みに朝鮮農會によつて行はれた「農家經濟調査」の結果(慶尙南道は昭和六年、咸興南道は昭和七年)から、調査の對象とされた各階層農家合計九戸における反當農具費を求めるに次の通りである(第三三表)。なほこゝでは比較のため、農林省「農家經濟調査」(昭和六年)の結果から計出した内地のそれをも併せ掲げた。

第三三表 朝鮮の農業經營における反當農具費

調査年	調査地	調査階層	農具費		經營面積		反當農具費	
			平均	自作	平均	自作	平均	自作
昭和六年	慶尙南道	自作	三五・一七	一一・一	一一・一	一・六四	一一・一	〇・七二
		自作	一一・四六	一一・七	一一・七	〇・七二	一一・七	〇・九七
		自作	一三・〇四	一一・三	一一・三	〇・九七	一一・三	一・一六
		平均	二〇・二二	一一・七	一一・七	一・一六	一一・七	〇・四七
	咸興南道	自作	一〇・六四	一一・三	一一・三	〇・四七	一一・三	〇・二〇
		自作	五・〇三	一一・五	一一・五	〇・二〇	一一・五	〇・一八
		自作	五・二五	一一・九	一一・九	〇・一八	一一・九	〇・二八
		平均	六・九七	一一・五	一一・五	〇・二八	一一・五	〇・二五
	内地	自作	二二・六八	一一・九	一一・九	一・二五	一一・九	一・三〇
		自作	一九・四六	一一・五	一一・五	一・二〇	一一・五	一・二〇
		自作	一六・七三	一一・四	一一・四	一・二〇	一一・四	一・二〇
		平均	一九・九六	一一・六	一一・六	一・二五	一一・六	一・二五

備考 朝鮮農會「農家經濟調査」(慶尙南道ノ分)及び(咸興南道ノ分)、(昭和六年及び昭和七年)農林省「農家經濟調査」(昭和六年)による。

右の表の示すやうに、朝鮮の農業經營においては、農具費への支出額は一般に内地に比べてかなり小さい。即ち、慶尙南道における自小作平均反當農具費は一・一六圓であり、咸興南道のそれは僅かに〇・二八圓であるにすぎない。之を内地における自小作平均反當農具費一・二五圓と比べると、朝鮮の農業經營における農具費支出がいかに僅少なものであるか理解されるであらう。とくに朝鮮における農業經營の典型的形態をなしてゐる小作農家における農具費の貧しさは特徴的であり、たとへば慶尙南道の小作農家における農具費支出總額は、内地の一六・七三圓に比して一三・〇四圓であり、反當額についても、内地の一・二〇圓に比して、僅かに一・一六圓であるにすぎない。なほ朝鮮における農具費支出を階層別に入つて検するに、調査兩地方の何れにおいても、農具費支出額は總額についても、反當額についても、だいたいとして階層の下るに従つて小さくなつてゐる。このことは、一般に朝鮮の農業經營に使用されてゐる農具の規模の零細性とその性質の原始性を規定づける原因が何處に存するかを明かにするものである。即ち、そこには、農具の零細性は、經營面積の零細性によつて技術的な制約をうけてゐるとともに、そこにさきに述べたやうな高率な小作料率の慣行が、農具の改善に用ひるべき「資本」の農家の手許への保留を不可能ならしめてゐるといふ事情がみとめられるのである。

ところで、先にも述べたやうに、朝鮮における農業技術は、機械的技術ではなく、専ら手労働の技術であり、技術の發展と農業生産力の向上とは、専ら品種の改良並びに肥料の増投による労働の集約的投下に専ら依存するところのものであつた。そこで吾々は、次ぎに朝鮮の農業經營において消費される肥料を問題にしよう。

いま昭和一三年度における朝鮮の農家によつて消費される肥料の反當並びに農家一戸當り消費高を求め、之を内地のそれと比較するに次の如くである(第三四表)。

第三四表 朝鮮における肥料消費高

		販賣肥料	自給肥料	合 計
朝鮮	農家一戸當	三〇・七五 <sup>円</sup>	八九・七五 <sup>円</sup>	一二〇・五〇 <sup>円</sup>
	反當	二・〇三	五・二六	七・二九
内地	農家一戸當	八二・七八	八一・二五	一六三・九三
	反當	七・四一	七・二六	一四・六七

備考 朝鮮總督府農林局「朝鮮ノ農業」七〇頁による。

右の表から明かなやうに、朝鮮の肥料消費高は、農家一戸當りについても、反當りについても、内地のそれらに比して著しく少い。即ち農家一戸當りについても内地の一六三・九三圓に比べて一二〇・五〇圓であり、反當については内地の一四・六七圓に比べて七・二九圓である。即ち農家一戸當りについても内地の四分の三、反當りについても内地の僅かに半ばにすぎない。生産手段の中で最も大きい比重をしめてゐると考へられる肥料についても、朝鮮の農業經營はこのやうな貧しさを示してゐるのである。なほ右表の中ではとくに、朝鮮においては販賣肥料の消費量が自給肥料のそれに比べて著しく少いことが注目されねばならない。

このやうな事情をより一層具體的ならしめるために、吾々は、こゝでも朝鮮農會によつて行はれた「農家經濟調査」の結果を引證したい。即ち調査の對象とされた各階層農家九戸によつて支出された肥料費の反當額を求めると次の如くである。尙比較のため、こゝにも内地における「農家經濟調査」(農林省)の結果からえられた數字をも併せ掲げた(第三四表)。

第三四表 朝鮮の農業經營における肥料費

内 地	慶尙南道		咸興南道		備考
	自作	反當肥料費	自作	反當肥料費	
平均	一三九・二二	六・五〇	一〇八・八〇	六・二五	朝鮮農會「農家經濟調査」(慶尙南道ノ分)及び(咸興南道ノ分)(昭和六年及び七年)、農林省「農家經濟調査」(昭和六年)による。
自作	一一〇・〇四	六・三二	五・六・二二	二・四六	
小作	七・七・二二	五・七四	四・〇・七六	一・四三	
平均	四・三・二〇	一・七一	四・三・二〇	一・七一	
自作	七・五・一〇	五・〇一	四・三・二〇	四・〇〇	
小作	七・二・八二	五・二〇	四・三・二〇	四・六六	
平均	七・四・六二	四・六六			
自作					
小作					
平均					

右の表によるときは、咸興南道における調査農家平均反當肥料費は一・七一圓で、内地の平均反當肥料費四・六六圓に比し著しく少額であるが、慶尙南道のそれは六・二五圓で、逆に内地のそれを凌駕するといふ結果を示してゐる。しかしながらこゝで吾々は、朝鮮における肥料費の半ば以上が自給肥料によつてしめられてゐるといふ事實を見逃してはならない。ともあれ、右の農家經濟調査の結果からするならば、慶尙南道の調査農家における肥料費が農具費の場合といささか異り、反當額に關しても内地のそれを凌駕してゐるのであるが、この事實は、朝鮮とくに南鮮における農業經營のもつ技術構造の特徴を示すものとして注目に値する事實であると思はれる。

朝鮮における農業人口の性格

なほ左表について、朝鮮の農業經營における肥料費の總額並びに反當額を階層別にたち入つて検討するときは、こゝでも農具費の場合におけると同じく、階層の低下するに伴つて、肥料費の總額並びに反當額はともに概して減少してゐる事實がみとめられる。肥料の消費量は一般には勞働の集約度のたかまるにつれて増大するもので、必ずしも農機具の場合のやうに經營規模の大きさによつて技術的に制約されるものではない。従つて右のやうに肥料の消費量が階層の低下するに従つて減少してゐることは、専ら高率な小作料率の慣行にもとづく小作農家における經營「資本」の貧困に原因するものと考へてゐる。

最後に、役畜について簡単に考察しよう。朝鮮の「農業統計」は家畜表の中に單に牛馬頭數を掲げてゐるだけで、耕作用牛馬頭數を特にあげてゐないので、家畜表の中の牛馬頭數のうちどれだけが役畜として使用されてゐるかが判明しない。したがつてこゝでは、専らさきに屢々援用した朝鮮農會の「農家經濟調査」の結果によつて、朝鮮の農業經營中にしめる役畜の役割を簡単に考察したい。いま右調査の結果から調査農家における家畜費支出の總額並びに反當額を計出し、比較のために内地のそれと併せて掲げるなら次の通りである(第三五表)。

第三五表 朝鮮の農業經營における家畜費

慶尙南道	家 畜 費		反當家畜費
	自作	總 額	
自作	一・六三	〇・七八	
小作	二・四三	一・四三	
平均	二・二八	一・七五	
平均	二・二一	一・二四	

咸興南道		内地	
自作	〇・三八	自作	〇・一七
自小作	〇・一七	自小作	〇・〇七
小作	〇・二六	小作	〇・〇九
平均	〇・二七	平均	〇・一一
自作	二一・〇七	自作	一一・〇九
自小作	一四・四七	自小作	九・六五
小作	一五・九四	小作	一一・三九
平均	一七・一六	平均	一〇・七三

備考 前表に同じ。

右の表から明かなやうに、朝鮮の農業經營における家畜費支出額は、總額、反當額ともに内地のそれに比して著しく少い。なほこれを階層別にたち入つて検討するときは、さきに農具費、肥料費について認められたやうな階層の低下するに従つて、家畜費支出が減少するといつた關係はこゝでは明瞭には認められ難い。

以上において吾々は一應、農機具、役畜、肥料の三者に關するデータを援用して、朝鮮の農業經營中に採用される生産手段が内地のそれに比して如何に零細、規模且つ原始的であるかを述べてきたのであるが、かゝる零細にして原始的なる生産手段は零細なる農地とともに、自らこれと結合さるべき労働力の性格をも規定し、朝鮮における農業經營をして専ら、僅かに原始的な農具のみを裝備するにすぎない裸の労働力の集約的な投下に依存せしめることになる。したがつて、朝鮮における農業生産の技術構造中にしめる労働力の比重は、生産手段のそれに比べて著しく大きいのである。そこでは、機械的な技術ではなく、専ら労働の技術が支配し生産力の發展は、主として耕種法の改善、品種の改良、肥料の増投等、より集約的な労働を必要とする方向において行はれるの他ないからである。このこと

はさきに引用した「農家經濟調査」の結果の中で、肥料費が、役畜費・農具費等と異り、内地における農業經營のそれよりいくらか大きくなつてゐたところからも充分にうかゞへるところであるが、いま改めて再び前記「農家經濟調査」の結果から、調査農家によつて支出された經營費中生産手段に關する支出の費目別の割合を求めるとに次表の通りである(第三六表)。

第三六表 朝鮮の農業經營における生産手段に關する支出の費目別割合

土地・建物改良費	農具費	種苗費	家畜費	飼料費	肥料費	光熱費	動力費	藥劑費	計
自作	九・八	二・六	六・三	二・六	一五・一	四九・八	五・九	一〇〇・〇	
自小作	七・八	六・七	八・四	一・三	一〇・六	五八・九	六・三	一〇〇・〇	
小作	三・九	一〇・二	一〇・二	一・八	九・二	六〇・一	四・六	一〇〇・〇	
平均	七・九	一〇・二	七・八	一・二	一二・四	五四・九	五・七	一〇〇・〇	
自作	八・四	七・一	八・七	〇・三	二八・七	三七・五	九・三	一〇〇・〇	
自小作	五・一	四・四	九・九	〇・二	四五・九	二八・八	六・七	一〇〇・〇	
小作	三・八	四・一	一二・三	〇・二	四四・一	三三・〇	三・五	一〇〇・〇	
平均	五・九	五・四	一〇・二	〇・二	三八・七	三三・二	六・四	一〇〇・〇	
自作	一一・二	一三・〇	六・四	一一・六	一一・五	四一・八	三・二	一〇〇・〇	
自小作	八・九	一一・四	五・八	八・四	一六・四	四三・八	五・二	一〇〇・〇	
小作	八・二	一〇・八	六・四	一〇・三	一一・六	四六・八	四・〇	一〇〇・〇	
平均	九・五	一一・八	六・二	一〇・二	一四・二	四四・〇	四・二	一〇〇・〇	

備考 前表に同じ。

右の表において注目すべきことは、先づ朝鮮の農業經營においては、肥料費をはじめ、種苗費、光熱・動力・藥劑費等の労働對象に關する支出額の割合は内地のそれに比して各階層を通じてかなり大きく、之に反して土地・建物・土地改良費、家畜費、農具費等の労働手段に關する支出額の割合

は内地のそれに比して各階層ともかなり小さいといふ事實である。このことは、朝鮮における農業經營が労働手段の媒介を経ること少く、直接人間労働力に依存するところの多い、きはめて原始的な技術構造を有するものであることを意味する。労働對象に關する支出額の多いことはそれだけ直接労働力投下量の大きいことを意味するものに他ならないからである。

次に朝鮮における農業經營を階層別にたち入つてみるときは、同じく肥料費、種苗費等労働對象に關する費目の割合は下層農家ほど大きく、之と逆に、土地・建物費、農具費等労働手段に關する費目の割合は概して下層農家ほど小さくなつてゐるといふ事實が注目される。つまり下層農家ほど、その技術構造は労働手段に依存する程度を少くし、主として人間労働力の直接的な投下のみで依存せざるをえない構造をとつてゐる。このことは、朝鮮の農業經營における技術的進歩への路をはぐむものが奈邊にあるかを明かにする。

なほ右にのべたやうな朝鮮の農業經營のもつ技術的構造の特殊性を明らかにするために、吾々はこゝに慶尙南道達里部落における實態調査の結果を掲げよう(第三七表)。

第三七表

階層	農家戸數	耕作地(反)	改良農具(個)	耕畜(頭)	肥料(円)	家族	
						定雇	臨時雇
上層農家	六	一四一・七	二三	七・五	一・〇三	一・八	一・三五
中層農家	二〇	二七・五	一九	一・五	五九・六	三・七	四・九
下層農家	七四	四〇二・〇	一〇	九五	九〇・五	一・二七	三・一
全農家	一〇〇	八一五・二	五二	三二	二、六〇四	一・五六	二・六

朝鮮における農業人口の性格

階層	全割合	耕作地	改良農具	耕畜	肥料	家族	
						定雇	臨時雇
上層農家	六%	一七・三	四・二	二・三	四・二	一・一	一・五
中層農家	二〇	三三・三	三・五	四・八	二二・九	二・三	三・五
下層農家	七四	四九四	一九・三	二九・八	三四・七	七・五	一・五
全農家	一〇〇	一〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

備考 川俣浩太郎「農業生産の基本問題」一一九頁による。

右の表によれば、達里部落においては農家總戸數の僅か六%をしめるにすぎない上層農家が、耕作地の一七・三%、耕畜の二三・四%を所有し、さらに肥料及び改良農具にいたつては部落全體の四二・四%及び四四・二%を使用してゐるのである。之に反し總農家の七四%をしめる下層農家は耕作地の四九・四%、肥料の三四・七%、耕畜の二九・八%を使用するにすぎず、改良農具にいたつては實にその一九・三%を所有するにすぎない。下層農家經營における技術構造の特徴をなす労働手段の貧困は右の表の示すところによつても明瞭であらうと思はれる。したがつて、下層農家においては、その經營は専ら手労働の集約的投下のみで依存せざるをえないのであつて、たとへば右表において家族従業者の割合は、上層の一・一%、中層の二三・九%に比して下層は七五・〇%となつてをり、この間の事情を明かにしてゐる。

それでは、一體朝鮮の農業經營のとする生産構造の中において、生産の要素としての労働力は、生産手段に比べてどれほど大きい役割を演じてゐるのであらうか。このやうな農業生産構造の中にしめる労働力の重要度を測定するために、吾々はこゝに、さきに屢々援用した「農家經濟調査」の結果にもとづき、農業經營費の中から小作料・諸負擔等の不生産的な支出を除いた純生産的支出が、生産手段と労働力に對してどのやうな割合に分れて支出されてゐるかを検討してみよう。但し「農家經濟調査」における經營費の



中勞賃には年雇の食費を含めず、之は家計費中の飲食費の中に計上されてゐる。なほ勿論こゝには家族労働に對する勞賃該當部分は全然含まれてゐない。したがつて吾々は、こゝでは便宜上小作農家の第一家計費を家族労働に對する「勞賃」とみなして、經營費中の勞賃に之を加算し、これを以て勞働力に對する支出とみなすことにした(第三八表)。

第三八表

慶尚南道	内地				咸興南道				慶尚南道				
	平均	小作	自作	自作	平均	小作	自作	自作	平均	小作	自作	自作	
	三三・三	二五・二	三一・五	三七・九	一六九・四四	一五五・四八	一七一・二九	一八一・五三	二七九・六三	二二八・三六	一九八・二九	一九九・八二	二七九・六三
生産手段に對する支出	六七・七	七四・八	六八・五	六二・一	三一八・三三	三一七・五四	三一六・一二	三二一・三四	四五九・一三	三八〇・〇九	四一五・〇四	三九四・〇八	四五九・一三
勞働力に對する支出	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	四八七・七七	四七三・〇二	四八七・四一	五〇二・八七	七三八・七六	五〇八・四五	六一三・三三	五四三・九〇	七三八・七六
計									合計				

同右割合

備考 第三四表に同じ。

内地	咸興南道			
	平均	小作	自作	自作
三七・五	二七・五	二七・五	二七・五	二七・五
二五・三	二五・三	二五・三	二五・三	二五・三
二五・三	二五・三	二五・三	二五・三	二五・三
三六・一	三六・一	三六・一	三六・一	三六・一
三五・一	三五・一	三五・一	三五・一	三五・一
三二・九	三二・九	三二・九	三二・九	三二・九
三四・七	三四・七	三四・七	三四・七	三四・七
六五・三	六五・三	六五・三	六五・三	六五・三
一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

右の表から、吾々は先づ朝鮮における農業經營が、兩地方を通じ、各階層を通じて、(但し慶尚南道の自作農經營を唯一の例外とする)一般に内地に比して生産手段に對する支出の割合を小さく、之に反して勞働力に對する支出の割合を大きくしてゐることを認めることができる。このことは、朝鮮における農業「資本」の有機的構成が内地のそれに比して一段と低位にあることを意味するものに他ならない。つまり朝鮮の農業生産は、内地のそれに比して人間勞働力の直接的投下により一層多く依存すべき構造の下におかれてゐるのである。

次に、右の表から吾々は、朝鮮における農業經營が、兩地方を通じて、一般に階層の低下するとともに、その有機的構成を低度ならしめてゐる事實を認めることができる。このことは、朝鮮における小作農經營が、特殊封建的生産關係の桎梏の下に、如何に技術的發展の途を阻止され、専ら勞働力の集約的投下のみ依存する生産構造をとらしめられてゐるかを物語るものに他ならない。

さて以上において、吾々は、朝鮮における農業生産構造の特殊性を、經營面積の零細性と農業「資本」の技術的構成の低位性との中に見出した。つ

まり朝鮮の農業經營は、一般に、零細な耕地、プリミティブな農具、小規模な役畜利用、これらの貧弱な労働手段に比して比較的大量な肥料の消費、そして以上の生産手段に比してなほ比較的より大量な勞力の投下、――右のやうな構造によつて特徴づけられるのであるが、右の特徴は、いふまでもなく朝鮮における農業經營の過半数をしめる小作農家のなかに最も典型的に示されてゐる。こゝに吾々は、農業生産の技術構造に對する經濟機構の決定的意義を理解しなければならない。

さて以上において朝鮮における農業經營にあたへられた技術構造上の特殊性が一應明かにされたと考へる。したがつて以下において吾々に殘された仕事は、かゝる農業生産構造の特殊性を通じて決定される朝鮮における農業勞働力即ち農業人口の性格、その質的並びに量的な特殊性を闡明する仕事である。

#### (五) 朝鮮における農業人口の性格

(四)において明かにされたやうに、朝鮮における農業生産のもつ技術的構造の特殊性は、何よりも耕作面積の零細性と、その上に投下される農業「資本」の有機的構成の低位性のなかに見出された。換言するならば、このことは朝鮮における農業經營が、専ら零細な耕地の上になつて、裸の労働の集約的な投下にのみ依存してゐることを意味する。つまり朝鮮農業の技術は専ら労働の技術であつて、決して機械の技術ではない、この場合、たとひ技術の發展ありとするも、それは主として投下労働の組織化・集約化を通ずる土地生産力増強の方向において見られるにすぎず、したがつてその範圍も、自ら耕種法の改善、品種の改良、肥料の増投といった労働對象の範圍にとどまり、決して農業機械(なかならずく作業機)の採用による労働生産力の向上といふ近代的发展の線をとどるものでない。即ち本來的な

労働手段の領域においては何等の進歩もみられないのである。そして朝鮮の農業經營のもつ技術的構造を右のやうに規定づけるものが、他ならぬ朝鮮農業を支配する前時代的な土地所有關係であることも、同じく(四)においてくりかへし述べた通りである。つまり、高率な小作料率の慣行による「資本」蓄積の貧しさと農家經濟の窮迫が、農地の擴張、新式機械の採用はいふまでもなく、労働手段一般の改善をすら獨力で行ふことを不可能ならしめてゐるのであり、その結果さきに述べたやうな、専ら手労働の集約的利用のみに依存する經營を朝鮮農業の支配的形態として確立せしめたのである。

朝鮮における農業勞働力即ち農業人口のもつ特殊な性格も、まさに右のやうな朝鮮における農業經營のもつ技術的構造の特殊性によつて決定づけられるところにほかならない。それでは、以上のやうに農業生産のもつ技術的構造上の特質から、朝鮮における農業人口即ち農業勞働力群はどのやうな性格規定をうけてゐるのであるか。

さて吾々は、朝鮮に於ける農業人口の性格を何よりも先づ一般的に、過剰人口として特徴づけることができると思ふ。こゝに過剰人口とは、必ずしも農業生産に不必要な人口といふ意味ではなく、零細な經營面積と技術の低い水準とに制約されて、過度集約的に農業部門に投下されてゐる農家家族員のもの労働力を特徴づけるための名稱であるにすぎない。<sup>(3)</sup>つまり、正確には潜在的過剰人口とよばるべきものである。さきにも述べたやうに、朝鮮の農業經營は零細規模の小作農經營を典型とするもので、耕作面積の零細性と農業「資本」の有機的構成の低位性といふ二つの契機によつて特徴づけられるものであり、その結果そこに形成される技術は、さきにものべたやうに機械的な技術でなく、専ら労働の技術に他ならなかつた。し

かも、そこには高率な小作料率の慣行がみられるから、零細小作農家は農家經濟の窮乏を打開するために、かぎられた農地の上に家族員のもつ能率の悪い裸の労働をできるかぎり集約的に投下して、できるだけ多くの收量を納めんとする努力をくりかへしてゐるのである。したがつて、ここでは労働の反當投下量は自ら過大とならざるを得ず、限界労働の生産力も自ら低下せざるを得ない。低位の技術水準、零細なる耕地と結びつけられた非能率的な労働力——これが正にこゝで過剰人口となづけられるべきものの正體なのである。したがつてこのやうに考へるとき朝鮮における農業人口は何よりも過剰人口となづけられるにふさはしい性格を有するものと考えられる。

ところで、右のべたやうに過剰人口を析出する地盤をなしてゐる労働集約的な零細小作經營は、とくに南鮮地方において最も典型的な發展をとげてゐる。さきにも述べたやうに、南鮮の農村は、全鮮中最も深刻な階層的分化の行はれた土地であり、したがつて小作農家の總農家中にしめる割合も全鮮中最もたかく、しかもこれらの小作農家を中心とする南鮮における農家の經營規模は全鮮中最も小さい。即ちこれらの南鮮農家は、朝鮮の農業經營を特徴づけるべき經濟的並びに技術的な諸條件を最も充分に備へてをり最も労働集約的な經營形態をとつてゐる。それ故ここでは、農業人口は最も明瞭に過剰人口てふ性格を露呈してゐるのである。

たとへば、いま、總督府發表の「農家經濟の概況とその變遷」から、反當並びに農業従業者一人當りの收益を計出し、自小作と小作の間の比較を試みるならば次の通りである(第三九表)。

第三九表 朝鮮における反當並びに農業従業者一人當り收益

	耕作面積		農業従業者		反當労働		農業收益		反當收益		農業従業者一人當り收益	
	小作	自小作	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円
南鮮	一・〇三	一・三八	三・五三	〇・二八	三〇五	二九	三三二	一・一三	二九	三〇五	二九	八七
中鮮	一・四三	一・九〇	三・七〇	〇・二六	三三三	二七	三三三	一・一五	二七	三三三	二七	九五
西北鮮	二・七一	三・九七	〇・一五	三・八〇	一四	九六	一七	一二九	一四	三・八〇	一四	九六

備考 朝鮮總督府「農家經濟の概況と其の變遷」第一部及び第二部による。

右の表によつて明かであるやうに、南鮮地方における農家の耕作面積は、自小作・小作ともに全鮮中最も零細であるが、この上に投ぜられる家族労働の量は耕地の零細性に反比例して全鮮中最も大きいのである。従つてこゝではつまり耕地の零細性によつて生ずる收益の不足をカバーするために、家族員のもつ労働をできるだけ多くこゝに投じ、かゝる家族労働の浪費の上に辛ふじて農家經濟が維持されるといふ關係が成立してゐる。したがつて、南鮮地方の農家は、右の表に示されるやうに、自小作・小作ともに最大の反當農業收益を示してゐるのであるが、このことは右のべたやうに、ただただ能率の悪い家族労働の濫費的な投下によつて維持されるところに他ならない。このことは、農業従業者一人當りについてみるときは、南鮮が全鮮中最も低い農業收益を示してゐるところから明かである。つまり、南鮮地方においては限界労働の生産力はきはめて低く、かゝる非能率的な労働力の過度集約的な投下によつて辛ふじて農家における一定限度の收益が維持されてゐるのである。このやうな結果は、とくに南鮮地方の農業人口の過剰人口的な性格を具體的に明かにするものと思

はれる。

なほこの點に關するいま一つの例證として、吾々はさきに屢、引用した朝鮮農會によつて行はれた「農家經濟調査」の結果を援用しようと思ふ。そしてこゝではとくに南鮮における農家經營を階層別にたち入つて觀察することによつて、そこに投ぜられる勞働力の性格を明かにしようと思ふ。(第四〇表)

第四〇表 朝鮮の農業經營における反當並びに従業者  
一人當り農業所得(慶尙南道)

農業所得	耕作面積	農業従業者	反當勞力	反當農業所得	一人當農業所得
自作	六〇五八五	二二四	三六七	一七一	六元
自小作	四六八八六	一七四	三〇〇	一七三	二五元七
小作	四〇二九元	一三四	五六七	四三三	二元九
平均	四九八〇六	一七四	四二二	二二六	三元六

備考 朝鮮農會「農家經濟調査」(慶尙南道ノ分)より作製。

右の表から明かなやうに、さきに地域別比較のなかに示された南鮮農家の特質は、いま本表によつて地域を南鮮のみに限定して之を階層別に比較するとき、小作農家のなかに最も明瞭な姿をとつて露呈されるのである。即ち、小作農家の耕作面積は各階層農家中最も零細であるが、その上に投ぜられる家族勞力の量は各階層農家中最も大きい。そして、小作農家の反當農業所得は各階層農家中最大であるにも不拘、一人當り農業所得は各階層農家中最も小さいといふ結果も、まさにそこから生ずるのである。つまり、こゝでも、能率の悪い家族勞働力を消費することによつて、耕作面積の零細さと慣行小作料率の高率さからくる収益の不足をできうるかぎりカバーせんとしてゐる小作農家の眞劍な努力のあとがみとめられるのである

朝鮮における農業人口の性格

る。

以上において、吾々は、朝鮮における農業人口が何よりも先づ一般に過剩人口として特徴づけらるべき性格を有するものであることを明かにした。即ち吾々は、このやうな過剩人口としての性格を、過度集約的に農業部門に投ぜられた能率の悪い家族勞働力のなかに認めてきたのである。それでは一般に右のやうに過剩人口として性格づけらるべき朝鮮農業人口は、具體的にはどのやうな特徴を有するものであるか、つまり過剩人口として本質的に規定さるべき朝鮮農業人口の性格は一體いかなる現象形態のうちに見現されてゐるのであるか。

朝鮮における農業人口のもつ第一の特徴はその一組成部分をなす雇傭勞力の家族勞力に對する割合が、内地に比して著しく高いことである。朝鮮における農業經營が一般に零細規模の小作經營を中心とするものであり、そこに近代的な大規模農企業の成立が殆んどみられないことはさきに述べた通りである。したがつてこれらの農業經營はその勞力に關しては専ら農家族員のもつ勞力にのみ依存すべきものであつて、近代的雇傭勞働力の使用量が家族勞力のそれに比してはるかに小規模にとゞまるべきことは、朝鮮と同じく前時代的な零細經營を以て特徴づけられる内地の農業經營において雇傭勞力への依存度がきはめて低いところからしても理論上十分に推察されることである。しかるに、朝鮮の農業經營においては、雇傭勞力への依存度は一般に内地に比して著しくたかく、とくに南鮮地方においてこのことが著しいのである。

即ち、いま、さきに屢、援用した朝鮮農會の「農家經濟調査」の結果によるときは、調査農家における總勞働時間の家族勞力・雇傭勞力別組成は次の通りである(第四一表)。

第四一表 朝鮮の農業經營における勞働時間の家族・雇傭

道	地域	家族勞働時間	雇傭勞働時間				合計
			年	季節	日	手	
		時間	時間	時間	時間	時間	時間
慶尙南道	自作	277.7	143.3	18.7	200.0	339.9	100.00
	自小作	268.8	103.7	90.8	268.8	362.5	100.00
	小作	272.7	15.6	90.8	267.1	362.5	100.00
	平均	272.7	29.5	30.9	272.7	362.5	100.00
内地	自作	277.7	143.3	18.7	200.0	339.9	100.00
	自小作	268.8	103.7	90.8	268.8	362.5	100.00
	小作	272.7	15.6	90.8	267.1	362.5	100.00
	平均	272.7	29.5	30.9	272.7	362.5	100.00
咸興南道	自作	277.7	143.3	18.7	200.0	339.9	100.00
	自小作	268.8	103.7	90.8	268.8	362.5	100.00
	小作	272.7	15.6	90.8	267.1	362.5	100.00
	平均	272.7	29.5	30.9	272.7	362.5	100.00
同右割合							

道	地域	自作	自小作	小作	平均
咸興南道	自作	277.7	143.3	18.7	200.0
	自小作	268.8	103.7	90.8	268.8
	小作	272.7	15.6	90.8	267.1
	平均	272.7	29.5	30.9	272.7

備考 第三四表に同じ。

右の表から明らかにされるやうに、朝鮮の農業經營においては、總勞働時間中にしめる家族勞働時間の割合が内地に比して著しく低いのである。

即ちこの割合は内地の九五・六%に比して、咸興南道においては八五・一%であり、慶尙南道においては僅かに四二・七%であるにすぎない。之と逆に、雇傭勞働時間の總勞働時間中にしめる割合は内地に比して著しく大きい。即ちこの割合は内地の僅か四・四%なるに比して、咸興南道においては四九・九%であり、慶尙南道においては實に五七・四%に達する。即ち、南鮮においては實に總勞働時間の半ば以上が雇傭勞力に依つてしめられてゐるのである。なほ、さらに雇傭勞力の内容にたち入つてみるに、朝鮮においては一般に年雇の割合が内地に比して著しくたかい。とくに慶尙南道においてこのことは顯著であり、内地においては年雇勞働時間が總勞働時間の僅か一・四%をしめるにすぎないのに比べて、朝鮮とくに慶尙南道においては、年雇勞働時間の割合は實に三五・九%に上るのである。

さらに朝鮮における農業勞働時間の家族・雇傭勞力別構成を階層別にたち入つて検討してみると、慶尙、咸南ともに階層の低下するに伴つて、一般に家族勞働への依存度がたかくなつてゐることが認められる。即ち慶尙においては、家族勞働時間の總勞働時間中にしめる割合は、自作三四・六%、自小作二九・六%、小作六五・九%であり、咸南においては、自作七三・九%、自小作八九・六%、小作九二・八%となつてゐる。これは内地に

においても認められる傾向であるが、それにしても、南鮮において、最も家族勞力への依存度のたかい小作經營にあつてもなほ總勞働時間の約三分の一を雇傭勞働に依存してゐるといふ事實は注目し得る。なほ雇傭勞働の内容についてみるに、階層の低下するほど年雇への依存度低く、日雇、季節雇への依存度がたかくなつてゐるのであるが、年雇勞働への依存度の最も低い小作經營においても、たとへば慶南にあつて、總勞働時間の一八%までが年雇勞力に依存してゐるといふ事實は、總勞働時間の三分の一が雇傭勞力に依存してゐるといふ先に述べたる事實とともに、朝鮮とくに南鮮における農業勞力構成上の特質として注目に値する。

なほ、以上の事實をより一層明らかならしめるために、朝鮮總督府の發表にかゝる「農家經濟の概況とその變遷」から、調査農家における年雇・季節雇・臨時雇に關する統計を次に掲げよう。(第四二表)

第四二表 朝鮮における雇傭勞力

小作	雇傭態様		總戸數に對する割合		雇傭總人員	同調査農家一戸當り平均
	一人雇 雇戸數	二人以上雇 雇戸數	一人雇 雇戸數	二人以上雇 雇戸數		
南鮮(六五二戸)	七六	五	二〇%	〇・八	九〇	〇・一四
中鮮(五六〇戸)	四三	一	七七	〇・二	四五	〇・一一
西北鮮(五一六戸)	三四	一	六六	—	三四	〇・〇七
全鮮(一、七二八戸)	一五五	六	九〇	〇・三	一六九	〇・一〇
南鮮(七〇〇戸)	二二四	二	三〇	三	二八〇	〇・四〇
中鮮(五七五戸)	一四二	三	二四	七	一九〇	〇・三三
西北鮮(五八四戸)	七四	三	二二	七	八〇	〇・一四
全鮮(一、八五九戸)	四二八	四	二二	〇	五五〇	〇・三〇

朝鮮における農業人口の性格

(二) 季節雇・臨時雇

小作	雇傭戸數		總戸數中に しめる割合		雇傭人員	同調査農家一戸當り
	一人雇	二人以上雇	%			
南鮮(六五二戸)	三三	五	四八	〇	九、八三一	一・五
中鮮(五六〇戸)	一九五	一	三四	八	五、五七九	一〇
西北鮮(五一六戸)	一五五	一	三〇	〇	五、六六七	一一
全鮮(一、七二八戸)	六六三	二	三八	四	二二、〇七七	一二
南鮮(七〇〇戸)	四五二	一	六四	六	二〇、六六六	二九
中鮮(五七五戸)	三一〇	一	五三	九	一三、五〇二	二三
西北鮮(五八四戸)	二三二	一	三九	七	九、一四七	一五
全鮮(一、八五九戸)	九九四	二	五三	五	四三、三一五	二三

備考 朝鮮總督府「農家經濟の概況とその變遷」第一部及び第二部による。

右の表の示すやうに、朝鮮においては、雇傭勞力とくに年雇勞力に依存することの最も少い小作經營においても、全鮮にわたる調査農家一、七二八戸のうち、一人以上の年雇を雇傭する農家數は一六一戸存在する。即ち總農家の九・三%が何等かの程度において年雇勞力に依存してゐるわけである。そしてこれらの小作農家に雇傭される年雇の數は合計一六九人となつてゐるのであるから、小作農家約一〇戸につき一人の年雇勞力が利用されてゐることになる。なほこのやうな年雇勞力への依存の程度は、さきにも述べたやうに、南鮮において最も著しい。南鮮においては、調査農家六五二戸のうち、一人以上年雇を雇傭する農家は八三戸存在する。即ち總農家の一二・八%が年雇勞力に依存してゐることになる。これらの農家に雇傭される年雇總數は九〇人になるから、つまり小作農家七戸につき一人の年雇勞力が利用されてゐるわけになる。なほ、右の表には、自小作經營における年雇利用の狀況をもあはせて掲げておいたのであるが、その利用度はいふまでもなく小作經營に比してかなり高い。

次に季節雇・臨時雇の利用状況についてみるに、これらの利用度は年雇の場合よりも一般にたかい。即ち調査の對象とされた全鮮にわたる小作農家一、七二八戸のうち、季節雇勞力に依存する農家は六六三戸に上り、總農家の三八・四%に當つてゐる。したがつて總農家の約三分の一が季節勞力に依存してゐることになる。なほこれらの農家の雇傭する季節雇の數は二一、〇七七人に上り、一戸當り平均一二人に當るのである。こゝでも、南鮮における季節雇勞力への依存度は他の地方に比べて著しく大きく、季節雇勞力に依存する農家は總農家の四八%に當り、一戸當りの雇傭人員は一五人に及んでゐるのである。なほ自小作經營における季節雇勞力への依存度が小作經營の場合に比べてより大きいことはこゝでもたち入つて言及する必要があるまい。以上において吾々は、朝鮮における農業人口が、これを家族・雇傭勞力別組成の上からみると、雇傭勞力への依存度を内地に比して著しく大きくしてゐるといふ事實を知り、この點に朝鮮における農業人口のもつ第一の特質が求められるのである。ところで、右のやうな特質は一體何にもとづくのであるか。

吾々は、さきに朝鮮における農業人口の性格が、一般に過剩人口として特徴づけられるべきものであることを指摘し來つたのであるが、右に示されたやうな家族・雇傭勞力別組成上の特質は、まさにかくの如き朝鮮における農業人口の過剩人口的な性格の一つの現象形態に他ならないと考へられる。だいたい朝鮮における農業經營は何よりも、耕作面積の零細性と技術水準の低位性によつて特徴づけられるものであり、このやうな技術構造の特殊性はさらに高率な小作料率の慣行を伴ふ封建的な土地所有關係によつて歴史的に形成されたものに外ならなかつた。したがつてとくに耕作面積の零細な南鮮の小作經營においては、原始的な農具のみを裝備するにすぎな

い家族員の裸の勞働力をできうる限り集約的に投下することによつて、反當收量の増加をはかり、小作料の高率と耕地の零細性にもとづく收益の不足をカバーせんと試みるのであつた。そして、吾々は、このやうに過度集約的に農業部門に投下される家族勞力のなかに、朝鮮における農業人口のもつ過剩人口的な性格を見出してきたのであつた。ところでさきにも述べたやうに、とくに南鮮の小作經營においては、耕地の零細性が餘りにも甚しいので、その耕地は一般に家族勞働力を完全に燃焼せしめるに足りないし、之に加ふるに小作料率は餘りにも高率であるので、自家の收益のみを以てしては家族の生計を維持するに足りないのである。したがつてこれらの零細農家にあつては、生計の不足を補充するために、家族員の過剩勞力を年雇或は季節雇として、經營規模のより大きい農家に提供することによつて之を収益化せんとする傾向が一般にみとめられるのである。朝鮮の農業經營においてとくに顯著な雇傭勞力への依存性は、正に右のやうな下層零細農家における過剩人口の存在を前提とするものに他ならない。

なほ、南鮮において年雇勞力への依存性がとくにたかい事實については、さきに(二)において述べたやうに、こゝでは自作及び自小作農家の小作農家へ、小作農家の農業勞働者(乃至火田民)への階層的轉落にもとづく農村における階層分化の過程が最も鋭く進行し、土地所有を喪失するばかりでなく、小作權の喪失によつて土地利用からも解放され、雇傭勞働者として他人の農業經營に従屬する以外には生活の手段をもたない被傭者が夥しく農村に析出されてゐるといふ事實が、こゝに併せて考へられなければならないのである。

朝鮮における農業人口の第二の特質は、これを體性別組成の上からみる

とき、女子労働への依存性が、内地に比べて著しく小さいことである。いま昭和五年の國勢調査結果から朝鮮における本業人口の男女別構成を職業別に計出し、之を内地のそれと比較するなら次表に示す通りである（第四三表）。

第四三表 朝鮮及び内地における本業人口の男女別構成

	實 數		割 合	
	男	女	男	女
農 業	七六四,五五四	五〇四,六九八	六五・八	三三・二
水 産 業	一一,七三〇	九,七七九	八三・二	一七・九
鑛 業	三,一八五	三,四三二	九七・八	三・二
工 業	五八五,七六五	三〇四,一〇五	五九	四八・一
商 業	五三,〇九九	三〇,五二七	六二・四	三六・六
交 通 業	一〇七,五五一	一〇四,九三七	九七・六	三・四
公務自由業	一八二,六四四	一六三,六四〇	八九・六	一〇・四
家事使用人	一一〇,八七七	九一,九一一	二四・〇	七六・〇
其の他	三六,〇六九	三九,三六六	八三・七	一七・三
計	九七五,五二四	六四三,〇四九	六六・〇	三三・〇
	(口) 内 地			
	實 數		割 合	
	男	女	男	女
農 業	一四,一四一・〇七	七,七四三・〇六五	五八	四三・二
水 産 業	五,四六六	五,〇一七・七	九七	八三
鑛 業	二,五三〇	三,一〇七	八三・七	一六・三
工 業	五,九九九・五	四,三九一・五	七九	三三・一
商 業	四,四七八・〇九八	三,〇三三・〇〇〇	六七・三	三三・七
交 通 業	一,一〇七・五五四	一,〇三六・五九五	九七・九	七一
公務自由業	三,〇四一・五	一,六九一・八〇三	八三・八	一七・二

朝鮮における農業人口の性格

家事使用人	其の他	計
七,一三九	五七,〇九六	二九,六九四・一九〇〇(三七)
八,四三三	四八,一六五	一〇,五九四(三)
六,九二六	八,七〇一	一〇〇・〇
一〇・八	八五・五	六四・二
八九・二	一四・五	三五・八

備考 朝鮮總督府「昭和五年朝鮮國勢調査報告」及び内閣統計局「昭和五年國勢調査報告」による。

右の表から明かなやうに、朝鮮における農業本業者中に女子のしめる割合は三四・二%となつてゐる。いまこの三四・二%といふ割合を、「工業」における四八・一%、「商業」における三八・六%と比較するとき、朝鮮の農業人口中にしめる女子の比重が、工業、商業のそれらに比してかなり小さいことが分る。之に比べて、内地における農業本業者總數中に女子のしめる割合は四五・二%であり、「商業」の三二・七%、「工業」の二五・一%に比べて著しく大きい。なほこの四五・二%といふ割合を朝鮮における農業本業者總數中に女子のしめる割合を示す三四・二%といふ割合と比較するとき、吾は朝鮮の農業人口中に女子のしめる割合が内地のそれに比して如何に小さいかを理解することができる。

朝鮮における農業人口のもつ第三の特質は之を年齢構成上からみると、四〇歳以上の比較的高年齢階級の割合が内地に比して著しく小さいことである。いま昭和五年の國勢調査の結果から農業本業者の年齢構成を男女別に求め、之を内地のそれと比較するに次表の通りである（第四四表）。

第四四表 農業本業者の年齢構成

朝鮮	總 數		計	
	男	女	男	女
二才	二五才	二五才	三才	三才
未滿	未滿	未滿	四才	四才
一才	一才	一才	五才	五才
二才	二才	二才	六才	六才
三才	三才	三才	七才	七才
四才	四才	四才	八才	八才
五才	五才	五才	九才	九才
六才	六才	六才	一〇才	一〇才
七才	七才	七才	一一才	一一才
八才	八才	八才	一二才	一二才
九才	九才	九才	一三才	一三才
一〇才	一〇才	一〇才	一四才	一四才
一一才	一一才	一一才	一五才	一五才
一二才	一二才	一二才	一六才	一六才
一三才	一三才	一三才	一七才	一七才
一四才	一四才	一四才	一八才	一八才
一五才	一五才	一五才	一九才	一九才
一六才	一六才	一六才	二〇才	二〇才
一七才	一七才	一七才	二一才	二一才
一八才	一八才	一八才	二二才	二二才
一九才	一九才	一九才	二三才	二三才
二〇才	二〇才	二〇才	二四才	二四才
二一才	二一才	二一才	二五才	二五才
二二才	二二才	二二才	二六才	二六才
二三才	二三才	二三才	二七才	二七才
二四才	二四才	二四才	二八才	二八才
二五才	二五才	二五才	二九才	二九才
三〇才	三〇才	三〇才	三〇才	三〇才
三一才	三一才	三一才	三一才	三一才
三二才	三二才	三二才	三二才	三二才
三三才	三三才	三三才	三三才	三三才
三四才	三四才	三四才	三四才	三四才
三五才	三五才	三五才	三五才	三五才
三六才	三六才	三六才	三六才	三六才
三七才	三七才	三七才	三七才	三七才
三八才	三八才	三八才	三八才	三八才
三九才	三九才	三九才	三九才	三九才
四〇才	四〇才	四〇才	四〇才	四〇才
四一才	四一才	四一才	四一才	四一才
四二才	四二才	四二才	四二才	四二才
四三才	四三才	四三才	四三才	四三才
四四才	四四才	四四才	四四才	四四才
四五才	四五才	四五才	四五才	四五才
四六才	四六才	四六才	四六才	四六才
四七才	四七才	四七才	四七才	四七才
四八才	四八才	四八才	四八才	四八才
四九才	四九才	四九才	四九才	四九才
五〇才	五〇才	五〇才	五〇才	五〇才
五〇才	五〇才	五〇才	五〇才	五〇才



總數	0	二六	二二六	二二二	一九三	一八一	一五五	一〇七	一,〇〇〇
内地	男	〇	二四	二一七	一九七	一八〇	一七五	一六四	一,〇〇〇
	女	〇	二九	二二四	二三三	二二七	一八九	一四四	一,〇〇〇

備考 前者に同じ。

右の表において注目すべき事實は、先づ各年齢階級における人口の總人口中にしめる割合が四〇歳を境として、朝鮮と内地との間に全く逆の傾向を示してゐる事實である。即ち四〇歳未満の凡ての年齢階級については、朝鮮の割合は内地のそれより大きいのであるが、之と逆に四十歳以上の凡ての年齢階級については朝鮮の割合ははるかに内地のそれより小さいのである。とくに五〇歳以上の老年階級においてこの差は著しい。なほ、朝鮮における一五歳未満の割合が内地に比して著しく大きくなつてゐることは、老年階級におけるこれと逆の傾向と並んで、朝鮮における農業人口の年齢構成上注目すべき事實であると思はれるのであるが、このことは決して現實に朝鮮における農業勞力の幼年階級への依存度が内地に比して著しく大きいといふことを示すものではない。何故なら、國勢調査結果の上では、國民學校へ通學する兒童は悉く無業者に數へられるのであるから、内地の農村において現實にきはめて多數に存在する、農業手傳に従事する國民學校兒童は農業者に數へられず、統計面にあげられてゐないからである。なほこのことは、右の表のうち内地における一歳未満の年齢階級の割合が零となつてゐる事實が明かに證明するところである。<sup>(34)</sup>

ところで以上にのべた統計作製上の事情にもとづき吾々は、右の表から、朝鮮の農村に相當多數の不就學兒童が存在するといふ事實を推定することができる。即ち朝鮮における一歳未満の農業有業者は農業有業者總數の一四%に當つてをり、之が實數は一〇萬六八七九人となつてゐる。つ

まりこれだけの兒童は本來國民學校に就學すべきであるにも不拘、不就學のまゝ農業勞働に従事してゐることになるわけである。このことは次にのべる朝鮮における農業人口のもつ第四の特質との關聯において理解されるべき事柄に屬する。

さて、右に述べた朝鮮における農業人口のもつ體性別構成上女子勞力への依存度が内地に比べてかなり低く、年齢別構成上、高年齢階級への依存度が内地に比べてかなり低いといふ第二、第三の特質も、結局さきにあげた第一の特質と同じく、朝鮮における農業人口のもつ過剩人口として規定されるべき本來的性格にもとづくところであると考へられる。つまり、さきにものべたやうな朝鮮の零細小作經營における過剩人口の豊富な存在、とくに南鮮においては農業被傭者階級の多數の存在が、朝鮮の農業經營において、女子及び高年者が農業勞働へ参加することを不必要たらしめるのである。朝鮮における農業勞働への女子の参加の程度が比較的少いことについては、これを朝鮮における婦人勞働蔑視の慣習に基づくとする者が多いのであるが、これは皮相の見解たるを免れない。<sup>(35)</sup> なほ、この點については、印貞植氏も「……過剩人口が餘り多すぎたがために、從來は婦人の勞働力が動員される必要がなかつた」とされ、「論者の中には朝鮮の農業では婦人が働かないから農村が衰退するのだとまで極論する者が往々にして見られるが、實際過剩人口の多い地方では婦人までが田畑に出なければならぬ理由は何んともなかつたのである」と斷じてゐられる。<sup>(36)</sup>

以上において吾々は、朝鮮における農業人口の特質として、(イ)家族・雇傭勞力別構成上雇傭勞力の比重が比較的大きいこと、(ロ)男女別構成上女子の比重が比較的小さいこと、(ハ)年齢別構成上、高年齢階級の比重が比較的小さいこと、——以上三つの點を指摘し、これら三つの特質が何れ

も、結局は朝鮮における農業人口のもつ過剰人口として規定さるべき本來的な性格にもとづくところであることを明かにした。そしてこのやうな朝鮮における農業人口のもつ本來的な性格が、結局、朝鮮における農業經營のもつ特殊な經濟的・技術的構造によつて歴史的に形成され來つたところのものであることは、くりかへして述べられた通りである。

吾々はさきに朝鮮における農業生産構造を何よりも先づ經營規模の零細性と技術水準の低位性によつて特徴づけて來たのであるが、朝鮮における農業經營がこのやうな生産構造をとつてゐることはつまりは、朝鮮における農業經營の現實的擔當者たち三百萬農家における農家經濟の貧困を意味するものに他ならないのである。(二)において豫め斷つておいたやうに本稿は専ら朝鮮における農業人口を、農業生産力の形成要素として、之を朝鮮における農業生産構造の内部において把握し、その性格と特質とを右の角度から闡明することを意図したものであるから、朝鮮における農家經濟の内部にたち入つて、之を分析し、そこから朝鮮人農民の生活水準並びに文化程度を具體的に解明する仕事は後の機會にゆづらねばならないのであるが、こゝでは、朝鮮農業人口の内地における時局農業に對する勤勞力補給源としての意義に鑑み、朝鮮における農業人口のもつ第四の特質として、農家經濟の貧困の結果であり、同時にその原因ともなる彼等のもつ教育程度の低位性を指摘しておかうと思ふ。

即ち、朝鮮における農業人口の教育程度の低位性を示す一つの指標として、吾々は「農家經濟の概況とその變遷」から、次のやうな記録をひき出すことができる(第四五表)。但し之は小作農家のみ調査結果である。

第四五表 朝鮮人農業人口の教育程度

	諺文以上解讀者を有する戸數	同上總戸數に對する割合	文盲戸數	同上總戸數に對する割合	諺文以上解讀者の家族員總數中にしめる割合
南 鮮	一、五七戸	七九・三%	一三五戸	二〇・七%	二八・〇%
中 鮮	(六五二戸)	五二・〇戸	九二・九%	四〇戸	七・一%
西 北 鮮	(五一六戸)	四七七戸	九二・四%	三九戸	七・六%
全 鮮	(二七二八戸)	一、五一四戸	八七・六%	二一四戸	二・四%
					三三・二%

備考 朝鮮總督府「農家經濟の概況と其の變遷」第二部による。

右の表の示すところによると、昭和一三年現在において、調査の對象とされた小作農家一、七二八戸中、家族員の悉くが全く文字を解しない文盲戸數は二一四戸をしめ、總戸數の一・二・四%に當つてゐる。なほ諺文以上解讀者を有する農家においても、解讀者の數は家族員に比してきはめて少く、したがつて調査農家の家族員總數に對する解讀者總數の割合は僅かに三三・二%にすぎないのである。このことはつまり調査農家の家族員總數の約七割近くが完全な文盲であることを意味するものに他ならない。このやうな教育水準の低位性は、これを地域的に觀察するときは、右の表の示すやうに南鮮において最も甚だしく、こゝでは文盲戸數は總戸數の二〇%以上に上り、文盲者は家族員總數の實に七割二分に達してゐるのである。驚くべき結果であるといはねばならない。このやうな朝鮮人農業人口の教育水準の驚くべき低位性は、(一)において述べたやうに、これらの朝鮮人農家人口が近き將來内地における軍需・重化學工業並びに鑛山業における勞力の重要な供給源とならんとしてゐる現在、勞務動員並びに管理上充分に考慮されねばならない問題であると思はれる。

生産力の擴充はたんに大量の勞働力を工場鑛山に集結しただけでは決して完全に達成されるものではなく、これがためには、同時にそこに集結された勤勞力が質的にも優れた勤勞力であることを必要とする。そして勤勞力のもつ質の向上は、なによりもこれら勤勞力の荷ひ手たる勤勞者を生活の窮乏から解放して、その經濟生活を豊かならしめ、その文化水準を向上せしめる途を以ては所期し難いのである。勤勞力保全のための政策が勤勞力配置のための政策とならんで戦時勤勞政策の二大支柱の一つをなす所以もこゝに見出されるわけである。とくに上來のべ來つたやうに、從來、前時代的な土地所有關係の桎梏の下にあつて經濟的にも文化的にも恐ろしく貧困な生活をくりかへして來た朝鮮における農業人口を近代的な工場・鑛山勞働に動員するにさいしては、このことはとくに充分に反省されねばならない點であると思はれる。

註 (1) 大阪府學務部社會課「在阪朝鮮人の生活狀態」四四頁。

(2) 東京府學務部社會課「在京朝鮮人勞働者の狀態」。

(3) 前掲「在阪朝鮮人の生活狀態」四七頁。

(4) 前掲「在京朝鮮人勞働者の狀態」。

(5) 姜鋌澤「朝鮮における食糧問題の發展過程——内地への米補給と關聯して——」(「農業經濟研究」第一六卷第二號)二二頁參照。

(6) 姜鋌澤 前掲論文二二三頁參照。

(7) 森耕二郎「戦時社會政策」上卷一〇頁參照。

(8) 近藤康男「日本農業經濟論」二二九頁及び吉岡金市「農業と技術」五頁以下參照。

(9) この場合、東洋における農業を専ら水田稻作を中心として發展せしめた東南アジア・モンスーン地帯の自然的條件の特殊性をも

併せて考慮に入れる必要があることいふまでもない。

(10) (11) 朝鮮總督府「朝鮮ノ小作慣行」上卷一〇三頁。

(12) (13) 同右八一六頁。

(14) (15) 同右二一六頁。

(16) 同右一二四頁。

(17) 同右一二五頁。

(18) 東畑精一「農村問題の諸相」二二三頁。

(19) 一般に、かゝる分益小作存続の社會經濟的原因については、東

畑精一「農村問題の諸相」六小作料の性格の項參照。

(20) 朝鮮總督府「朝鮮ノ小作慣行」上卷一二五頁。

(21) 同右一三四頁。

(22) 同右三五〇頁。

(23) 同右五四〇頁。

(24) (25) 同右五四一頁。

(26) (27) 同右八七頁。

(28) 朴文圭「農村社會分化の起點としての土地調査事業に就て」(京

帝國大學法文學會「朝鮮社會經濟史研究」五六一頁參照。

(29) かゝる資料としては、こゝにあげられた資料の他には朝鮮總督

府内務局社會課の發表した「農家經濟に關する調査」(大正一四年

九月)を見出しうるにすぎない。

(30) (31) 但しこの表の數字は誤植によつてきはめて不正確なものと

世界人口の推計 (1650—1933)

		(單位百萬)					
		1650	1750	1800	1850	1900	1933
歐洲	100	140	187	266	401	519	
北米	1	1.3	5.7	26	81	137	
中南	12	11.1	18.9	33	63	125	
大洋	2	2	2	2	6	10	
アフリカ	100	95	90	95	120	145	
亞細亞	330	479	602	749	937	1,121	
計	545	728	906	1,171	1,608	2,057	
		百分率					
歐洲	18.3	19.2	20.7	22.7	24.9	25.2	
北米	0.2	0.1	0.7	2.3	5.1	6.7	
中南	2.2	1.5	2.1	2.8	3.9	6.1	
大洋	0.4	0.3	0.2	0.2	0.4	0.5	
アフリカ	18.3	13.1	9.9	8.1	7.4	7.0	
亞細亞	60.6	65.8	66.4	63.9	58.3	54.5	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

かくの如く著大な増殖率は近代以前には全く想像し難いところであるが故に、我々の時代は實に一の異常な、そして恐らくは未曾有な人口増加の時代であるといへないことになる。今日の人口問題を論ずる爲には、過去三世紀がかくも比類のない人口膨脹によつて特性づけられてゐることを常に銘記せねばならぬ。之は勿論一般の認めて異議のないところであり、そして更に一般には此の人口膨脹は歐羅巴に初まり他の諸大陸がその後を追つたと考へられて、且つ人口膨脹の刺戟は言はずに歐羅巴から他の諸大陸へ輸入せられたと考へられてゐる。が、かくる結論は必ずしも全的に承服し難い。十八世紀歐洲諸國人口趨勢の推定結果は歐洲人口が全く停滞的であつた時代に遡り得ることを示してゐる。十七世紀末三十年戰役の後には歐洲の二三の地方に若干の人口増加があつたには相違ないが、併し之は戰爭と悪疫によつて生じた間隙の補填と稱すべきもので、従前にも例のないことではない。大體に於いて歐洲人口の決定的な増加は一七〇〇年以前よりも寧ろそれ以後に初まると見る方が正鵠を得てゐる。他方、日本の人口は一六五〇年より一七二一年に到る間に著しい増加傾向を示してをり、また支那の人口は十八世紀中、そして恐らくは十七世紀後半にも急速に増加した。かく亞細亞の二主要國の人口増加は歐洲人口の増加と少くともその時期を同じくしてをり、且つ恐らくは歐洲よりも更に以前に初まつてゐる。孰れにもせよ此の時代に之ら兩國に對する歐洲の影響を考へることは不可能である。とはいへ、之ら二つの例外的事例を除いて考へるならば、歐洲以外の人口増加は歐洲に於けるよりも後に初まり、且つ種々の事實は印度、ジャワ、エチオピア等の人口増加が歐洲の影響に負ふものであるといふ結論を首肯せしめざるを得ぬ。孰れにもせよそれらは歐洲との接觸後に間もなく生じたところの事實であることは疑ひない。

(Carr-Saunders, The World Population 44)

- (34) 及び渡邊信一「日本農村人口論」四六四頁參照。  
四宮恭二「戰爭・食糧・農業」一四九頁。
- (32) 朝鮮總督府農林局「朝鮮の農業」七一頁。
- (33) 農村過剩人口の意義については、伊藤律「日本に於ける農家經濟の最近の動向(二)」(滿鐵調査月報)第二十一卷第九號)六六頁、

- (35) たとへば最近の「大陸東洋經濟」第二號所載の「朝鮮勞務の決戦寄與力」たる座談會の席上で、記者の「半島で婦人があまり仕事をしないのはどうしたわけですか」との間に朝鮮總督府農產課技師石井辰美氏は「むかしからの習慣でせうね」と簡単に答へてゐられる。
- (36) 印貞植「朝鮮農村再編成の研究」一五九頁。

(埋め也)

# 彙報

## 第二次育兒費調査の施行

人口民族部に於いては本年二月施行した第一次育兒費調査に引き續き更にその第二次調査を昭和十八年九月現在を以つて同一の調査客體につき重ねて施行することとしたが、その調査要綱、調査票その他の關係文書を掲ぐれば以下の如くである。

### 第二次育兒費調査要綱

#### 一、調査の目的

子女の有無多寡に因りて生ずべき生活費、育兒費の輕重を統計的に測定し、以て家族手當その他人口政策の一基本資料を得るを目的とし、今昭和十八年二月施行せる第一次調査に引き續き更に九月現在を以て第二次調査を行ひ、その統計的觀察に一層正確を得んことを期す。

#### 二、調査の客體

調査の客體は第一次調査の場合に同じ。即ち全國の代表的都市及農村の國民學校有配偶男子職員中左の條件を充足する家庭を有つ者を選びて調査客體となす。

(1) 同居人(例へば當該夫婦の父母兄弟その他雇人子守等)を含まざる家庭なること。

(2) 昭和六年四月一日以前出生の子供(即ち既に國民學校初等科を卒業せる子供)なき夫婦の家庭なること。

従つて結婚後なほ子女を擧げざる無子夫婦より、その最年長子女が現在國民學校初等科六年生なる夫婦までの家庭にして、且つ同居人を含まざる家庭を選びて調査客體とす。

尙 子供は實子に限らず養子預り子等をも含むものとす。

#### 一、調査の方法

第一次調査に於いて回答を得たる適格者に對し、個人宛に重ねて調査票を配布し、引き續き適格者なる場合に之が記入を求む。特に第二次調査に於いて非適格者となれる者に對しては右調査票を他の適當なる適格者に委譲するやうに依頼するものとす。

右調査票の配布及び蒐集は共に直接郵送を以て之を行ふ。

尙、右調査票の配布に際し家計簿各一部を配布し

記帳集計の便宜を計るものとす。

#### 一、調査地域並に調査票及家計簿配布數

(イ) 東京都(舊東京市域のみ) 一、〇三二

(ロ) 大阪市 六七六

(ハ) 宮城縣(郡部のみ) 一九一

(ニ) 栃木縣(同右) 二四三

(ホ) 長野縣(同右) 一、三二四

(ヘ) 岡山縣(同右) 三二五

(ト) 愛媛縣(同右) 五九三

(チ) 熊本縣(同右)

計

二九九  
四、六六三

#### 一、調査事項

左の項目に付き昭和十八年九月中の實情を記入せしむ。

(一) 家族關係

(イ) 夫婦の氏名(必ずしも強要せず)及年齢

(ロ) 該當子女の順位及年齢

(二) 一般生活費

(イ) 住居費(家賃及其他)

(ロ) 食費(米麥費及其他)

(ハ) 被服費(衣料費及身の廻品代、各項大人用と子供用に別記)

(ニ) 光熱費(薪炭代、瓦斯料、電氣料及其他)

(ホ) 其他

(ヘ) 現金支出總額

(三) 育兒費

(イ) 牛乳代

(ロ) 間食代

(ハ) 身の廻品代

(ニ) 玩具代

(ホ) 教育費

(ロ) 保健品

(ト) 醫療費

(チ) 其の他

(四) 生活規模

(イ) 平均月收

(ロ) 室數及疊數

(ハ) 衣料切符消費量(切符制度施行以降)



# 第二次育兒費調査票

(昭和十八年九月)

此の調査は子供の有無、多寡に依つて生ずべき生活費、育兒費の輕重を測り、以て人口政策の基本的資材と致すのです。裏面記入者の心得の二、調査の對象中に示してある該當家庭は、子供の有無に拘らず、是非御記入下さい。記入事項は絶対祕密に附し、統計以外には使用しませんから、正確な記入をして國策に協力して下さい。

彙報

住所	府 縣		郡 市		區		町 村							
(一) 家族關係	夫氏の名	明治	年	月	生	(二) 一般生活費 (九月中の現金支出のみを記入して下さい。)	住居費	家賃	圓	錢	其他	圓	錢	
	妻氏の名	明治	年	月	生		食費	米麥費	圓	錢	其他	圓	錢	
	第一子 男女	昭和	年	月	生		被服費	衣料費	大人用	圓	錢	子供用	圓	錢
	第二子 男女	昭和	年	月	生			身の廻り品	大人用	圓	錢	子供用	圓	錢
	第三子 男女	昭和	年	月	生		光熱費	薪炭代	圓	錢	瓦斯料	圓	錢	
	第四子 男女	昭和	年	月	生			電氣料	圓	錢	其他	圓	錢	
	第五子 男女	昭和	年	月	生		其他			圓	錢			
第六子 男女	昭和	年	月	生	現金支出總額			圓	錢					
(三) 育兒費 (二)一般生活費の中で九月中に子供養育のため費した現金支出を下の如く細分して記入して下さい。														
牛乳代	圓	錢	乳製品代を含むのです。		教育費	圓	錢	謝、書物、雜誌、學校用品代、其の他學費に納むる費用を記入して下さい。						
間食代	圓	錢	菓子、果物、其他飲料等の費用です。		保健費	圓	錢	散髪料、入浴料等を書いて下さい。						
身の廻り品代	圓	錢	靴、帽子、靴下、下駄、草履等の費用です。		醫療費	圓	錢	醫藥費、療治費、豫防費等を記入して下さい。						
玩具代	圓	錢	運動具代をも含みます。		其他	圓	錢	通學費、學校以外積費等を書いて下さい。						
(四) 生活規模														
平均月収	圓	錢	俸給、諸手当、財産収入等を合計して出して下さい。		室數及數	室	枚	母屋のみ、間借の場合、使用室の分を記入して下さい。						
衣料切符消費量	普通	點中	制限	點中	昨年二月支給以來の支給總點數と其の内本年九月末迄の消費點數を記入して下さい。									

裏面の注意事項を御覽の上記入して下さい。

第二次育児費調査に關するお願い

本年二月施行致しました第一次育児費調査の際は、調査票に詳細御記入下され、誠に有難う御座居ました。その結果については現在當研究所に於いて着々集計を進めて居ります。

今回の第二次育児費調査は九月現在を以つて施行致すもので、前回御記入下さつた方々に今一度御記入の勞をお願ひすることになりました。二度重ねて調査致しますのは、一回きりの調査の場合に生じ勝ちないいろいろの偶然的事情をできるだけ取り除き、統計的觀察に正確を期すためですから、どうか一度この國策的調査に御協力の程お願ひします。

同封の家計簿は御便利と思ひ差し上げるものですから、御利用の上はわざわざ御返却には及びません。調査票記載の各項目について御集計の結果を御記入の上、右調査票だけを同封の封筒により御郵送下されば結構です。

なほ前回は本調査の該當者であつた方の中にも、その後御子様は今春國民學校初等科を卒業なさるとか、その他いろいろの事情により、調査票裏面「記入者の心得」の二、調査の對象のところを明記してあるやうな本調査の該當者でなくなつた方があると思ひます。さういふ方はどうか此の調査票をお知り合ひの方で該當者と思はれる方にお廻し下さるやうお願ひします。

昭和十八年八月

厚生省研究所人口民族部

各位殿

記入者の心得

(調査票裏面所載)

一、調査の目的

この調査は、子女の有無多寡によつて生ずべき生活費や育児費の輕重を統計的に觀察して、以て家族手當其の他人口政策の基本的資料と致すのです。記入事項は勿論此の目的のために使用されるだけで、絶対に秘密に附せられるのですから、調査票の配布をうけ、記入を依頼された方は、どうぞ安心の上正確な記入をして、國策に叶ふ様協力して下さい。

二、調査の對象

今回の調査では、全國主要地方の國民學校有配偶男子職員中、特に次の二つの場合に該當する家庭をもつてゐられる方に記入をお願ひすることになつてゐます。

- (1) 夫婦と昭和六年四月二日以後出生の子供だけの家庭。
- (2) 夫婦だけの家庭。

従つて

(イ) 昭和六年四月二日以前出生の子供(即ち既に國民學校初等科を卒業した子供)のある家庭や、同居人(例へば夫婦の父母兄弟その他雇人子守等)のある家庭は凡て除外されます。

(ロ) また既に國民學校初等科を卒業した子供の有る夫婦の家庭は、たとひ其の子供が(例へば中等學校の寄宿舎に入つてゐる等の理由で)現在手許にゐない爲に(1)又は(2)の場合に該當するやうな場合にも、凡て除外されます。

なほ茲に子供といふのは、實子は勿論、養子預り子等をも含みます。

三、記入上の心得

調査の重要性に鑑み成るべく有りの儘の家計状態を正確に知りたいたいのですから、記入者は九月分の支出を家計簿に綿密につけて之を項目別に分類集計して記入して下さい。家計簿は本所から配付致しますが、平生使用中のものを用ひても差支ありません。記入事項に就ては表面の調査票の説明を参照する外、下の説明を必ず熟讀して間違ひのないやうに書き入れて下さい。

住所 現に居住してゐる場所です。

(一) 家族關係

(イ) 夫妻の氏名 出来るだけ記入を希望しますが、特に差支へある人は調査票には記入を省略してもかまひません。但し無記名の場合でも生年月月は必ず記入し、又その他の事項も十分信用の出来る様に注意して下さい。

(ロ) 子女 現在手許で養育してゐる子供を年順に、男女の上に一々①②の如く印しをし、その生年月月を記入して下さい。實子でなく養子或は預り子でも差支へありませんが、子供が他所にある場合は、假令仕送りをしてゐても此の分は記入に及びません。又子供のいない家庭は、此の欄と育児費の欄とは勿論記入に及びません。九月中に生れた者、よそから入つてきた者、及び死亡した者があつたら、其の旨年月欄の下部に註記して下さい。

(二) 一般生活費

九月中に現金で支拂つた生活費を指定の項目に分類して記入して下さい。尙参考の爲めに九月中の現金支出総額及生活費を差引した其の他の費額をも附記して下さい。本欄記入には特に左の點を注意して下さい。

(イ) 九月中に實際に現金を支拂つた額を記入するので、八月以前分でも九月に支出し、又は九月分でも翌月以後に支拂ふものは除かれます。手附金等の支出も之に準じます。

(ロ) 現金支出のみの調べですから贈與や自家生産製品の代價は受入支出共記入に及びません。

(ニ) 育児費中の牛乳代間食代は食費中の其他に、身の廻り品代は被服費中に、玩具代以下其他迄は本欄中の其他に含めて記入し、更に其の内譯を(三)育児費欄に細分記入して下さい。

(三) 現金支出には貯金預入、貸金、借金返済や同居子女にやつた小遣錢等他に支出しないものは含めないで下さい。

住居費 「家賃」には借家借間の場合の月額家賃間代を記入して下さい。「其他」には地代住居の修繕費(家屋は勿論住宅内の手入、修繕代、障子、襖紙、硝子、塵替費等)や水道料、井戸の入費、家具、什器及設備費等を含みます。

食費 「米麥費」には米麥の外之に代用配給せらる馬鈴薯、甘藷、ウドン、パン等の代金をも入れて下さい。「其他」には副食物費、調味料、漬物代或は外食費等一切を含みます。育児費中の牛乳代、間食代もはります。

被服費 被服費は「衣料費」と「身の廻り品代」とに區分し、更に之を「大人用」と「子供用」とに區分して記入して下さい。大人用には家庭用をも含め、子供用には、子供専用のものでのみを記入して下さい。被服費中の子供用身の廻り品代は(三)育児費中に再掲して下さい。

「衣料費」には綿代、絲代、仕立代、洗濯料等も含みます。

「身の廻り品代」は(三)育児費の相當欄の説明を参照して下さい。

光熱費 「其他」には石炭、煉炭、亞炭代やマッチ代等の合計を記入して下さい。

### (三) 育児費

(一) 一般生活費に記入した支出の中直接子供の養育に費した九月中の現金支出額を書いて下さい。牛乳代、乳製品代をも含みますが、大人の飲用した分は除外して下さい。

間食代 食事時以外に給するおやつ等の費用です。之も大人が食べた分は除外して下さい。

身の廻り品代 調査票例記の外、徽章、櫛、髮飾、リニツクサツク代等がはります。

玩具代 おもちゃや愛玩品等一切の外、各種運動具代をも含みます。

教育費 月謝、保護者會費、教科書、誌雜、繪本、各種學用品代、其の代學校に納むる費用です。

旅行積立金等は之には入りませんが、學校貯金や肝油代、學校給食費等は之を除きます。

保健費 散髪料、入浴料や學校で給する肝油、滋養劑等の費用をも含みます。

醫療費 病氣の場合の醫藥代、治療費、看護婦料、其他豫防注射費等を指します。

其他 通學に要する費用、學校以外で繪や書、茶、花等の稽古をする場合の費用を書いて下さい。

### (四) 生活規模

記入して下さる方の生活規模を書いて頂いて、之と育児費との關係を知るに便します。

平均月收 月給、各廳の手當(居殘、宿直、家族手當等)及財産收入等を過去一箇年總計して、一箇月分の平均を出して下さい。妻に収入のある場合は之を加へて下さい。

室數及疊數 現在住んでゐる家屋(母家)の部屋數と、疊數を書いて下さい。間借やアパート住の場合には其の使用室數と疊數だけで結構です。

衣料切符消費料 昨年二月支給以來支給された總點數と其の内本年九月末迄の一箇年八ヶ月間に消費した點數を、普通切符と制限切符とに分けて記入して下さい。

## 地方行政協議會令の公布

地方行政協議會令は、昭和十八年七月一日付官報を以て左の如く公布せられた。

### 地方行政協議會令

(昭和十八年六月三十日  
勅令第五百四十八號)

第一條 地方ニ於ケル各般ノ行政ノ綜合連絡調整ヲ圖ル爲北海地方、東北地方、關東地方、東海地方、北



陸地方、近畿地方、中國地方、四國地方及九州地方  
ニ地方行政協議會ヲ置ク

前項ノ地方區分並ニ協議會ノ名稱及之ヲ附置スベキ  
都廳府縣左ノ如シ

地方	區	分	名	稱	附置ノ都廳府縣
北海道	樺太	北海道	北海道	協議會	北海道廳
東北地方	青森縣、岩手縣、宮城縣	秋田縣	東北地方	協議會	宮城縣
關東地方	茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京縣、神奈川縣	山梨縣	關東地方	協議會	東京都
東海地方	岐阜縣、靜岡縣、愛知縣	三重縣	東海地方	協議會	愛知縣
北陸地方	新潟縣、富山縣、石川縣	福井縣	北陸地方	協議會	新潟縣
近畿地方	滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣	廣島縣	近畿地方	協議會	大阪府
中國地方	山口縣、島根縣、岡山縣	廣島縣	中國地方	協議會	廣島縣
四國地方	德島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣	愛媛縣	四國地方	協議會	愛媛縣
九州地方	福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖繩縣	九州地方	九州地方	協議會	福岡縣

第二條 協議會ハ會長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第六條 委員事故アルトキハ會長ノ承認ヲ受ケ部下ノ官吏ヲ其ノ代理者トシテ會議ニ參與セシムルコトヲ得

第三條 會長ハ協議會ヲ附置セラレタル都廳府縣(以下當該都廳府縣ト稱ス)ノ長官ヲ以テ之ニ充ツ

第七條 會長ハ內閣總理大臣ノ監督ノ下ニ於テ會務ヲ總理ス

第四條 委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 當該地方ニ於ケル廳府縣長官

第八條 會長ハ協議會ノ事務ニ關シ必要アルトキハ關係官衙ニ對シ資料ノ提出、説明其ノ他ノ共助ヲ求ムルコトヲ得

二 當該地方ニ付管轄權ヲ有スル財務局長、稅關長、地方專賣局長、營林局長、鑛山監督局長、地方燃料局長、遞信局長、海務局長及鐵道局長

第九條 協議會ニ主幹ヲ置ク當該都廳府縣ニ配置セラレタル地方參事官ヲ以テ之ニ充ツ

三 當該地方ニ關係アル工務官事務所長、勞務官事務所長其ノ他ノ官衙ノ長ニシテ內閣總理大臣ノ指定スルモノ

第十條 會長ハ須要ニ應ジ第四條ニ規定スル關係官衙ノ高等官ニ幹事ヲ委嘱シ會長及主幹ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理セシムルコトヲ得

第五條 會長ハ事業ノ性質ニ應ジ委員ノ一部ヲ以テ會議ヲ開クコトヲ得

第十一條 協議會ノ庶務ハ當該都廳府縣之ヲ掌リ長官官房又ハ知事官房ノ主管トス

第五條 會長ハ事業ノ性質ニ應ジ委員ノ一部ヲ以テ會議ヲ開クコトヲ得

第十二條 協議會ニ關スル事務ニ從事セシムル爲當該都廳府縣ニ臨時ニ屬專任二人ヲ増置ス

### 地方行政協議會規程の制定

地方行政協議會規程は、昭和十八年七月三日付官報を以て左の如く制定せられた。

#### 地方行政協議會規程 (昭和十八年七月一日)

第一條 地方行政協議會ノ會議ノ日時及場所ハ會長ノ命ヲ承ケ主幹ヨリ之ヲ通知スルモノトス

第二條 協議會ハ其ノ運営上適當ト認ムルトキハ定例會議日ヲ設クルコトヲ得

第三條 地方行政協議會令第五條ノ場合ニ於ケル關係委員ノ範圍ハ會議ノ都度會長之ヲ定ム

第四條 協議會ノ議案ハ會長ノ指揮ヲ承ケ主幹及幹事ニ於テ之ヲ作成スルモノトス

第五條 委員ニ於テ協議ヲ求メントスル事項アルトキハ豫メ案ヲ具シ文書ヲ以テ之ヲ會長ニ提出スベキモノトス

第五條 委員ハ努メテ會議ニ出席スベキモノトシ地方行政協議會令第六條ノ規定ニ依リ代理者ヲシテ會議ニ參與セシムルハ已ムヲ得ザル事由アル場合ニ限ル

ベキモノトス

第六條 會長ハ會議ノ議長ト爲リ議事ヲ主宰ス

會長事故アルトキハ主幹前項ノ職務ヲ代理ス

地方行政協議會令第五條ノ規定ニ依ル會議ノ場合ニ

於テハ會長ハ事宜ニ依リ其ノ指名スル關係委員ヲシ

テ議長ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第七條 委員ハ議事ニ際シテハ大局の見地ニ立テ協調

ノ精神ヲ以テ之ニ當ルベキモノトス

第八條 協議會ハ決議ヲ以テ意思決定ヲ行ハザルヲ例

トス

第九條 特ニ決議ヲ要スル場合ニ於ケル議事方法ハ會

議ニ諮リ會長之ヲ定ム

決議ヲ行フ場合ニ於テハ地方行政協議會令第六條ノ

規定ニ依ル委員ノ代理者ハ之ヲ出席委員ト看做シ決

議ニ加ハラシムルモノトス

第十條 會長ハ事案ノ性質ニ應ジ當該地方ノ隣接地方

ニ於ケル都廳府縣長官又ハ其ノ代理者ノ出席ヲ求メ

會議ニ於テ意見ノ陳述ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ者ハ之ヲ參與委員ト稱ス

第十一條 會長ハ關係官吏其ノ他適當ト認メタル者ヲ

シテ會議ニ出席セシメ必要ナル説明又ハ意見ノ陳述

ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條 協議會ノ議事ヲ發表スル場合ニ於テハ會長

ノ指揮ヲ承ケ主幹之ヲ行フモノトス

第十三條 地方行政協議會令第六條ノ規定ニ依ル代理

者ハ事案ノ性質ニ應ジ當該事項ノ主任官ヲシテ之ニ

當ラシムルヲ例トス

第十四條 會長ハ協議會ノ處理事項中重要ナルモノハ

隨時内閣總理大臣ニ之ヲ報告スベシ

前項ノ規定ニ依リ内閣總理大臣ニ報告シタル事項ハ

内務大臣ニ之ヲ通報スルト共ニ其ノ他ノ各廳ニ關係

アル事項ハ之ヲ當該關係廳ニ通報スベシ

第十五條 本規程ニ定ムルモノヲ除クノ外會長ハ協議

會ニ關シ必要ナル事項ヲ定ムルコトヲ得

### 國民徵用令中改正の件公布

國民徵用令中改正の件は、昭和十八年七月二十一日

付官報を以て左の如く公布せられた。

#### 國民徵用令中改正ノ件

(昭和十八年七月二十日 勅令第六百號)

第二條 徵用ハ國家ノ要請ニ基キ帝國臣民ヲシテ緊要

ナル總動員業務ニ從事セシムル必要アル場合ニ之ヲ

行フモノトス

第五條中「徵用ノ解除ハ」ノ下ニ「厚生大臣自ラ之ヲ行

フ場合及第二十二條ノ二第一項ノ場合ヲ除クノ外」ヲ

加フ

第七條第一項中「國民職業能力申告令第二條第一號ノ

職業ニ従事スル者ニ付テハ其ノ者ノ就業地」ヲ「國民

職業能力申告令第二條第一號乃至第五號ニ該當スル要

申告者ニシテ職業ニ従事スルモノ又ハ現ニ使用セラル

ル官衙、管理工場若ハ指定工場ニ於テ行フ總動員業務

ニ従事セシムル爲メ徵用セラルベキ者ニ付テハ其ノ者ノ

同令ニ依ル就業地又ハ當該官衙、管理工場若ハ指定工

場ノ所在地」ニ、「東京府」ヲ「東京都」ニ、同條第二項中

「國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ従事スル

場合ニ於テハ就業ノ場所」ヲ「國民職業能力申告令第

二條第一號乃至第五號ニ該當スル要申告者ニシテ職業

ニ従事スルモノナル場合ニ於テハ就業ノ場所」ニ、

「國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ従事スル

者ニ付テハ就業地」ヲ「國民職業能力申告令第二條第

一號乃至第五號ニ該當スル要申告者ニシテ職業ニ従事

スルモノニ付テハ同令ニ依ル就業地」ニ改メ同條第三

項ヲ削ル

第七條ノ二 地方長官徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキ

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ出頭命令書ヲ發シ徵用セラ

ルベキ者ニ之ヲ交付スベシ

地方長官ハ前項ノ出頭命令書ノ交付ヲ受ケ出頭シタ

ル者ニ付身體ノ狀態、居住及就業ノ場所、職業、技

能程度、家庭ノ狀況、希望等ヲ検査又ハ調査シテ服

務ノ適否ヲ判定シ從事スベキ總動員業務、職業及場

所ヲ決定シタル上徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者

ニ之ヲ交付スベシ

緊急ヲ要スルトキ又ハ前項ノ規定ニ依ル検査若ハ調

査ヲ爲スノ必要ナシト認ムルトキハ地方長官ハ前二

項ノ規定ニ拘ラズ直ニ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベ

キ者ニ之ヲ交付スルコトヲ得

第七條ノ三 前條第二項ノ規定ニ依ル検査又ハ調査及

服務ノ適否ノ判定ニ關スル事務ニ従事セシムル爲メ

府縣ニ國民徵用官ヲ置ク

國民徵用官ハ保安部長タル警視廳部長、警察部長タル

北海道廳若ハ府縣ノ部長又ハ地方長官ノ指定スル警

視廳若ハ北海道廳ノ事務官、職業官若ハ技師若ハ地

方事務官、地方職業官若ハ地方技師ヲ以テ之ニ充ツ

第七條ノ四 厚生大臣管理工場又ハ指定工場ノ事業主

(事業主法人ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者)ヲ徵用

シ當該工場ニ於テ行フ總動員業務ニ従事セシムルニ

當リテハ第六條乃至前條ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ徵用命令ヲ發シ當該工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達シ地方長官ヲシテ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付セシメ又ハ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ

第八條第一號中「國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ従事スル者ニ付テハ就業ノ場所」ヲ「國民職業能力申告令第二條第一號乃至第五號ニ該當スル要申告者ニシテ職業ニ従事スルモノニ付テハ就業ノ場所」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項第一號中居住ノ場所又ハ就業ノ場所ニ關スル事項ハ徵用セラルベキ者現ニ使用セラルル官衙、管理工場若ハ指定工場ニ於テ行フ總動員業務ニ従事セシムル爲ニ徵用セラルルモノナルトキ又ハ事業主事業主法人ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者ナルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

第九條及第十條 削除

第十一條中「徵用令書」ヲ「出頭命令書又ハ徵用令書」ニ、「地方長官」ヲ「厚生大臣又ハ地方長官」ニ改ム

第十二條ノ末尾ニ左ノ如ク加フ

管理工場ニ使用セラルル者ニ付當該管理工場ヲ管理スル主務大臣其ノ徵用ノ變更ヲ必要トスルトキ亦同ジ

第十三條ニ左ノ二項ヲ加フ

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依リ請求又ハ申請ナキ場合ト雖モ被徵用者ノ徵用ヲ變更スルコトヲ得

厚生大臣前項ノ規定ニ依リ徵用ヲ變更セントスルトキハ官衙ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該官衙ノ所管大臣ニ、管理工場ニ使用セラルル者ニ在リテハ當

該管理工場ヲ管理スル主務大臣ニ協議スベシ

第十六條ノ二 第十二條前段、第十三條第二項第二項、第十四條第一項及第十五條第一項第二項ノ規定ハ被徵用者タル管理工場又ハ指定工場ノ事業主(事業主法人ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者)ノ徵用ノ變更又ハ解除ニ付之ヲ准用ス

厚生大臣被徵用者タル管理工場又ハ指定工場ノ事業主事業主法人ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者)ノ徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サントスルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ徵用變更命令若ハ徵用解除命令ヲ發シ當該工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達シ地方長官ヲシテ徵用變更令書若ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付セシメ又ハ徵用變更令書若ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ

第十六條ノ三 被徵用者ハ忠誠ヲ旨トシ其ノ従事スル總動員業務ニ精勵スベシ

第十六條ノ四 被徵用者ノ表彰ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條ノ五 被徵用者ニシテ管理工場又ハ指定工場ニ於テ行フ總動員業務ニ従事スルモノハ之ヲ應徵士ト稱ス

應徵士ノ懲戒、服制其ノ他應徵士ノ服務ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條中「管理工場又ハ指定工場ニ使用セラルル者ニ在リテハ」ノ下ニ「前條第二項ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ依ルノ外」ヲ加ヘ「事業主ノ指示ニ從フベシ」ヲ

「事業主ノ指揮ヲ受クベシ」ニ改ム

第十八條第二項中「管理工場又ハ指定工場ニ使用セラルル者ニ關シテハ」ノ下ニ「命令ノ定ムル所ニ依リ」ヲ加フ

第十九條第一項及第二項中「第十條ノ規定ニ依リ」ヲ「出頭命令書ノ交付ヲ受ケ」ニ改メ同條第三項ヲ左ノ如ク改ム

被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ出頭スル場合、徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合又ハ被徵用者若ハ其ノ家族ノ危篤若ハ死亡ノ爲官衙ノ長若ハ事業主ノ通知ニ依リ被徵用者ノ家族出頭シ若ハ官衙ノ長若ハ事業主ノ許可ヲ得テ被徵用者一時歸郷スル場合ノ旅費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ官衙ニ使用セラルル被徵用者ニ付テハ當該官衙ノ長之ヲ支給シ管理工場又ハ指定工場ニ使用セラルル被徵用者ニ付テハ當該管理工場又ハ指定工場ノ事業主之ヲ支給スルモノトス

同條第四項中「第一項及前項ノ場合」ヲ「徵用セラルベキ者出頭命令書ノ交付ヲ受ケ出頭スル場合又ハ被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ出頭スル場合」ニ、「市町村」ヲ「市町村(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都)」ニ、同條第五項中「第十條ノ規定ニ依リ」ヲ「出頭命令書ノ交付ヲ受ケ」ニ改メ同條第六項ヲ左ノ如ク改ム

被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支辨並ニ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合及被徵用者又ハ其ノ家族ノ危篤若ハ死亡ノ爲官衙ノ長若ハ事業主ノ通知ニ依リ被徵用者ノ家族出頭シ又ハ官衙ノ長若ハ事業主ノ許可ヲ得テ被徵用者一時歸郷スル場合ノ旅費ニ關シ必要ナル事項ハ官衙ニ使用セラルル被徵用者ニ關シテハ當該官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定メ管理工場又ハ指定工場ニ使用セラルル被徵用者ニ關シテハ厚生大臣之ヲ定ム

同條第六項中「第十條ノ規定ニ依リ」ヲ「出頭命令書ノ交付ヲ受ケ」ニ改メ同條第六項ヲ左ノ如ク改ム

第二十二條第二號中「道府縣會」ヲ「東京都議會、道府縣會」ニ改ム

第二十二條ノ二 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ヲシテ徵用命令、徵用變更命令若ハ徵用解除命令ヲ俟タズ直ニ出頭命令書徵用命令書徵用變更命令書若ハ徵用解除命令書ヲ發シ徵用セラルベキ者若ハ被徵用者ニ之ヲ交付セシメ又ハ地方長官ヲシテ第四條第二項、第六條第一項、第七條ノ四、第十二條乃至第十五條(第十六條ノ二第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第十六條ノ二第二項、第十八條第二項若ハ第十九條ノ二ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ職權ヲ行ハシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方長官厚生大臣ノ職權ヲ行フ場合ニ於テハ同項ニ掲グル各條項ニ依リ總動員業務ヲ行フ官衙ノ所管大臣、被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣、當該官衙ノ所管大臣又ハ當該管理工場ヲ管理スル主務大臣ノ職權ハ各總動員業務ヲ行フ官衙ノ長、被徵用者ヲ使用スル官衙ノ長、當該官衙ノ長又ハ工場事業場管理令ニ依リ當該管理工場ノ管理官之ヲ行フ

第二十三條中「東京市」ヲ「東京都ノ區ノ存スル區域」ニ、「費用ハ市町村」ヲ「費用ハ市町村(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都)」ニ改ム

第二十五條ニ左ノ一項ヲ加フ

第七條ノ三第一項中廳府縣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各道、州若ハ廳、樺太廳又ハ南洋廳トシ同條第二項中保安部長タル警視廳部長、警察部長タル北海道廳若ハ府縣ノ部長トアルハ朝鮮ニ在リテハ内務部長タル道事務官、臺灣ニ在リ

テハ産業部長タル州事務官、樺太ニ在リテハ警察部長タル部長、南洋群島ニ在リテハ内務部長タル部長トシ警視廳若ハ北海道廳ノ事務官、職業官若ハ技師若ハ地方事務官、地方職業官若ハ地方技師トアルハ朝鮮ニ在リテハ道ノ理事官若ハ技師、府尹、郡守若ハ島司、臺灣ニ在リテハ地方理事官若ハ地方技師、樺太ニ在リテハ樺太廳ノ書記官、事務官若ハ技師、南洋群島ニ在リテハ南洋廳ノ事務官若ハ技師トス

附則

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十八年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十四年七月八日勅令第四百五十一號國民徵用令抄錄

第二條 徵用ハ特別ノ事由アル場合ノ外國民職業指導所ノ職業紹介其ノ他募集ノ方法ニ依リ所要ノ人員ヲ得ラザル場合ニ限り之ヲ行フモノトス

第五條 徵用及徵用ノ解除ハ厚生大臣ノ命令ニ依リ之ヲ實施ス

第六條 總動員業務ヲ行フ官衙(陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム以下同ジ)ノ所管大臣又ハ管理工場若ハ指定工場ノ事業主徵用ニ依リ人員ノ配置ヲ必要トスルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求又ハ申請スベシ

前項ノ規定ニ依リ管理工場ノ事業主ノ爲ス申請ハ當該管理工場ヲ管理スル主務大臣ヲ經由スベシ

第七條 厚生大臣前條ノ規定ニ依リ請求又ハ申請アリタル場合ニ於テ徵用ノ必要アリト認ムルトキハ徵用命令ヲ發シ徵用セラルベキ者ノ居住地(國民職業

能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ其ノ者ノ就業地)ヲ管轄スル地方長官(東京府ニ在リテハ警視廳以下同ジ)ニ之ヲ通達スベシ

徵用セラルベキ者其ノ居住地ノ場所(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル場合ニ於テハ就業ノ場所)ニ異動ヲ生ジ國民職業能力申告令第四條第一項後段又ハ第二項ノ規定ニ依リ申告ヲ爲サザル場合ニ於テ前後ノ居住地(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ就業地)ヲ管轄スル地方長官ヲ異ニスルトキハ厚生大臣ハ前項ノ規定ニ拘ラズ前ノ居住地(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ就業地)ヲ管轄スル地方長官ニ徵用命令ヲ通達スベシ

地方長官徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用命令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ

第八條 徵用命令書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

但シ軍機保護上特ニ必要アルトキハ第二號又ハ第三號ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

一 徵用セラルベキ者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍、居住ノ場所(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ就業ノ場所)

第九條 地方長官ハ徵用セラルベキ者ノ居住及就業ノ場所、職業、技能程度、身體ノ狀態、家庭ノ狀況希望等ヲ斟酌シ徵用ノ適否並ニ從事スベキ總動員業務、職業及場所ヲ決定シ徵用命令書ヲ發スベシ

第十條 地方長官ハ徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アルトキハ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得

第十一條 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者疾病其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭スルコト能ハザル場合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

前項ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テ地方長官必要アリト認ムルトキハ出頭ノ日時若ハ場所ヲ變更シ又ハ其ノ者徵用ニ適セズト認ムルトキハ徵用ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ出頭變更令書又ハ徵用取消令書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ

第十二條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣又ハ管理工場若ハ指定工場ノ事業主被徵用者ヲ使用スル官衙、管理工場若ハ指定工場、被徵用者ノ從事スル總動員業務、職業若ハ場所又ハ徵用ノ期間ニ付變更ヲ必要トスルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求又ハ申請スベシ

第十六條第二項 地方長官徵用變更命令又ハ徵用解除命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ

第十七條 被徵用者總動員業務ニ従事スル場合ニ於テハ官衙ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該官衙ノ長ノ指揮ヲ受ケ管理工場又ハ指定工場ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該管理工場又ハ指定工場ノ事業主ノ指示ニ從フベシ

第十八條第二項

被徵用者ニ對スル給與ニ關シ必要ナル事項ハ官衙ニ使用セラルル者ニ關シテハ當該官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定メ管理工場又ハ指定工場ニ使用セラルル者ニ關シテハ當該管理工場ノ事

業主厚生大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ定ムベシ

第十九條 徵用セラルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費ハ地方長官之ヲ支給ス

管理工場又ハ指定工場ニ配置セラルル者第十條ノ規定ニ依リ出頭シタル者ニ對シ前項ノ規定ニ依リ支給シタル旅費ノ額ハ當該管理工場又ハ指定工場ノ事業主國庫ニ之ヲ納入スベシ

被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合又ハ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ノ旅費ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ長又ハ再業主之ヲ支給スルモノトス

第一項及前項ノ場合ニ於テ前金拂ヲ爲スニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支辨スベシ

徵用セラルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支辨並ニ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ノ旅費ニ關シ必要ナル事項ハ官衙ニ使用セラルル者ニ關シテハ當該官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定メ管理工場又ハ指定工場ニ使用セラルル者ニ關シテハ厚生大臣之ヲ定ム

第二十三條第一項及第二項

厚生大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ヲシテ徵用ニ關スル事務ノ一部ヲ分掌セシメ又ハ市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋市、

横濱市及神戸市ニ在リテハ區長)若ハ之ニ準ズベキモノヲシテ徵用ニ關スル事務ヲ補助セシムルコトヲ得

市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長)又ハ之ニ準ズベキモノノ前項ノ規定ニ依リ徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用ハ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支辨スベシ

國民徵用令施行規則及その他の省令  
中改正の件公布

國民徵用令施行規則及その他の省令中改正の件は、昭和十八年七月三十一日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民徵用令施行規則中改正ノ件

(昭和十八年七月三十一日 厚生省令第三十號)

第二條 削除

第三條 國民徵用令(以下令ト稱ス)第七條ノ二ノ規定ニ依リ地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ノ發スル出頭命令書ハ別表様式第一號ニ依リ第四條中「出頭要求書」ヲ「出頭命令書」ニ改ム

第四條ノ二 令第七條ノ四ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ發スル徵用命令ハ徵用セラルベキ事業主(事業主法人ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者)従事スベキ總動員業務ヲ行フ管理工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達ス

地方長官前項ノ徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ

徵用セラルベキ事業主(事業主法人ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者)ノ從事スベキ總動員業務ヲ行フ管理工場又ハ指定工場ニ以上ノ都道府縣ニ在ルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付ス

第六條中「東京市」ヲ「東京都ノ區ノ存スル區域」ニ改ム  
第九條 本文ヲ左ノ如ク改ム

令第十一條第一項ノ規定ニ依ル届出ハ左ノ書類ヲ添附シ出頭命令書又ハ徵用令書ヲ發シタル厚生大臣又ハ地方長官ニ遲滞ナク之ヲ爲スベシ

第十二條ノ二 令第十六條ノ二第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ發スル徵用變更命令又ハ徵用解除命令ハ被徵用者タル事業主(事業主法人ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者)ノ從事スル總動員業務ヲ行フ管理工場又ハ指定工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達ス

地方長官前項ノ徵用變更命令又ハ徵用解除命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ

被徵用者タル事業主(事業主法人ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者)ノ從事スル總動員業務ヲ行フ管理工場又ハ指定工場又ハ指定工場ニ以上ノ都道府縣ニ在ルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣徵用變更命令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付ス

第七三條ノ二 重要事業場務管理令第四條第一項又ハ第十條第一項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ認可ヲ受ケタル事項ニシテ被徵用者ノ給與ニ關スルモノニ付テハ

令第十八條第二項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルモノ(令第二十二條ノ二ノ規定ニ依ル場合ヲ含ム)ト看做ス

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ令第二十二

條ノ二ノ規定ニ依ルモノトス  
一 戰爭ノ際ニ於ケル戰鬥行為ニ因ル災害及之ニ起

因シテ生ズル災害ニ際シ緊急徵用ノ必要アル場合  
二 徵用變更又ハ徵用解除ニ關シ厚生大臣ノ定ムル場合

前項ノ場合ニ在リテハ本令中厚生大臣トアルハ地方長官トス

第十八條 地方長官前條ノ規定ニ依リ職權ヲ行使シタルトキハ厚生大臣ニ其ノ旨報告スベシ

(別表様式第一號(表面)中「出頭要求書」ヲ「出頭命令書」ニ、「何府縣」ヲ「何都府縣」ニ、「右ノ者國民徵用令第十條ニ依リ左ノ日時及場所ニ出頭ヲ求ム」ヲ「右ノ者國民徵用令  
第七條ノ二ニ依リ左ノ日時及場所ニ出頭スベシ」ニ、  
「何府縣知事氏 名  
「警視總監氏 名  
「北海道廳長氏 名  
「何國民職業指導所長氏 名  
氏名團」ニ改メ、同様式中(裏面)ヲ左ノ如ク改ム

出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得

- 一 出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該命令書並ニ印章ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ
- 二 出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者傷病疾病ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(已ムラ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書)ヲ添ヘ該命令書ヲ發シタル地方長官ニ遲滞ナク届出ツベシ
- 三 出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ市町村長(東京都ノ區ノ存スル區域、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ其ノ市長)ニ「東京都ノ區ノ存スル區域、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ其ノ市長」若ハ之ニ準ズベキモノ又ハ警察官吏、船長若ハ驛長ノ證明書ヲ添ヘ該命令書ヲ發シタル地方長官ニ遲滞ナク届出ツベシ
- 四 出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ旅費ノ前金拂ヲ受ケタルニ非ザレバ出頭スルコト能ハザルモノハ居住地ノ市町村長(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都長官)又ハ之ニ準ズベキモノニ該命令書ヲ提示シテ之ガ一時繰替支辨ヲ請求スルコトヲ得但シ出頭スベキ場所ガ居住地ノ市町村(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ其ノ區域)ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

注意

市町村(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都)又ハ之ニ準ズベキモノ(以下市町村ト稱ス)ニ於テ旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキハ左ニ支辨ヲ爲シタル市町村名、支辨ヲ爲シタル年月日及「旅費金何圓何拾錢支辨濟」ト記載證印シ本人ニ返付スベシ

(參照)

國民徵用令第七條ノ二 地方長官徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ出頭命令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ  
地方長官前項ノ出頭命令書ノ交付ヲ受ケ出頭シタル者ニ付身體ノ状態、居住及就業ノ場所、職業、技能程度、家庭ノ状況、希望等ヲ検査又ハ調査シテ服務ノ適否ヲ判定シ從事スベキ總動員業務、職業及場所ヲ決定シタル上徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ  
緊急ヲ要スルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ検査若ハ調査ヲ爲スノ必要ナシト認ムトキハ地方長官前二項ノ規定ニ拘ラズ直ニ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スルコトヲ得



調査登録連名表

氏名及生年月日				氏名及生年月日				氏名及生年月日				氏名及生年月日								
本籍	居住ノ場	兵係ノ關係	家庭ノ狀況	本籍	居住ノ場	兵係ノ關係	家庭ノ狀況	本籍	居住ノ場	兵係ノ關係	家庭ノ狀況	本籍	居住ノ場	兵係ノ關係	家庭ノ狀況					
																配偶者有無	學歴	家扶族養	人	
就業ノ場所(勤務先ヲ含ム)				就業ノ場所(勤務先ヲ含ム)				就業ノ場所(勤務先ヲ含ム)				就業ノ場所(勤務先ヲ含ム)								
所在地	名稱又ハ使用者氏名	事業種別	年 月	職業上ノ身分 又ハ地位	所在地	名稱又ハ使用者氏名	事業種別	年 月	職業上ノ身分 又ハ地位	所在地	名稱又ハ使用者氏名	事業種別	年 月	職業上ノ身分 又ハ地位	所在地	名稱又ハ使用者氏名	事業種別	年 月	職業上ノ身分 又ハ地位	
																				職業名及 経験年數

第二條第一項中「別表様式」ヲ「様式第一號」ニ改メ、同條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ、同條第二項中「前項」ヲ「第一項」ニ、「市町村長」ヲ「市町村長(東京都ノ區ノ存スル區域、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長)ニ改メ同項ヲ第三項トス

厚生大臣現ニ總動員業務ニ従事スル者ヲ引續キ其ノ業務ニ従事セシムル爲メ徵用スル必要アル場合ニ於テ其ノ範圍ニ付前條ノ規定ニ依リ通達ヲ爲シタル場合ニ在リテハ地方長官前項ノ規定ニ拘ラズ國民職業指導所長ヲシテ之ヲ調査シ様式第二號ニ依リ登録セシムルコトヲ得

第四條 厚生大臣第二條ノ規定ニ依リ登録シタル者ニ付徵用命令ヲ發スル場合ニ在リテハ同條第一項ノ規定ニ依リ登録シタル者ニ付テハ其ノ者ノ居住地ヲ管轄スル地方長官ニ、同條第二項ノ規定ニ依リ登録シタル者ニ付テハ其ノ者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達ス

附則

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民徵用令第十九條第五項ノ規定

ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費支辨方ニ關スル件中改正ノ件

(昭和十八年七月三十一日)  
(厚生省令第三十二號)

第一條 徵用セラルベキ者國民徵用令第七條ノ二ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費ハ指定ノ場所ニ出頭後出頭ヲ命ジタル地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ニ於テ之ヲ支給ス

第二條中「市町村」ヲ「市町村(東京都ノ區ノ存スル區域



様式第二號

調査登録連名表

本籍地	居住ノ場所	氏名及 生年月日	從事スル	
			總動員業務 職名 場所	職業 稱 所在地
		年月日生	總動員業務 職名 場所	職業 稱 所在地
		年月日生	總動員業務 職名 場所	職業 稱 所在地
		年月日生	總動員業務 職名 場所	職業 稱 所在地
		年月日生	總動員業務 職名 場所	職業 稱 所在地
		年月日生	總動員業務 職名 場所	職業 稱 所在地

〔参照〕

昭和十五年十月十九日 厚生省令第四十五號ハ國民徵用令第三條第二項ノ規定ニ依リ徵用セラルベキ者ノ調査登録ニ關スル件ナリ

ニ在リテハ「東京都」ニ改ム  
 第三條中「出頭要求書」ヲ「出頭命令書」ニ改ム  
 第四條中「出頭ヲ求メタル」ヲ「出頭ヲ命ジタル」ニ改ム  
 (別表)中「國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ出頭ヲ求メタル者ノ出頭旅費拂戻請求書」ヲ「國民徵用令第七條ノ二ノ規定ニ依リ出頭ヲ命セラレタル者ノ出頭旅費拂戻請求書」ニ、  
 「何府縣知事宛」(警視總監)「何府縣」ヲ「何都府縣」ニ、  
 「(警視總監)」「(北海道廳長官)」ヲ「廳府縣長(官宛)」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民徵用令第十九條第五項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費規則中改正ノ件

(昭和十八年七月三十一日 厚生省令第三十三號)

第一條 國民徵用令第七條ノ二ノ規定ニ依リ地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監)徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ命ジタル場合ノ旅費ハ本令ニ依リ之ヲ支給ス  
 第十條中「出頭要求書」ヲ「出頭命令書」ニ改ム  
 第十一條中「東京市」ヲ「東京都ノ區ノ存スル區域」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用支辨方ニ關スル件中改正ノ件

(昭和十八年七月三十一日 厚生省令第三十四號)

第一條中「東京市」ヲ「東京都ノ區ノ存スル區域」ニ改ム  
 第二條中「市町村」ヲ「市町村(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都)」ニ、  
 「東京府」ヲ「東京都」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民徵用令ニ依リ管理工場又ハ指定工場ニ徵用セラレタル者ノ旅費及  
 管理工場又ハ指定工場ノ事業主  
 及管理工場又ハ指定工場ノ事業主  
 ノ國庫ニ納入スベキ旅費ニ關スル  
 件中改正ノ件

(昭和十八年七月三十一日 厚生省令第三十五號)

「國民徵用令ニ依リ管理工場又ハ指定工場ニ徵用セラレタル者ノ旅費及管理工場又ハ指定工場ノ事業主ノ國庫ニ納入スベキ旅費ニ關スル件」ヲ「國民徵用令ニ依リ管理工場又ハ指定工場ニ徵用セラレタル者ノ旅費及其ノ家族ノ出頭旅費並ニ管理工場又ハ指定工場ノ事業主ノ國庫ニ納入スベキ旅費ニ關スル件」ニ改ム

第一條 國民徵用令(以下令ト稱ス)ニ依リ管理工場又ハ指定工場ニ於テ行フ總動員業務ニ從事セシムル爲ニ徵用セラレタル者(以下被徵用者ト稱ス)徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合ノ旅費ノ支給及其ノ一時繰替支辨並ニ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合又ハ被徵用者若ハ其ノ家族ノ危篤若ハ死亡ノ爲事業主ノ通知ニ依リ被徵用者ノ家族出頭シ若ハ事

業主ノ許可ヲ得テ被徵用者一時歸郷スル場合ノ旅費ノ支給及令第十九條第二項ノ規定ニ依リ管理工場又ハ指定工場ノ事業主ノ國庫ニ納入スベキ旅費ノ額ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條中「東京府」ヲ「東京都」ニ改ム

第三條ノ二 被徵用者若ハ其ノ家族ノ危篤若ハ死亡ノ爲事業主ノ通知ニ依リ被徵用者ノ家族出頭シ若ハ事業主ノ許可ヲ得テ被徵用者一時歸郷スル場合ノ旅費ハ當該被徵用者ヲ使用スル管理工場又ハ指定工場ノ事業主被徵用者一時歸郷スル場合ニ在リテハ旅行前ニ、被徵用者ノ家族出頭スル場合ニ在リテハ出頭後之ヲ支給スベシ

第三條ノ三 前條ノ規定ニ依ル被徵用者ノ範圍ハ當該管理工場又ハ指定工場ニ於ケル勞務者又ハ之ニ準ズベキモノトシ家族トハ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)、直系尊屬、直系卑屬及戸主トス

被徵用者危篤若ハ死亡ノ際ニ於テ前項ノ家族ナキトキ又ハ家族事故ニ因リ出頭シ難キトキハ被徵用者ノ親族中事業主ノ認ムル者一人ヲ限り前項ノ家族ト看做ス

第四條ノ二 被徵用者ノ家族ノ危篤若ハ死亡ノ爲事業主ノ許可ヲ得テ被徵用者一時歸郷スル場合ノ旅費ハ現ニ從事スル場所ノ所在地家族ノ居住地間ノ往返ニ付第五條及第六條ノ規定ニ依リ算出シタル額トス

第四條ノ三 被徵用者ノ危篤若ハ死亡ノ爲事業主ノ通

知ニ依リ被徵用者ノ家族出頭スル場合ノ旅費ハ家族ノ居住地被徵用者ノ就業ノ場所ノ所在地間ニ付往返ノ旅費及到着ノ日ヨリ三日以内ノ滞在ノ旅費トス

前項ノ旅費ハ第五條別表ニ掲グル最低等級ノ定額ニ依リ算出シタル額トシ家族一人ニ限り之ヲ支給ス

第四條ノ四 被徵用者ノ危篤ニ因リ家族出頭ノ途中又ハ出頭滞在中被徵用者死亡シタルトキハ其ノ出頭ヲ被徵用者死亡ニ因ル家族ノ出頭ト看做ス

被徵用者危篤ニ因リ家族出頭シタル後被徵用者死亡シタルトキハ死亡ノ日ヨリ起算シ更ニ三日以内ノ滞在旅費ヲ支給ス

第四條ノ五 第三條ノ二ノ規定ニ該當セザル事由ニ依リ被徵用者一時歸郷中其ノ家族危篤ニ陥リ若ハ死亡シタル場合又ハ家族出頭中被徵用者危篤ニ陥リ若ハ死亡シタル場合ニ於テ事業主必要アリト認ムルトキハ被徵用者ニ在リテハ返路旅費、家族ニ在リテハ滞在及返路旅費ヲ支給スルコトヲ得但シ滞在旅費ハ危篤若ハ死亡ノ日ヨリ起算シ各三日以内トス

第五條第三項中「前條第二項」ヲ「第四條第二項」ニ、同條第六項中「市町村」ヲ「市町村(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ其ノ區域)」ヲ改ム

第七條中「其ノ者ノ居住地ノ市町村」ヲ「其ノ者ノ居住地ノ市町村(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都)」ヲ改ム

第十一條中「令第十條ノ規定ニ依リ出頭シタル者」ヲ「令第七條ノ二ノ規定ニ依リ出頭シタル者」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 勞務調整令施行規則中改正の件公布

勞務調整令施行規則中改正の件は、昭和十八年七月八日付官報を以て左の如く公布せられた。

勞務調整令施行規則中改正ノ件

(昭和十八年七月八日  
厚生省令第二十七號)

第一條第二項、第四條第二項及第十八條中「道府縣」ニ改ム

第四條第二項中「東京府」ニ在リテハ「警視總監」ヲ「(東京都)ニ在リテハ「警視總監以下同ジ」」ニ改ム

第五條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

九 第十條ノ二第一項但書ノ規定ニ依リ國民職業指導所長ノ認可アリタル技能者ノ雇入及就職ノ場合

第六條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

八 第十條ノ二第一項但書ノ規定ニ依リ國民職業指導所長ノ認可アリタル國民學校修了者ノ雇入及就職ノ場合

第十條第一項第七號ノ次ニ左ノ二號ヲ加ヘ第八號ヲ第十號ニ改ム

八 第十條ノ二第一項但書ノ規定ニ依リ國民職業指導所長ノ認可アリタル一般靑壯年ノ雇入及就職ノ場合

九 第十條ノ二ノ規定ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ業種又ハ職種ノ指定ヲ爲シタル當時ニ於テ當該業種又ハ職種ニ使用及從業ヲ禁止又ハ制限セ

ラレタル男子従業者ノ數ニ等シキ員數ノ一般青壯年タル女子ノ其ノ指定アリタル後六月以内ニ於テ爲ス雇入及就職ノ場合

第十條ニ左ノ一項ヲ加フ

第一項第九號ノ規定ニ依リ一般青壯年タル女子ヲ雇入レタル者ハ其ノ員數ヲ同號所定ノ期間滿了後五日以内ニ其ノ者ノ使用場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ届出ツベシ

第十條ノ二 厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ禁止又ハ制限ノ指定ヲ爲シタル業種又ハ職種ニハ厚生大臣又ハ地方長官ノ指定スル年月日以後ハ其ノ指定シタル禁止又ハ制限ノ範圍ヲ超エテ男子従業者ノ雇入、使用、就職又ハ從業ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ國民職業指導所長ノ認可アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ指定ハ厚生大臣又ハ地方長官ノ告示ニ依リ之ヲ爲ス

第十條ノ三 前條第一項但書ノ認可ノ申請ハ様式第三號ノ二ニ依リ就職又ハ從業セントスル男子従業者及其ノ者ヲ雇入又ハ使用セントスル者ノ連署ヲ以テ其ノ者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ對シ之ヲ爲スベシ

第四條ノ規定ハ前項ノ申請ニ付之ヲ准用ス

第十條ノ四 第十條ノ二ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ之ヲ適用セズ

一 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ職

闘其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ

其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條 第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノ

二 陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタル者ニシテ徵集又ハ召集ノ解除ニ因リ原職ニ復歸シ未ダ其ノ者ガ徵集又ハ召集ニ因リ軍務ニ服シタル期間(其ノ期間一年以上ニ互ル場合ニ在リテハ一年トス)ヲ經過セザルモノ

三 年齢四十五年以上及十四年未滿ノ者

四 第五條第一項第二號又ハ第十條第一項第二號ノ規定ニ依リ認定アリタル者

第十條ノ五 第十條ノ二ノ規定ニ依ル地方長官ノ指定ハ厚生大臣ニ於テ指定セザル業種又ハ職種ニ付當該地方ノ特殊事情ニ依リ必要アル場合ニ限り之ヲ爲スモノトス

第十三條ノ三 厚生大臣又ハ地方長官令第十一條ノ二第一項ノ命令(以下就職命令ト稱ス)ヲ爲ス場合ハ様式第九號ノ三ノ就職命令書ヲ就職ヲ命ゼラルベキ者ノ住居地又ハ令第十一條ノ二第一項ノ廢止又ハ休止スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ヲシテ本人ニ交付セシムベシ

第十三條ノ四 前條ノ規定ニ依リ就職命令書ノ交付ヲ受ケタル者(以下指定就職者ト稱ス)ハ指定ノ日時及場所ニ出頭シ就職命令書ヲ提示シテ就職ノ申出ヲ爲スベシ

第十三條ノ五 指定就職者疾病其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭スルコト能ハザ

ル場合ハ左ノ書類ヲ添附シ就職命令書ヲ交付シタル國民職業指導所長ヲ經由シ就職命令ヲ爲シタル厚生大臣又ハ地方長官ニ遲滞ナク其ノ旨届出ツベシ

一 傷痍疾病ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(已ムヲ得ザル事故ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書)

二 天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市町村長若ハ之ニ準ズベキ者又ハ警察官吏、船長若ハ驛長ノ證明書

前條ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テ厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ出頭スベキ日時若ハ場所ヲ變更シ又ハ其ノ者就職命令ニ適セズト認ムルトキハ之ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ變更又ハ取消ハ様式第九號ノ四ニ依リ之ヲ爲スベシ

第十三條ノ六 厚生大臣又ハ地方長官就職命令ヲ爲シタルトキハ直ニ令第十一條ノ二第二項ノ指定事業主(以下指定事業主ト稱ス)ニ對シ其ノ事業場等ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ヲ經由シ其ノ旨通知スベシ

厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ指定事業主又ハ其ノ代理人ニ對シ指定就職者ノ出頭スベキ日時及場所ニ出頭スベキコトヲ命ズルコトヲ得

指定事業主ハ指定就職者ヨリ第十三條ノ四ノ規定ニ依ル就職ノ申出アリタルトキハ直ニ雇傭條件其ノ他必要ナル事項ヲ提示スベシ

第十三條ノ七 指定事業主及指定就職者ハ就職命令ノ

本旨ニ鑑ミ速ニ雇傭關係ヲ成立セシムベシ

第十三條ノ八 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ第十三條ノ六ノ規定ニ依ル指定事業主及指定就職者出會ノ日時及場所ニ關係官吏ヲ立會セシムルコトヲ得

第十三條ノ九 指定事業主ト指定就職者トノ間ニ雇傭關係成立シタルトキハ指定事業主ハ直ニ指定就職者ト連署ヲ以テ様式第九號ノ五ニ依リ其ノ旨指定事業主ノ事業場等ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ヲ經由シ就職命令ヲ爲シタル厚生大臣又ハ地方長官ニ届出ツベシ

第十三條ノ十 就職命令ハ令第十一條ノ二第一項ノ廢止又ハ休止スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ從業者ニシテ其ノ工場等ヲ退職シタルモノニ在リテハ其ノ退職後六月ヲ經過セザル者ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

第十三條ノ十一 令第十一條ノ四ノ規定ニ依ル申請ハ様式第九號ノ六ニ依リ就職命令ニ依ル勞務ノ配置ヲ必要トスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ヲ經由シ厚生大臣ニ對シ之ヲ爲スベシ

前項ノ申請ハ就職命令ニ依ル勞務ノ配置ヲ必要トスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ都道府縣内ヨリ六月以内ノ期間ヲ定メテ勞務ノ配置ヲ受ケントスル場合ニハ前項ノ規定ニ拘ラズ所轄國民職業指導所長ヲ經由シ當該地方長官ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

第十三條ノ十二 指定就職者ノ就職ニ關シ必要ナル旅費ハ指定事業主之ヲ支給スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式第三號ノ二

男子雇入就職禁止(制限)適用除外認可申請書

男子從業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地、名稱及事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者)氏名印		事業ノ種類		雇入又ハ使用ノ理由	從前ノ從業場所ノ名稱	從前ノ業務ノ種類	從業セシムル職種	從業セシムル特殊ナル事情	從業者ノ姓名及年齢	住所	備考
									歳		
									歳		
									歳		

昭和 年 月 日

國民職業指導所長宛

- (記載心得)
- 一、本申請書ノ大サハ折上リ國定規格 B5 判(182mm×257mm)トスルコト
  - 二、本申請書ハ男子從業者及其ノ男子從業者ヲ使用セントスル者ノ連署ヲ以テ男子從業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
  - 三、標題ノ「雇入就職」又ハ「禁止(制限)」ノ文字ハ該當セザルモノハ之ヲ抹消スルコト
  - 四、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ銀行業、料理店業、百貨店業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
  - 五、「從前ノ從業場所ノ所在地及名稱」及「從前ノ業務ノ種類」欄ハ男子雇入就職ノ禁止適用除外申請ノ場合ニ限リ記載スルコト
  - 六、「從業セシメントスル職種」欄ニハ當該職種ヲ成ル可ク具體的詳細ニ記載スルコト
  - 七、「雇入又ハ使用ノ理由」及「從業セシメントスル特殊ナル事情」欄ニハ夫々其ノ事情ニ付具體的詳細ニ記載スルコト

様式第九號之三(用紙ハ青紙トシ大サハ國定規格B5判トス)

様式第九號ノ三ノ裏

就職命令書

住居地又ハ  
就業ノ場所

氏

何年何月何日生 名

右ノ者左ニ依リ就職スルコトヲ命ス

就職命令書發付番號 第 號

國民職業指導所 付交

出頭スベキ日時	出頭スベキ場所	事業ノ種類	其ノ名稱及代表者氏名	事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名)	他ノ場所ノ所在地及名稱	就職先工場、事業場其ノ

昭和 年 月 日

厚生大臣 警視總監 北海道廳長 何府縣知事 氏 氏 氏 氏

名 名 名 名 印 印 印 印

就職命令書發付番號 第 號

受領書

一就職命令書(何年何月何日發付第何號)

右受領ス

昭和 年 月 日 午前 時 分

住居地又ハ  
就業ノ場所

氏

名 印

厚生大臣 警視總監 北海道廳長 何府縣知事 氏 氏 氏 氏

名 名 名 名 殿 殿 殿 殿

就職命令書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得

- 一、就職命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ本就職命令書ニ添附シタル受領書ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ印章ヲ所持セザルトキハ花押又ハ拇印ヲ爲スモ妨ゲナシ
- 二、就職命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ本就職命令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ出頭シ就職ノ申出ヲ爲スベシ
- 三、就職命令書ノ交付ヲ受ケタル者傷痍疾病ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(已ムヲ得ザル事故ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書)ヲ添ヘ本就職命令書ヲ交付シタル國民職業指導所長ヲ經由シ就職命令ヲ爲シタル厚生大臣又ハ地方長官ニ遲滞ナク届出ヅベシ
- 四、就職命令書ノ交付ヲ受ケタル者天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市區町村長若ハ之ニ準ズベキ者又ハ警察官吏、船長若ハ驛長ノ證明書ヲ添ヘ本就職命令書ヲ交付シタル國民職業指導所長ヲ經由シ就職命令ヲ爲シタル厚生大臣又ハ地方長官ニ遲滞ナク届出ヅベシ

(記載心得)

- 一、就業ノ場所ハ指定就職者ガ現ニ令第十一條ノ二第一項ノ廢止又ハ休止スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ從業者ナル場合ニ限り之ヲ記載スルモノトシ此ノ場合ハ住居地ノ記載ヲ要セザルモノトス
- 二、備考ハ厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス
- 三、文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス

様式第九號ノ四ノイ(用紙ハ青紙トシ大サハ國定規格B5判トス)

出頭變更命令書		出頭變更命令書	
住居地又ハ就業ノ場所	氏名	住居地又ハ就業ノ場所	氏名
昭和 年 月 日	何年何月何日生	昭和 年 月 日	何年何月何日生
昭和 年 月 日	就職命令書發付番號第 號	昭和 年 月 日	就職命令書發付番號第 號
出頭スベキ日時	出頭スベキ場所	出頭スベキ日時	出頭スベキ場所
備考	備考	備考	備考
昭和 年 月 日	厚生大臣 氏	昭和 年 月 日	警視總監 氏
	北海道廳長 氏		北海廳長 氏
	何府縣知事 氏		何府縣知事 氏
	名 名 名 名		名 名 名 名
	印 印 印 印		印 印 印 印
<p>出頭變更命令書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得</p> <p>一、出頭變更命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該命令書ニ添附シタル受領書ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ印章ヲ所持セザルトキハ花押又ハ拇印ヲ爲スモ妨ゲナシ</p> <p>二、出頭變更命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ就職命令書ト共ニ本書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ就職ノ申出ヲ爲スベシ</p>			
<p>受領書</p> <p>一、出頭變更命令書(何年何月何日發付第何號)</p> <p>右受領ス</p> <p>昭和 年 月 日 午前 時 分</p> <p>住居地又ハ就業ノ場所</p> <p>氏名</p> <p>名 名 名 名</p> <p>印 印 印 印</p>			
<p>出頭變更命令書</p> <p>一、出頭變更命令書(何年何月何日發付第何號)</p> <p>右受領ス</p> <p>昭和 年 月 日 午前 時 分</p> <p>住居地又ハ就業ノ場所</p> <p>氏名</p> <p>名 名 名 名</p> <p>印 印 印 印</p>			

(記載心得)

一、住居地又ハ就業ノ場所ハ從前發シタル就職命令書記載ノモノト同一ナルモノトス

二、備考ハ厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス

三、文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス

様式第九號ノ四ノロ(用紙ハ青紙トシ大サハ國定規格B5判トス)

就職命令取消書		就職命令取消書	
住居地又ハ就業ノ場所	氏名	住居地又ハ就業ノ場所	氏名
昭和 年 月 日	何年何月何日生	昭和 年 月 日	何年何月何日生
昭和 年 月 日	就職命令ヲ取消ス	昭和 年 月 日	就職命令ヲ取消ス
備考	備考	備考	備考
昭和 年 月 日	厚生大臣 氏	昭和 年 月 日	警視總監 氏
	北海道廳長 氏		北海廳長 氏
	何府縣知事 氏		何府縣知事 氏
	名 名 名 名		名 名 名 名
	印 印 印 印		印 印 印 印
<p>就職命令取消書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得</p> <p>就職命令取消書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該命令書ニ添附シタル受領書ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ印章ヲ所持セザルトキハ花押又ハ拇印ヲ爲スモ妨ゲナシ</p>			
<p>受領書</p> <p>一、就職命令取消書(何年何月何日發付第何號)</p> <p>右受領ス</p> <p>昭和 年 月 日 午前 時 分</p> <p>住居地又ハ就業ノ場所</p> <p>氏名</p> <p>名 名 名 名</p> <p>印 印 印 印</p>			

(記載心得)

一、住居地又ハ就業ノ場所ハ從前發シタル就職命令書記載ノモノト同一ナルモノトス

二、文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス



(記載心得)

- 一、本申請書ノ大サハ折上リ 國定規格 B5 判 (182 mm × 257 mm) トスルコト
- 二、「事業ノ種類」欄ニハ例(バ)石炭採掘業、鑛物業、パルプ製造業ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 三、「申請員數」欄ニハ命令配置ニヨリ従業セシメントスル員數ヲ記載スルコト
- 四、「同上内譯」欄ノ「其ノ他ノ者」欄ニハ本令ニ規定スル技能者、一般青壯年、國民學校修了者タラザルモノヲ記載スルコト
- 五、「命令配置ニ關スル希望事項」欄ノ「希望地域」欄ニハ自都道府縣内ヨリ希望スル場合ハ國民職業指導所別、他都道府縣内ヨリ雇入レントスル場合ハ都道府縣別ニ夫々男女別員數ヲ記載スルコト
- 六、「命令配置ニ關スル希望事項」欄ノ「希望休廢止事業場等名及従業者名」ニ付テハ具體的ニ希望スル事業場、従業者アル場合ニ限り記載スルコト
- 七、「當期ニ於ケル求人及充足狀況」欄ノ「求人割當數」欄ニハ緣故雇入認可數ヲモ含マシムルコト
- 八、「當期ニ於ケル求人及充足狀況」欄ノ「申請ノ期日迄ノ充足員數」欄ニハ緣故、特定者雇入認可ニ依ル充足數ヲモ含マシムルコト
- 九、「當期ニ於ケル求人及充足狀況」欄ノ種別「一般青壯年」欄ニハ技能者、國民學校修了者ノ紹介取扱ヲ受クルモノ以外ハ凡テ本欄ニ計上スルコト國民學校修了者ニ付テハ申請ノ時ガ國民學校修了者ノ計畫配置期間中ナル場合ニ限り記載スルモノトス
- 十、「雇傭條件」欄ノ「其ノ他ノ雇傭條件」欄ニハ就業時間、休日、夜勤ノ有無等ヲ記載スルコト

- 十一、「宿舍」欄ニハ宿舍ノ狀況(既設、設立豫定)ノモノトニ區別シ本申請員數ニ對シ收容可能人員及設立豫定ノモノニ在リテハ完成豫定年月日等)及舎費、會費額等ヲ詳細ニ記載スルコト
- 十二、「備考」欄ニハ福利施設其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト
- 十三、欄外ノ「産業分類」及「求人種別」欄ハ申請者ニ於テ記載ヲ要セザルモノナルコト

國民勤勞報國協力令施行規則中改正の件公布

國民勤勞報國協力令施行規則中改正の件は昭和十八年七月三十日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民勤勞報國協力令施行規則中改正

正ノ件 (昭和十八年七月三十日 厚生・文部省令第二號)

- 第一條第六號ヲ第七號トシ第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
- 六 國家總動員上必要ナル證券ノ生産ニ關スル業務第四號第二項中「協力ヲ受ケントスルニ際シ所要人員三百人未滿ナル場合又ハ緊急ヲ要スル場合」ヲ「協力ヲ受ケントスル場合ニ、「東京府」ヲ「東京都」ニ改ム
- 第七條中「市町村長ニ準ズベキモノヲ含ム」ヲ「市町村長ニ準ズベキモノヲ含ミ東京都ノ區ノ存スル區域ニ於テハ區長トス」ニ改ム
- 第十八條 當時隊組織ノ編成アル市町村其ノ他ノ團體又ハ學校ニ關シテハ本規則中國民勤勞報國隊編成令書トアルハ國民勤勞報國隊出動令書又ハ學校報國隊出動令書トシ本規則ノ適用ニ付其ノ隊組織ヲ以テ國

國民勤勞報國隊ト看做ス

第十九條中「東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監」ヲ「東京都ニ在リテハ東京都長官及警視總監」ニ改ム

様式第一號ヲ別表ノ如ク改メ、様式第二號中「東京府ニ在リテハ 警視總監 氏名」ヲ「東京都ニ在リテハ 東京都長官 氏名」ニ改ム

警視總監 氏名

東京都長官 氏名

警視總監 氏名

東京都長官 氏名

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



國民勤勞報國隊協力申請(請求)書

場所	所在地	事業ノ種類		從業員數	男	女	人計	人	
	名	稱	種類						
所要人員	性別	作業ノ内容	男	人	人	人	人	人	
			女	人	人	人	人	人	
所要期間	自昭和	年	月	日	至	昭和	年	月	日
	所要人員並期間ニ對スル希望								
作業時間及休憩時間	作業時間	時	分	休憩時間	時	分			
	作業指導者ノ職氏名								
支給手當又ハ謝金	食費	宿泊料	旅費	其他					
	日額	金額	金額	金額					
宿舍及給食ノ概要	災害、疾病、死亡等ニ對スル扶助ノ内容								
保健、衛生、救護施設ノ概要	申請(請求)ノ理由								
備考									

右國民勤勞報國隊ノ協力相受度此段及申請(請求)候

昭和 年 月 日

住 所(團體ナルトキハ其ノ所在地)

申請(請求)者氏名(團體ナルトキハ其ノ名稱及代表者氏名) 殿

(厚生大臣)  
(文部大臣)  
(厚生大臣)  
府縣知事  
(警視總監)

(第十九條ノ規定ノ適用ニ付東京都ニ在リテハ 東京都長官)  
(警視總監)  
(北海道廳長官)

備考

- 一、申請(請求)書ニハ地方長官ニ申請(請求)スルトキハ副本一通、厚生大臣ニ申請(請求)スルトキハ副本二通、文部、厚生兩大臣ニ申請(請求)スルトキハ副本三通ヲ作成添付スルコト
- 二、所要人員ノ欄ニハ、從事スベキ作業ノ内容ヲ具體的ニ記載シ、作業數種アルトキハ其ノ作業種別毎ニ、所要人員ヲ性別ニ記載スルコト
- 三、所要期間ノ欄ニハ、勤勞報國隊ノ協力ヲ必要トスル期間(年半期ヲ限度トス)ヲ記載スルコト
- 四、所要人員並期間ニ對スル希望ノ欄ニハ、所要人員ノ年齢範圍、特殊技能ノ要否、同一人ニ依ル協力期間、特別ノ條件ヲ必要トスルモノ(學生生徒ニ依ル協力ヲ希望スルトキハ其ノ學校ノ程度及種類別)等ニ付希望スベキ事項ヲ記載スルコト
- 五、作業指導者ノ職氏名ノ欄ニハ、勤勞報國隊ノ作業中ノ指導監督ニ當ル責任者ノ職氏名ヲ「事務擔當者ノ職氏名」欄ニハ、勤勞報國隊ノ事務處理ニ當ル責任者ノ職氏名ヲ記載スルコト
- 六、「支給經費」欄ニハ、經費別ニ支給ノ有無、一人當ノ金額、現物支給ノトキハ其ノ内容ヲ詳細ニ記載スルコト
- 七、「宿舍及給食ノ概要」欄ニハ申請(請求)者ニ於テ準備スル宿泊施設及給食ノ概要ヲ記載スルコト
- 八、「保健、衛生、救護施設ノ概要」欄ニハ施設ノ有無、施設ノナキトキハ其ノ措置方法ヲ記載スルコト
- 九、「申請請求ノ理由」欄ニハ勤勞報國隊ノ協力ヲ受ケントスル理由ヲ具體的且詳細ニ記載スルコト
- 十、「備考」欄ニハ、携帶品、作業用具(衣類)ノ準備狀況等其ノ他勤勞報國隊ノ出動ニ付必要ナル事項ヲ記載スルコト

**陸軍勤勞顯功章令施行規則中改正の件公布**

陸軍勤勞顯功章令施行規則中改正の件は、昭和十八年七月二十日付官報を以て左の如く公布せられた。

**陸軍勤勞顯功章令施行規則中改正**

ノ件 (昭和十八年七月二十日 陸軍省令第二十九號)

第一條中「勤勞顯功章令第一條第一項」ヲ「勤勞顯功章令(以下令ト稱ス)第一條」ニ改ム

第一條ノ二 勤勞顯功章タル徽章ヲ授與セラルベキ者ニハ表彰狀及副賞トシテ賞金ヲ付與ス

表彰狀ノ様式ハ第一號ニ據ルモノトス

第二條、第五條及第七條中「勤勞顯功章」ヲ「勤勞顯功章タル徽章」ニ、第十條中「勤勞章」ヲ「勤勞章タル徽章」ニ改ム

第八條中「雇員、傭人及工員ニシテ其ノ職務ニ精勵シ勤勞報國ノ實ヲ擧ゲタルモノ」ヲ「雇員、傭人及工員又ハ其ノ團體ニシテ平素其ノ職務ニ精勵シ勤勞報國ノ實ヲ擧ゲ他ノ模範タルモノ」ニ改メ同條ニ左ノ項ヲ加フ

前項ノ規定ニ依ルノ外勤勞章ハ勤勞者又ハ其ノ團體ニシテ危難ヲ顧ミズ其ノ職責ヲ盡シ其ノ行爲他ノ模範タルモノニモ之ヲ授與スルコトヲ得

第九條 勤勞章ハ徽章及賞狀ノ二種トシ之ヲ受クベキ者勤勞者ナルトキハ之ニ對シ徽章ヲ、團體ナルトキハ之ニ對シ賞狀ヲ授與スルモノトス  
前項ニ規定スル徽章ノ形狀及制式附圖ノ如シ賞狀ノ

様式ハ第二號ニ據ルモノトス

第十一條 第一條ノ二乃至第五條及第七條ノ規定ハ勤勞章ニ之ヲ準用ス但シ第四條及第一號ノ表彰狀ノ様式中陸軍大臣トアルハ所屬部隊長トシ勤勞顯功章トアルハ勤勞章トス

**第十二條 削除**

(附圖)中勤勞章ノ形狀表面ノ前ニ「徽章ノ形狀」ヲ加ヘ制式ノ次ニ左ノ如ク加フ

様式第一號(日本標準規格<sup>3</sup>A-297×420)

甲號(令第一條第一項ノ規定ニ依ルモノ)

**表彰狀**

右ハ平素其ノ職務ニ精勵シ勤勞報國ノ實ヲ擧ゲ他ノ模範ト爲スニ足ル仍テ茲ニ勤勞顯功章ヲ授與シテ之ヲ表彰ス

年月日

陸軍大臣<sup>位階</sup> 氏 名 圖

**表彰狀**

右ハ自己ノ危難ヲ顧ミズ其ノ職責ヲ盡シ其ノ行爲他ノ模範ト爲スニ足ル仍テ茲ニ勤勞顯功章ヲ授與シテ之ヲ表彰ス

年月日

陸軍大臣<sup>位階</sup> 氏 名 圖

様式第二號(日本標準規格<sup>3</sup>B-364×515)  
甲號(第八條第一項ノ規定ニ依ルモノ)

**勤勞賞狀**

右ハ平素協心戮力其ノ職務ニ精勵シ勤勞報國ノ實ヲ擧ゲ他ノ模範ト爲スニ足ル仍テ茲ニ陸軍勤勞顯功章令施行規則第八條第一項ノ規定ニ依リ表彰ス

年月日

部隊長<sup>位階</sup> 氏 名 圖

**勤勞賞狀**

右ハ危難ヲ顧ミズ協心戮力其ノ職務ヲ盡シ其ノ行爲他ノ模範ト爲スニ足ル仍テ茲ニ陸軍勤勞顯功章令施行規則第八條第二項ノ規定ニ依リ表彰ス

年月日

部隊長<sup>位階</sup> 氏 名 圖

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

**米穀生産確保補給金交付規則の公布**

米穀生産確保補給金交付規則は、昭和十八年七月二十三日付官報を以て左の如く公布せられた。

**米穀生産確保補給金交付規則**

(昭和十八年七月二十三日 農林省令第四十九號)

第一條 農林大臣ハ米穀ノ生産ヲ確保スル爲本則ニ依リ補給金ヲ交付ス

第二條 補給金ハ毎年左ニ掲グル當該年産ノ米穀ニ付米穀生産者ニ之ヲ交付ス

一 自作者ニ在リテハ管理米トシテ出荷シタルモノ  
二 小作者ニ在リテハ管理米トシテ出荷シタルモノ  
及小作料トシテ納付シタルモノ

第三條 補給金ノ額ハ玄米又ハ精米ニ付テハ一石當十五圓五十錢トシ粳ニ付テハ十貫當二圓八十錢トス

第四條 米穀生産者補給金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ第二條ニ掲グル米穀ニ付食糧管理事務取扱員ノ確認ヲ受クベシ

第五條 食糧管理事務取扱員前條ノ確認ヲ爲シタルトキハ確認證明書ヲ作成シ之ニ當該米穀生産者ヲシテ認證ヲ爲サシメ當該米穀生産者ガ販賣組合ノ組合員タル場合ニ於テハ其ノ所屬スル販賣組合ニ、組合員ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ補給金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ米穀ヲ寄託シタル農業倉庫業者又ハ其ノ所屬スル農事實行組合ノ加入スル販賣組合ニ提出スベシ

第六條 販賣組合又ハ農業倉庫業者ハ前條ノ規定ニ依リ食糧管理事務取扱員ヨリ確認證明書ノ提出アリタルトキハ補給金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ米穀ノ數量ニ付補給金交付請求書ヲ作成シ之ニ食糧管理事務取扱員ノ證明ヲ受ケ當該都道府縣ノ區域トスル販賣組合聯合會ニ之ヲ送付スベシ

第七條 販賣組合聯合會ハ前條ノ規定ニ依リ販賣組合又ハ農業倉庫業者ノ送付シタル補給金交付請求書ニ依リ當該都道府縣ニ於ケル補給金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ米穀ノ數量ニ付補給金交付請求書ヲ作成シ之ニ食糧検査所長ノ證明ヲ受ケ全國購買販賣組合

聯合會ニ之ヲ送付スベシ

第八條 全國購買販賣組合聯合會ハ前條ノ規定ニ依リ販賣組合聯合會ノ送付シタル補給金交付請求書ニ依リ補給金ノ交付ヲ農林大臣ニ申請スベシ

第九條 補給金ノ交付ヲ受ケタル者補給金交付ノ申請ニ關シ不正ノ行爲アリタルトキハ農林大臣ハ交付シタル補給金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

米穀生産獎勵金交付規則ハ之ヲ廢止ス但シ昭和十七年産米ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

### 臺灣住宅營團令中改正の件公布

臺灣住宅營團令中改正の件は、昭和十八年八月十三日付官報を以て左の如く公布せられた。

#### 臺灣住宅營團令中改正ノ件

(昭和十八年七月二十一日  
律令第十六號)

臺灣住宅營團令中左ノ通改正ス

第三條中「百五十萬圓」ヲ「二百二十五萬圓」ニ改ム

第二十四條中「臺灣所得稅令」ノ下ニ「及臺灣資本利子稅令」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 本邦最近の生計費指數

統計局調査に係る昭和十八年一月より六月迄の全國

及都市別生計費指數を官報所載のものより再掲すれば左の如くである。

### 全國生計費指數

本表は月收百圓以下六十圓以上の勞働者、給料生活者の生活には昭和十二年七月を100として比較したる生計費指數なり。

勞働者

生計費指數 一月 二月 三月 四月 五月 六月  
二五七 二五九 二〇三 二〇三 二〇三 二〇三

内譯

飲食料費 二八九 二四〇 二四二 二七二 二七三 二七〇

住居費 二七四 二八〇 二九四 三〇一 三〇一 三〇六

光熱費 二五〇 二五二 二五八 二五四 二五七 二五七

被服費 二九二 二九六 三〇五 三〇八 三〇八 三〇六

其ノ他ノ諸費 二二〇 二二五 二二七 二二五 二二四 二二四

給料生活者

生計費指數 一月 二月 三月 四月 五月 六月  
一五三 一五七 一五七 一五九 一六〇 一六三

飲食料費 一六三 一六〇 一六四 一七三 一七五 一七五

住居費 二二二 二二〇 二二八 二三三 二三八 二三二

光熱費 一四六 一四六 一四七 一四八 一四八 一四八

被服費 二八七 二九〇 二九九 三〇九 三〇九 三〇五

其ノ他ノ諸費 二六一 二七三 二八二 二八六 二九二 二八八

### 各都市生計費指數

本表は月收百圓以下六十圓以上の勞働者、給料生活

者の生活に付昭和十二年七月を一〇〇として比較したる生計費指数なり。

(1) 労働者

	一月	二月	三月	四月	五月	六月
札幌市	一五七〇	一五七二	一五九七	一六八八	一六五〇	一六八七
仙台市	一五九四	一六三二	一六〇二	一六四四	一六五八	一六七八
山形市	一七二四	一七三七	一七四三	一七七七	一七六一	一七五五
郡山市	一五九八	一六五五	一六四六	一六七二	一六五五	一六八九
前橋市	一六〇〇	一六八八	一六九二	一七二二	一七五七	一七三〇
東京市	一四八九	一五八八	一五八八	一六四四	一六八八	一六四四
横濱市	一五八七	一五七七	一六〇三	一六三三	一六四七	一六五二
新潟市	一六〇二	一六二二	一六五七	一六八二	一七二五	一七三三
金澤市	一五二〇	一五三二	一五五五	一六〇三	一六二五	一六二〇
松本市	一五九六	一五九二	一六二二	一六四二	一六五二	一六六一
濱松市	一六六五	一六八八	一七二二	一七五八	一七五三	一七五三
名古屋	一四八八	一五八二	一五七〇	一五八八	一六二七	一六四九
京都市	一五五三	一五七七	一五九二	一六三九	一六八八	一六五五
大阪市	一五三二	一五八〇	一五九二	一六三三	一六八八	一六八八
神戸市	一五三六	一五七二	一五八〇	一六三三	一六八八	一六八八
鳥取市	一六〇五	一六三二	一六四六	一七〇二	一七〇六	一七二二
岡山市	一五六七	一五八四	一六〇四	一六三九	一六九三	一六九五
広島市	一六七四	一六九三	一七〇八	一七三六	一七七八	一七四四
徳島市	一六七四	一六五五	一七二二	一七二五	一七九二	一七八八
今治市	一五九〇	一六〇五	一六〇二	一六六九	一六八八	一六四四
八幡市	一四四〇	一四三三	一四三三	一四五五	一四四三	一四四五
長崎市	一四三二	一四三三	一四三六	一四三〇	一四三九	一四三〇
熊本市	一五六六	一五六二	一五六二	一五七四	一六三二	一六三三
延岡市	一五六四	一五六九	一五八八	一五九六	一六〇三	一六〇三

(2) 給料生活者

ビルマの獨立

諸民族をして眞にその所を得しむることを目的とする大東亞共榮圈建設の方圖に隨ひビルマをして英帝國の羈絆より解放し之に獨立國としての待遇を附與せんとする方針は夙に帝國政府の正式聲明せる所であつたが、昭和十八年八月一日ビルマ國は獨立宣言並に對米英宣戰布告を以つて名實共にその宿志を實現するに到つた。

右獨立に關する帝國政府聲明及び東條首相談を掲ぐれば左の如くである。

帝國政府聲明

本一日ビルマは獨立を宣言し即日米英兩國に對し宣戰を布告せり、帝國は直に同國を承認し、之と同盟條約を締結し大東亞戰爭の完遂と大東亞の共同建設の爲、緊密に協力すべきことを盟約せり。

顧みるにビルマは英國の壓制下に呻吟すること既に

百有餘年茲に其の宿望を達成し獨立の榮を擔ひ今や驟然起つて帝國と共に米英擊滅の共同戰線に立つ之萬邦をして各々其の所を得しめ兆民をして悉く其堵に安んぜしむる肇國の大精神に基づき東亞積年の禍根を芟除して新秩序の建設を期せんとする、帝國の同慶措く能はざる所なり今や滿洲國は其の國力を擧げて帝國の戰爭遂行に協力し中華民國並にタイ國は既に帝國と完全なる協力の下に共同の戰爭完遂に邁進しつゝあるの秋、茲に亦ビルマ國の獨立蹴起聖戰參加を見るに至り大東亞の結束愈々固きを加へたり帝國は是等各國との提携を愈々緊密にして歐洲に於ける盟邦と相呼應して共同の宿敵米英を擊破し以て道義新秩序の建設に邁進せんことを期す茲に帝國政府の所信を中外に闡明す

東條首相談

本日ビルマは獨立を宣言して米英に對し宣戰するに至り、帝國は直にビルマ國を承認し、同國との間に同盟條約を締結した。

懷へば永きに亘り、ビルマは獨立の熱望を有し乍ら、英國の壓制の下に、塗炭の苦しみを續けて來たのである。然るに大東亞戰爭勃發するや、御稜威の下皇軍將兵の善謀勇戰に依り、忽ちにして米英軍はビルマより一掃せられ、ビルマ内外の情勢は全く一變するに至つた。ビルマ更生の回天の業は急速に進展し、ビルマ多年の宿望は大東亞戰爭開始以來僅かに一年有半にして達成せらるゝに至つたのである。茲にビルマ獨立の歴史的記念の日を迎へ聖恩の廣大無邊なるに感激すると共に、ビルマ國の爲沍に御同慶に堪へない次第である。本日の此の目出度き日を迎へ得る迄の間、ビル

マ獨立の爲に幾多の志士は英國の非人道なる壓迫の下に恨みを呑んで此の世を去つたのである。皇軍一度ビルマに作戰を開始するや、バー・モウ氏以下ビルマの人士は此等の志士の遺烈を承けて、心から皇軍の作戰に協力し、ビルマの獨立に、大東亞戰爭の遂行に、日夜渾身の努力を重ねて來たのである。其の間幾多忠勇義烈の皇軍將兵は戰場の華と散り、又幾多ビルマの勇士は崇高なる目的に殉じたのである。私は茲にビルマ獨立の爲に瘞れたる幾多の志士の偉功を偲び、今日のビルマ創建に盡されたるバー・モウ氏以下ビルマ民衆の奮闘と皇軍に對する協力とに對し、衷心より敬意と謝意とを表すると共に、皇軍將兵の世界に比類なきビルマ作戰の武勳に對し、深甚なる敬意と謝意とを表し、併せて戰場に瘞れたる皇軍及びビルマの勇士に對し謹んで敬申の誠を捧ぐるものである。

一國の獨立、殊に永きに亘る秕政の桎梏より脱して、一國が獨立することは、其の例必ずしも多しとしないのである。今日より獨立國ビルマの國民たるの光榮を擔ふことを得るに至つたビルマの人々こそ、誠に幸ひなりと謂ふべきである。

然し乍ら一國が獨立して堂々と成育發展して行くことは、固より容易の業ではない。將來ビルマ國が順調なる發展を遂げて行く爲には、ビルマの人々の並々ならぬ努力が愈々必要となるのである。而して帝國が今後愈々ビルマ國の興隆の爲、全幅の支援を加ふべきは亦贅言を要しない所である。

今やビルマの獨立も已に成り、米英多年の桎梏より大東亞を解放せんとする大東亞戰爭の目的は逐次達成せられつつあるのである。申す迄もなく、大東亞戰爭

の完勝なくして、大東亞解放の完成は期し得られないのである。固より大東亞戰爭の前途には幾多の困難を覺悟せねばならぬ。然し乍ら如何なる困難も之を克服し、如何なる障礙も之を突破して、御稜威の下必ず究極の戰勝を獲得する所に、帝國の輝かしき傳統があるのである。一億國民は大東亞十億民族の中核となり飽迄も、世界に冠絶せる闘志を以て、戦ひ抜き、勝ち抜かんとして居るのである。大東亞十億の民族は、愈々結束を強化して更に大東亞總力發揮の巨歩を進めんとして居るのである。我等に大東亞戰爭完勝の烈々たる闘志あり、大東亞十億の民族に、大東亞解放完成の牢固たる結束あり、大東亞十億の民族の前途正に洋々たるものありと謂ふべきである。

本日茲に新ビルマ國誕生の日に方り、私はビルマ國の順調なる發展を祝福すると共に、愈々大東亞各國家各民族の結束を強化し、益々歐洲盟邦諸國との提携を緊密にして、大東亞戰爭完遂、大東亞建設必成の爲に、邁進せんとする帝國の鐵石の決意を、更めて表明する次第である。

